



令和元年 第3回定例会

会 議 録

(令和元年 6月7日～6月28日)

枕 崎 市 議 会

令和元年
枕崎市議会第3回定例会会期及び会期日程

1 会 期 22日間（6月7日～6月28日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分	時 間	内 容
6月 7日 (金)	本会議	前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 行政報告 7 議案上程（日程第5号－第15号） 8 提案理由の説明、質疑 9 予算特別委員会の設置及び委員の選任 10 議案委員会付託 11 議案上程（日程第16号） 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 報告（日程第17号－第19号） 15 散 会
6月 8日 (土)	休 会		
6月 9日 (日)	休 会		
6月10日 (月)	休 会		
6月11日 (火)	休 会		
6月12日 (水)	休 会		
6月13日 (木)	本会議	前 9:30	1 開 議 2 一般質問（5名） 3 散 会
6月14日 (金)	本会議	前 9:30	1 開 議 2 一般質問（3名） 3 散 会
6月15日 (土)	休 会		
6月16日 (日)	休 会		

6月17日(月)	休 会	委員会	前 9:25	1 総務文教委員会
6月18日(火)	休 会	委員会	前 9:26	1 産業厚生委員会
6月19日(水)	休 会	委員会	前 9:30 後 3:26	1 予算特別委員会 1 議会運営委員会
6月20日(木)	休 会			
6月21日(金)	休 会			
6月22日(土)	休 会			
6月23日(日)	休 会			
6月24日(月)	本会議		後 3:59	1 開 議 2 議案上程(日程第1号) 3 提案理由の説明 4 質疑、討論、表決 5 散 会
6月25日(火)	休 会	委員会	後 1:39	1 議会運営委員会
6月26日(水)	休 会			
6月27日(木)	休 会			
6月28日(金)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号-第4号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第5号-第8号) 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第9号-第11号) 9 委員長報告 10 質疑、討論、表決 11 議案上程(日程第12号-第13号) 12 提案理由の説明、質疑 13 議案委員会付託 14 議案上程(日程第14号) 15 提案理由の説明 16 質疑、討論、表決 17 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

				議員の選挙 18 休憩 19 再開 20 議案上程（追加日程第1号） 21 委員長報告 22 質疑、討論、表決 23 議案上程（追加日程第2号） 24 委員長報告 25 質疑、討論、表決 26 継続調査申し出について 27 議員派遣について 28 枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類に係る質疑 29 閉会
		委員会	前 11：15 後 2：21	1 総務文教委員会 1 産業厚生委員会

本 会 議 第 1 日

(令和元年 6 月 7 日)

令和元年枕崎市議会第3回定例会

議事日程（第1号）

令和元年6月7日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4		行政報告	
5	6	令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）	予 特
6	7	令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
7	8	令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃
8	9	枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
9	10	枕崎市森林環境譲与税基金条例の制定について	産 厚
10	11	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
11	12	枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
12	13	枕崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
13	14	枕崎市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
14	15	枕崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
15	陳 1	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるため、2020年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情	〃
16	16	監査委員の選任について	

17	報1	繰越明許費繰越計算書について	
18	報2	繰越明許費繰越計算書について	
19	報3	事故繰越し繰越計算書について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 中 原 重 信 議員	2 番 眞 茅 弘 美 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員	4 番 沖 園 強 議員
5 番 禰 占 通 男 議員	6 番 城 森 史 明 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員	8 番 吉 嶺 周 作 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員	10 番 下 竹 芳 郎 議員
11 番 永 野 慶 一 郎 議員	12 番 東 君 子 議員
13 番 清 水 和 弘 議員	14 番 吉 松 幸 夫 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長	松 田 章 子 書記
田 代 勝 義 書記	溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	川 崎 満 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	原 田 博 明 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
永 江 隆 水道課参事	高 山 京 彦 市立病院事務長
下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長	小 峯 恵美子 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	堂 原 耕 一 企画調整課参事
田 中 幸 喜 総務課参事	新屋敷 増 水産商工課参事
日 渡 輝 明 市民生活課参事	平 塚 孝 三 選管事務局長
日 高 広 子 会計管理者兼会計課長	丸 山 屋 敏 教育長
山 口 美津哉 教委総務課長	益 満 裕 美 学校教育課長
末 永 俊 英 生涯学習課長	中 嶋 章 浩 文化課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長	松 田 勇 一 保健体育課参事兼国体推進係長
中 原 浩 二 消防長	松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長
俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長	山 口 太 総務課行政係長
中 山 俊 吾 総務課行政係主任	鮎 川 智 総務課行政係主事

午前9時30分 開会

○中原重信議長 令和元年第3回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、3番上迫正幸議員、12番東君子議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月28日までの22日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御承知おき願います。

次に、日程第3号諸般の報告を行います。

まず、枕崎市議会報調査特別委員会の委員長及び副委員長の互選結果についてであります、委員長に眞茅弘美議員、副委員長に東君子議員が選出されております。

次に、監査委員から、平成31年3月、4月及び令和元年5月執行の例月現金出納検査結果報告書を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、平成31年第1回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で、報告を終わります。

次に、日程第4号行政報告を行います。

市長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 令和元年第3回枕崎市議会定例会の開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

本年5月1日天皇陛下が御即位され新たな元号、令和の時代が始まりました。本市では天皇陛下御即位祝賀記帳所を設け、市民の皆様にお祝いの御記帳をしていただきました。

全国的には、先月8日に滋賀県大津市で事故を起こした軽自動車は信号待ちの保育園児の列に突っ込み、保育園児ら16人が死傷するという交通事故、28日には川崎市で通学中の小学生など20人が刃物を持った男に刺され、2人が死亡するという大変痛ましい事件が発生いたしました。

亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げます。同時に、子供たちの命をどうやって守っていくのかを、本市としてももう一度真剣に再確認していく必要性を痛感しているところです。

また、先月10日には宮崎県沖を震源とする震度5弱の地震の発生や、19日には屋久島で260人以上の登山客などが取り残されるような記録的な豪雨の発生など、自然災害へのしっかりとした

対応を準備しておかなければならないと改めて認識させられる事象も発生しております。

それでは、本市のさきの3月定例会以降の諸報告を申し上げます。

まず、イベント等に関しましては、3月に第8回目を数える「春の市」が枕崎内港で開催されました。好天に恵まれ、約1万人の人出でにぎわいました。

5月4日、5日は恒例の「こどもの日かつおまつり」がこちらも両日ともに好天に恵まれ、およそ4万人の人出でにぎわいました。

また、5月25日と26日には、「第60回都道府県対抗なぎなた大会・第75回国民体育大会燃ゆる感動かごしま国体なぎなた競技リハーサル大会」が枕崎市立総合体育館で開催され、全国から300人近くの選手、監督、役員の皆様が本市を訪れ、熱戦が繰り広げられました。

この大会は、正式競技としては県内最初に開催された、来年の国体に向けたリハーサル大会で、開会式には来賓として三反園知事もお見えになりました。

また、大会運営においては、鹿児島県なぎなた連盟や本市職員のほか、市内中高生や多くのボランティアの方々が大会運営に携わり、来年の国体本番に向けたリハーサルができました。

次に、市制施行70周年記念事業関係について申し上げます。

第2回枕崎国際芸術賞展は、今回、海外12か国と全国各地から平面・立体作品あわせて945作品の応募がありました。

東京での写真、書類による1次審査で333作品に絞り込み、今月3日に南浜館で最終審査を行い、大賞作品を含む入賞作品が決定いたしました。7月21日からの国際芸術賞展の開催、9月1日の記念式典などの準備を急ピッチで進めております。

市民活動について御報告いたします。

3月23日に枕崎市内の若者を中心とした有志による募金活動等で完成した「未来をつむぐ幸せの鐘」が火之神公園に設置され、本市に寄贈いただきました。今後、観光振興の核として有効活用してまいります。

また、枕崎ライオンズクラブ様より創立55周年の記念として、市内7カ所に設置する防犯カメラ14台などを贈呈していただきました。市民の安全安心に大きな貢献をしていただけるものと感謝申し上げます。

また、ボランティア有志の皆様が本市で初めてとなる「子ども食堂」を3月から当面、1か月に1回のペースで開催していただいております。

このように、市民の有志の皆様の御厚意をいただいたことに、心から感謝申し上げます。

今年度から取り組みを始めた「高血圧ゼロの街 枕崎」プロジェクトの第一弾のイベントとして5月18日に枕崎市市民会館において「血圧を測ろう祭り」を開催しました。

このプロジェクトの提唱者の一人でもある鹿児島大学大学院の大石充教授を招いた講演会を初め、高血圧に関するさまざまな催しに多くの市民が集まり、プロジェクトのスタートとして有意義なイベントとなりました。

この高血圧ゼロへの取り組みや、昨年から始めているソーシャルマーケティングを活用した特定健診受診率向上の取り組みなどは、5月に開催された九州市長会の意見交換会の場で紹介させていただき、他の市、市長からも興味を持って受けとめられました。

私は、5月16日には「道路整備促進期成同盟会全国協議会総会」と「命と暮らしを守る道づくり全国大会」に参加しました。その後、国土交通省と財務省を県内6市町村長と訪問し、要望活動を行ってきました。

県全体の要望と当該自治体の要望をする機会をいただき、本市の生活道路の老朽化対策の要望、そして南薩縦貫道のさらなる整備強化の要望等を大臣政務官と道路局次長に直接要望することができました。

要望活動で申し上げますと、1月に地元代議員を通じて特別交付税に対する要望活動のため総

務省に出向き、事務次官と自治財政局長に直接要望をする機会を持ちましたが、3月末の特別交付税の伸び率は、災害等のあった自治体を除くと県内でも上位の伸び率となりました。

本年度の施政方針で説明いたしました、林業の活性化を目的とした民間の木質燃料供給会社の「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業」については、全国的に要望が多く国からの内示がなかったと報告がありました。

本市においては、再生可能エネルギー発電施設とあわせて、地域の農林漁業の健全な発展に資するために「枕崎市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会」を設立するなど、支援の体制を整えてまいりました。残念な結果となりましたが、事業は計画どおり実施されるとのことで、引き続き支援していきたいと考えています。

3月3日には大阪の京セラドームで「関西かごしまファンデー」が、3月8日には福岡のホテルで「福岡鹿児島県人会・福岡南洲会」が開催されました。

特に「関西かごしまファンデー」では、多くの来場者にステージから枕崎をPRする機会をいただいたほか、本市物産品ブースでは直接来場者に、特産品のPR、トップセールスをさせていただきました。

「福岡鹿児島県人会・福岡南洲会」は、枕崎からの参加は初めてとのことでしたが、福岡県内の多くのキーマン、オピニオンリーダーの皆様と交流を深めさせていただきました。

そのほか、枕崎ヘリポートを拠点として活動している県の消防・防災ヘリコプターの新しい機体の就航、金山地区では鹿児島大学の防災担当の教授を講師に迎えての災害図上訓練の実施など、これからの梅雨、台風に備えた防災への備えを再認識する活動もありました。

5月には半年に1回の開催を市民と約束している「語る会」を市内5カ所の会場で開催しました。本年度の本市の市政運営についての取り組みを中心に、市民の皆様と膝を交えて語らうという有意義な時間を共有させていただきました。

この語る会には、各課長等を初め、多くの市職員も参加してもらい、今年度の市政に対する意識の共有を図りました。

また、5月30日には市職員の係長を中心に、持続可能な開発目標SDGsへの認識を深めるための研修を行いました。

ことしは統一地方選挙の年で、本市でも4月に県議会議員枕崎市区選挙、市議会議員選挙が実施されました。両選挙とも無投票という結果になりました。市民の皆様には候補者の皆様の生の声がなかなか届きにくい結果となりましたが、今後、市政、県政の場で市民の皆様への関心を高めることに努力してまいりたいと考えます。

以上、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告については、御承知おきます。

次に、日程第5号から第15号までの11件を一括議題といたします。

市長提出に係る案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算3件、条例7件、人事案件1件及び報告事項3件の計14件であります。このうち、人事案件及び報告事項を除く10件について説明を申し上げます。

まず、議案第6号令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億0,670万円を追加し、予算総額を120億7,680万円にしようとするものです。

地方債の補正は、過疎対策事業ほか2事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、一般職人件費、介護保険特別会計繰出金、社会資本整備総

合交付金を活用した片平山公園トイレ改築工事、公共下水道事業特別会計繰出金、小中学校の空調設置事業、県の地域振興推進事業を活用したスポーツ交流拠点整備事業などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第7号令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ312万6,000円を追加し、予算総額を26億9,317万4,000円にしようとするものです。

補正の内容は、介護保険システム改修及び介護予防・生活支援サービス事業費の増並びに介護予防ケアマネジメント事業費の減であります。

以上の財源として、繰入金及び国庫支出金の増並びに保険料の減で措置いたしました。

次に、議案第8号令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,731万4,000円を追加し、予算総額を9億4,446万5,000円にしようとするものです。

補正の内容は、人事異動等に伴う人件費及び下水道整備費の委託料の増であります。

以上の財源として、繰入金及び国庫支出金の増で措置いたしました。

次に、議案第9号枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の日額報酬の額を改定しようとするものです。

次の議案第10号枕崎市森林環境譲与税基金条例の制定につきましては、国から譲与される森林環境譲与税について、森林の整備及びその促進に関する施策の実施に要する費用の財源に充てるため、枕崎市森林環境譲与税基金を設置しようとするものです。

次の議案第11号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部改正により、軽自動車税の特例措置等の見直し等がなされたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第12号枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の確保に係る経過措置の延長を行うほか、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第13号枕崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、これに準じ、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第14号枕崎市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、令和元年度及び令和2年度における保険料率の特例を定めようとするものです。

次の議案第15号枕崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきましては、工業標準化法及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

以上、主な点のみ申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○中原重信議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○9番立石幸徳議員 提案をされました議案についてですね、質疑をいたしますけれども、今回は予算と条例が関連するものが幾つかございますので、その項目については一緒に質疑をさせて

いただきたいと思います。

まず、一般会計の補正の中で、細かな部分は委員会等でお尋ねをし、審査をいたしますけれども、この本会議においてですね、これまでの本市の方針あるいはその計画を大きく変えている部分、異なってきた部分について質疑をさせていただきます。

最初に、民生費の関係で、介護保険特別会計繰出金2,219万5,000円が計上されておりますが、これは10月からの消費税増税対策ということで低所得者への軽減措置というふうに理解をしております。それで、軽減の具体的な内容ですね、これはどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

それから、関連の議案第14号介護保険条例の改正、この提案理由がですね、先ほど市長も申されたわけですが、令和元年度、つまり本年度及び来年度、令和2年度における保険料率の特例を定めるという提案理由なんです。

本年度と令和2年度は、軽減額は、私の調査では違っているはずなんです、条文ではその点をなぜ明確にされていないのかですね、その点も説明をしていただきたいと思います。

次に、森林環境譲与税が、この点については私もずっと一般質問とか委員会審査でお尋ねをいたし、今回初めて本市の歳入に255万8,000円が上がってきているわけです。この金額の算定根拠ですね、これはどうなっているのか。

法律によりますと、市町村譲与税の10分の5が私有林ですね、人工林の面積を算出根拠、本市のこの私有林人工林の面積は幾らなんですかね。それから、この件では林業の就業者数、これも関連するんですが、本市の場合、何人になっているのか。

それからこれも関連ですが、議案第10号で基金条例が提案されております。森林環境譲与税の使途、使い道については、本年3月に成立した先ほどの関係法律、この第34条でですね、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。ですから、本市の場合、この基金の状況を含めどのような方法を考えているのかですね、お尋ねをいたします。

それから3点目に、これも水産の関係で、これから災害シーズンに入っていく中で重要な補正予算が出されていると思います。

それは、当初予算で農山漁村地域整備交付金事業が、今回、国の特別補助事業ということで、漁港海岸整備事業へと変更して、非常に本市にとっては有利な形になってきているんですが、まず当初予算の事業では4,500万の事業だったんですが、今回、事業費総額は6,000万円に、1,500万ふえてるわけですね。

この1,500万ふえた理由はどういうことと考えればいいのか、それから事業費総額がふえたにもかかわらず、本市の負担は当初の385万円から今回280万ちゆうことで、逆に100万円ぐらい減っているわけですね。非常に有利になっている。

で、今回、測量設計ですけれども、来年度以降の工事費については、やはりこういった国、県、市の負担割合というのは、同様の形で工事がなされているのかですね、工事完成までの期間をどれぐらいを見ているのか、それからこの件では最後に、地元の建設業者、地元業者がこういった恩恵を受けられるのか、このことをお尋ねします。

最後に教育費の関係でですね、まず昨年からいろいろと論議をしてきておりましたこの小中学校の空調設置、非常に残念ながら今回、普通教室以外が補助事業から単独事業ということになっているみたいです。

補助事業が単独になった場合に、本市の財政負担、これはいかほど負担がふえたということになっていくのかですよ、それからもう一点は、なぜ、普通教室以外のいわゆる特別教室あるいは職員室がですね、補助をとれなかったのか、つまり昨年いろいろ論議をする中で、昨年の補正4号ではですね、最初、普通教室あるいは特別教室等も含めた全教室を対象にした計画が出されたんですが、その後、補助の内示があつて、普通教室以外はだめだと一旦、補正7号ぐらいのとこ

ろで取り消しをしたはずなんですよ。

それを今回の本年度の当初予算では、また補助が見通しがあるということで補助事業でやってきたのが、今回、はっきり言ってだめになったわけですね。本年度当初、補助を見込んだその辺の経過についてもですね、しっかりと市民に説明をしていただきたいと思います。

とりあえず以上、4項目お尋ねいたします。

○山口英雄福祉課長 まず、一般会計補正予算に計上しております介護保険特別会計繰出金及び介護保険条例の関係で2点ほどいただきましたので、答弁申し上げます。

まず1点目の、今回の軽減の内容ということでございますけれども、今回の軽減条例改正及び繰出金の増につきましては、質問者が言われるとおり、本年10月から消費税が10%に引き上げられることに伴いまして、さらなる低所得高齢者の負担軽減という観点から、介護保険料について軽減が拡充されるというものでございます。

具体的な内容につきましては、まず所得段階9段階ございますけれども、そのうちの第1段階、これは生活保護受給者あるいは世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者及び本人の年金収入等が80万以下というふうになっておりますけど、この第1段階の保険料につきましては、本来の保険料、本市の場合でいきますと、今回の保険料は3万3,800円というふうになっておりますけれども、現在、平成27年から消費税8%の実施に伴いまして、0.5引き下げて、実際は3万0,400円の負担というふうになっております。

これは、今回さらに軽減が0.075拡充されまして、改正後の負担額につきましては2万5,400円というふうになります。したがって、本来の保険料と比べますと8,400円の軽減、また現行の負担額と比べますと5,000円のさらなる軽減の拡充ということになります。

それから、今回新たに第2段階及び第3段階の保険料の軽減が実施されます。

この第2段階につきましては、現在、負担すべき保険料が5万0,700円というふうになっておりますけれども、今回、負担率を0.125引き下げて、額にして4万2,300円。したがって、8,400円の引き下げと、負担減というふうになります。

それから、第3段階につきましては、本来の保険料、現在の保険料が5万0,700円となっておりますけれども、負担率を0.025引き下げることに伴いまして、改正後の負担額が4万9,100円、すなわち1,600円の負担軽減というふうな内容になっております。

それから、2点目の今回の条例改正における令和2年度の保険料の軽減措置の関係でございますけれども、御承知のとおり、介護保険料につきましては、介護保険法第129条第2項によりまして、政令で定める基準に従って、市町村の条例で定めることというふうになっております。

本年3月29日に介護保険法施行令の一部改正がなされまして、本年4月1日から先ほど説明いたしました第1段階に係る介護保険料の軽減割合の拡充、それから新たに第2段階及び第3段階の保険料の軽減の実施というのがなされましたけれども、今回の改正につきましては、令和元年度における消費税の10%引き上げの影響が半年間ということが考慮されまして、当初、国が想定しておりました軽減割合の半分の軽減率にとどまっております。

介護保険法施行令の一部改正の中には、平成31年4月1日以降の軽減率については、先ほど御説明しました当初予定の半分の軽減率でいくというふうになっておいて、令和2年度分の、本来、当初予定していた軽減率に係る改正規定は盛り込まれておりません。

そういったことで、介護保険料につきましては、政令の基準に従って定める必要がありますので、現段階では、令和元年度及び令和2年度の保険料の軽減率については、この当初、国が想定していた半分の軽減率というふうに条文上はなってしまいますので、本市条例においてもそのように規定しておいて、令和2年度における国が想定していた本来の軽減率についての規定は盛り込んでおりません。

こういったことで、国は令和2年度におきましては、さらに軽減すると、本来の当初予定した

軽減率でいくと、例えば具体的に言いますと、第1段階については令和2年度は負担率を0.3に軽減すると。第2段階につきましては0.5に、第3段階につきましては0.7に軽減するというふうにしておりますので、今後恐らく来年3月ぐらいに、またさらなる政令改正があると思っておりますので、本市条例におきましても、その政令改正に従って、さらなる負担率の軽減を図るというふうなことにしております。

○原田博明農政課長 森林環境譲与税について質問がありましたのでお答えいたします。譲与税の積算基準につきましては、質問者からありましたように、私有林人工林面積の譲与額に対して10分の5に相当する額が来ます。

私有林というのは個人の所有している森林でございます。林業就業者数につきましては、10分の2に相当する額が譲与されます。人口につきましては、10分の3に相当する額で案分することになっております。

譲与基準につきましては、市町村が総額の9割、都道府県が総額の1割ということで示されていますが、制度創設当初は、市町村への支援に対する県の役割が大きいということで、市町村が8割、県が2割ということで、段階的に1割に移行していくということで示されております。

本年度は、全体で200億円譲与するということになっておりまして、市町村配分額が160億円、都道府県配分額が40億円ということになっております。

本市の私有林人工林面積につきましては、993ヘクタール、全国の面積は706万2,420ヘクタールということになります。

林業就業者数につきましては、本市は12名、全国でいいますと6万3,817名となっております。

人口は、平成27年の国調人口の2万2,046人ということになっておりまして、これらを試算額の160億円で計算しますと、予算額の255万8,000円という形になります。

譲与税の使途につきましては、決算を議会の認定に付したときには遅滞なくインターネットの利用、その他適切な方法により公表しなければならないというふうになっております。決算の認定をいただいた後、枕崎市のホームページや広報紙等で公表していくということになります。

○鮫島寿文水産商工課長 水産関係の補正予算について申し上げます。質問の4,500万から6,000万円に増となった理由につきましては、当初の農山漁村地域整備交付金事業でお願いしてありましたが、議員がおっしゃいましたとおり、特例補助事業として採択を受けて、漁港海岸整備事業で実施することになったところです。

増額の要因につきましては、海底の地形も再現したような大型模型を製作しまして、実験、シミュレーションを行う費用が増加したものと伺っているところです。

2つ目の市の負担が来年度以降に予定されております工事費等と一緒にどうかということですが、工事費についても負担割合が、今回、漁港海岸整備事業の負担割合、国が3分の2、残りの3分の1を県と枕崎市のほうで、県が3分の0.86、市が3分の0.14ということで、工事費のほうも負担割合は変わらないと伺っております。実質、市の負担は4.7%程度の負担率となると考えております。

それと3つ目の工事期間ですが、今年度、調査測定を行いまして、できれば令和2年度から5年間で、令和6年度までで完成を目指したいと伺っているところです。

最後4つ目ですが、地元業者への恩恵ということにつきましては、離岸堤ということで護岸から100メートルぐらいのところに離岸堤をとという計画があるようですが、この海上施工になりますので、作業船を用いた工法になるわけですが、陸、おかのほうでできる作業の部分、内容的には消波ブロックの製作等におきましては、工区を分ける形で地元のほうへも発注できるよう考えているということと伺っているところです。

○佐藤祐司財政課長 小中学校の空調整備にかかります財政負担の増額のお尋ねでございます。

今回の学校施設環境改善交付金の不採択と事業費の増に伴いまして、過疎対策事業債を4,790

万増額いたしております。ですから、財政負担の増と申しますのは、その30%分、そして一般財源分で約1,450万円の増となります。

○山口美津哉教委総務課長 補助事業の申請の関係で、交付金の見通しがあると考えて申請をされたのか、その経緯をという御質問ですけれども、御承知のとおり昨年10月に国の第1次補正予算の申請によりまして、普通教室を含む特別教室等の事業費を前倒しで計上いたしました。御承知のとおり、普通教室のみの内定、交付決定となりまして、平成30年度の3月補正で普通教室以外の事業費を減額したところであります。

月を同じくしまして、12月に国のほうから平成31年度の建築計画の提出依頼がありましたので、本市としましては、臨時特例交付金で内定となりませんでした職員室、事務室、主事室の空調設置の新設、それから保健室及び特別教室、特別教室は図書室とパソコン室ですけれども、こちらのほうの更新を計上して提出いたしました。

提出する前に県のほうにも確認をしまして、平成31年度第1次補正予算で未採択となっている事業、例えば空調事業のその他の部屋の新設や更新事業等は計上できるのか確認をいたしましたところ、未採択となっている部分については計上してもよいということで、ただし、新たに面積がふえる部分は、許可できないというような旨の回答をいただいておりますので、そのように計上いたしまして、31年度の当初予算には普通教室以外のものを再度予算計上したところであります。

ただ、4月になりましてから国のほうから内示が示されまして、本市については今回内定なしということで、御指摘のとおり残念な結果になりましたが、単独事業に振りかえって事業を実施したいということで、予算をお願いしたところであります。

県のほうにもちょっと確認をいたしましたが、本市についてだけではなくて、同じように申請をやってきた市町村についても全て内定なしということで、結果は伺っているところです。

○9番石幸徳議員 農林水産の関係はまた委員会です。いろいろな残余の疑問についてはお尋ねをさせていただきますが、この介護保険の関係で、全体として一般会計から2,026万6,000円繰り出しをして低所得者の軽減に充てるわけなんです。この分の国のほうが2分の1、約1,013万、県は506万ぐらいですね。

本市も当然、残り2分の1、500万ぐらいを低所得者対策に出すわけなんですけれども、これがいわゆる国保税保険基盤安定制度という形で、本市が負担する部分は、後年度、地方財政措置、これはもう明確になっているんですかね、その点をお尋ねをしておきます。

それから空調関係なんです。1回補助が外れて、再度、やはり補助をもう一回出すということであれば、相当念を入れて慎重に取り組んだんだろうと思いますが、結果としてはもう、だめだったということなんです。この辺については、いろいろな経緯、経過もあってやむを得ない部分もあるかと思うんですが、やはり、その辺については、きちっと反省といたしましょうか、取り組みがどうだったのかということ整理しておいていただきたいと思っております。

それで、今後の問題として空調関係、相当な光熱水費といたしましょうか、ずっと学校の空調をやっていくわけですので、このランニングコストにかかわるんですね、国なりの補助あるいはそういった面での支援、助成、こういうものについてはどういうふうになっているのか、お尋ねをしておきます。

○佐藤祐司財政課長 1点目の介護保険の軽減分に対する市町村への財政措置という点でございますが、普通交付税の算定基礎の中で、単位費用というものがございます。

高齢者保健福祉費の単位費用の積算の中で、現在、軽減措置がされている分について、財政措置がされております。

今年度の単位費用の積算基礎については、見てはいないんですけれども、国の制度にかかわるものですので、拡充された分については、同じように単位費用の積算の中で拡充をして、算定さ

れるのではないかなというふうには考えているところでございます。

それと、2点目の空調の光熱水費関係の財政措置という点でございますが、これにつきまして、以前、情報があったんですが、普通交付税の単位費用の中で光熱水費については増額をして積算をするというふうに言われております。

ただ、これにつきまして、今年度、どのような積算がされているのかをまだ確認しておりませんので、そのような情報レベルというところでございます。

○中原重信議長 ほかにありませんか。

○5番禰占通男議員 私は、この人事異動に伴う増減ということで、一般職人件費と、これは今まで何年か人件費ということで異動によって人件費を削減できたという当局の説明が今まであったんですけど、この一般職人件費と、そしてまた今回、公共下水道事業特別会計で、市長の説明もありましたけど、新事業による人件費ということで、ここに増が載ってるんですけど、特に今この公共下水道は一応、水道課と一緒にあって、受付窓口で1人削減できたと、経費削減ということでその説明もこの前あったばっかしなんですけど、それについてどういう新事業によりこの人件費が増加したのか。

それとですね、今ありましたこの森林環境譲与税、これについては今説明がありましたように、森林の保有、人工林の範囲、そしてあと従業者数人口ということで譲与税が算出するとなっておりますけど、実際まだ新聞等では9月にならないと公表できない、ある横浜、1億何千万もらうところと、沖縄関係の1万幾らぐらいしかもらえてないとかそこら辺しかメディアにも載ってないんですが、うちは255万だったですかね、それは算出が、今、農政課長からもありましたけど、その算出が正確でその額で決まりなのか、また改めて9月に国から示される分でまた訂正があるのかについてですね。

それと、今ありましたこの説明の中で、3番目のシニア元氣いきいき活動というこれなんですけど、これは団体等へ補助を行うとなっておりますけど、どういう健康づくりの内容でどのくらいの団体数を対象にするのか、またその人員はどのぐらいを見込んでいるのかということですよ。

それと、あとは今、小中学校の空調設備事業もありましたけど、以前、冷媒方式といいますか電気にするかガスにするかまだ決まっていなかったという内容だったんですけど、建設課からの。それはどのように方式が決まったのかについてお願いいたします。

○本田親行総務課長 まず、人件費の補正についてお答えいたしますけれども、今回予算を出しました一般会計それと下水道事業会計におきまして人件費の補正を行っておりますけども、この補正の中身につきましては、4月1日の人事異動を反映したものであると。

人件費の当初予算につきましては、予算編成時期の職員配置によって予算を計上いたします、基本的に。今回の4月1日の定期異動によりまして、会計間、例えば下水道から一般会計へ、一般から水道会計へといったような人事異動が行われるわけでございます。その4月1日の状況に合わせて、今回、予算を編成し、補正を行ったということでございます。

○原田博明農政課長 今、9月にならないと確定しないような質問でございましたが、譲与税の譲与の時期というのが、毎年度9月と3月という形で示されております。

額につきましては、先ほど算出基準を説明しました数値が示されてきてますので、その額はこの額で確定しているというふうにこちらのほうは認識しております。

○山口美津哉教委総務課長 小中学校の冷房システムの電気式か、ガス式かの選択はどうなったのかというような御質問だろうと思っておりますけれども、設計の段階で建設課、関係業者とも協議をいたしまして、ガス式については個々にさまざまな小さなところでも対応できるというようなものではないということで、当初は全部を電気式で設置をしていこうという考えでしたけれども、市長のほうとも協議をいたしまして、校舎の並びでガス式が使える部分が枕崎小学校の1校舎が該当しましたので、そこの部分だけをガス式で、あとは電気式に決定して工事を進めたいと考え

ております。

○山口英雄福祉課長 シニア元氣いきいき活動体制づくり支援事業補助についてでございますけれども、この事業につきましては、事業の目的といたしましては、高齢者の健康づくりや介護予防、生きがいづくり等の取り組みを行う団体の活動の立ち上げを市が支援するというものでございます。

内容を説明申し上げますと、事業の対象となる団体の要件といたしましては、任意の団体であること、構成員のほとんどが本市に住所を有する者であること、団体ですので3人以上の構成員を有し、その半数以上が高齢者であること、それから代表者を定めて継続的に活動する予定であることで、対象活動につきましては、健康生きがいづくりや介護予防その他高齢者を支援する活動、2つ目には環境整備の取り組みなど地域の活性化に関する活動、3つ目には、子育て世代の支援及び高齢者と子供の交流等に関する活動、それからこれらに類すると市長が認めた活動、こういった活動が対象になるところでございます。

そういったことで、どれだけの人員ということで質問がありましたけれども、人員につきましては、自主的な団体ですから、3人以上の構成員をもって、こういった活動を立ち上げようというときに、市が補助要件に該当した場合、助成をするというものでございまして、補助の額につきましては、活動の立ち上げに係る実際の支出額でございまして、上限は1団体30万円というふうにしております。

○中原重信議長 ほかにありませんか。

○5番禰占通男議員 先ほど、森林環境譲与税ですけど、前の質疑者の答弁に平成27年度が2万2,041人だったですかね、人口が。

それに対して一応、住民税に1,000円プラスして譲与税のもとをつくるということになってるんですけど、枕崎市は譲与税を納める人数ですかね、それは何人ほど見込んでいるのか、結局、10月から始めますから、今、途中までは国が出すということで、対応するにも来年度分からになると思うんですけど。

それと、あともう一つの体育館の観客席の改修整備というのがありますけど、この前リハーサルの国体というなぎなたがあったんですけど、一般客はほとんど来場されていない。

そして、2階の一番広い正面になるところのあそこも選手控室ということで、観客に使えるような状態じゃない、そして半分は、また空調というか送風機を置いてあって使い物にならない、そういった中で実際、本番になったときに、どのぐらいの観客を見込んでいるのか、そしてまた、その観客について、国体、約50年ぶりぐらいだと思うんですけど、そうした場合、今の小中学生、幼稚園児が国体ということにかかわれるのは大体が見ることだと思うんですけど、そういった児童に対してどのような要請とするか、見てもらうのかとその対策ですね、そしてまた、この整備をどのように、この床の、客席の床とか席の改修を今の状態からするのか、それと、あともう一つあったんだけどな……（「議長、議事進行」「賛成」と言う者あり）それをお聞きます。

○4番沖園強議員 委員会等の審査を控えて、今のこの初日本会議での質疑のあり方というものに若干疑問を感じておりますので、議事を整理していただきたいと思っております。

○中原重信議長 それでは禰占議員、委員会もありますので、具体的内容については、委員会のほうで質疑をよろしくお願ひしたいと思っております。

なかなか、その中身まで入っている面もありますので、それについては委員会のほうで質疑をお願ひしたいと思っております。（「議事進行」「委員会と本会議は違うんですよ」「全然違わないよ」「同僚議員の発言を妨げるようなですね、議事進行をするというのは、本当におかしいと思えますよ」「ある程度はその辺のところは認めるべきですよ」「線引きはできない」と言う者あり）認めてしているんですけど、また中に食い込んでいる部分もありますので、それは委員会でお願ひしたいということですので、それでは……ちょっと待ってくださいね。（発言する者あり）分

けていません。ただ、この会がスムーズに進行して、また私の判断では中身が入っているなど思いましたので、今、お願いしているところでございます。

それでは先ほどの……（発言する者あり）決してできないとは言ってません。ただその整理、よく整理してですね、議長としては議場の整理をしているところでありますので、御協力をお願いしたいと思います。それでは執行部、答弁ができればお願いします。

○神園信二税務課長 森林環境税の賦課時点になりました場合の納税の人数の見通しというお尋ねでございます。

賦課が始まりますのは、令和6年1月1日施行以降でございますが、その時点での数値というのは申し上げられませんので、現時点で市民税の均等割、市県民税の均等割を納税していただいている方につきましては、人数、おおよそ9,600人というところでございます。

○豊留信一保健体育課長 リハーサル大会の開催状況についてお答えしたいと思います。

25日、26日、先月開催されたわけですけれども、こちらのほうで延べ入場者数というのを把握しておりますが、1日目が1,000人を超えております。そして、2日目が500人弱ということで、2日間で1,500人弱の延べ人数の入場者があったところでございます。

それから、国体時の参加者についてなんですけれども、先催県の状況を見ますと、選手、監督が延べ1,000人から1,200人、それから審判団、役員等の大会関係者が延べ1,800人ぐらいということで、大会期間中は約3,000人の方が枕崎のほうに来場するのではないかと、先催県の数字を見ますとそういうのがありますので、同じような来場者があるのではないかと思います。

それから、なぎなたの普及、周知、国体の周知、それからなぎなた競技の普及等についてですけれども、広報紙のほうにも毎月特集を掲載しているところであります。市民の方々もなぎなた競技について大分理解していただいていると思っております。

それから、中学校の授業の中に、体育の授業なんですけれども、昨年度、それから今年度もなぎなたの時間を取り入れていただきまして、中学生にも体験していただくと。それからスポーツ少年団でありますとか、各種、市のイベント等におきまして、なぎなたブースを設けて、その中でも、小さいお子様から小学生、中学生にかけて、大人もですけれども、体験をしていただいております。

そういったことで、来年、本番の国体があるわけなんですけれども、いろんな形で、本当に50年ぶりの国体ですので、小学生、中学生の方々に本当に心に残る体験といいますか、思い出に残る国体というのを体験していただく意味からも、これからもそういった国体の関係です。小中学生には、普及、周知をして体験をしていただくような取り組みをしていきたいと考えております。

それから、総合体育館の整備事業についてなんですけれども、総合体育館で開催する主な競技、大会の主催者でありますとか来場者、こういった方々からも要望がございまして、今回、体育館を整備する予算を計上してあるわけなんですけれども、2020年の鹿児島国体を控えて、全国から多くの来場者を整った環境の中でお迎えしたいと。そして国体開催を契機として、市民の積極的なスポーツへの参加やスポーツ水準の向上、それに伴う市民の健康増進や体力向上を図るためのスポーツを生かした地域づくりを推進していきたいと考えております。

このようなことから、体育施設の利用性、利便性、快適性に配慮した総合体育館の整備の必要があることから、今回、平成31年度の地域振興推進事業を活用した整備を行うということで、今回、補正予算をお願いしたところでございます。

○13番清水和弘議員 私はですね、議案10号、13号、15号について質疑をさせていただきます。

まず、10号です。森林の整備及び促進に関する施策の実施に要する費用の財源に充てるようになってるんですけど、この枕崎の森林状況、それからまた道路整備の状況など、私はわかってないんですけど、この森林環境税法第34条ではどのような活用状況になってるのかですね、ど

のようなものに利用できるのかをお伺いいたします。

それとですね、もう一点、この13号なんですけど、放課後の育成における事業の設備及び運営に関するという部分なんですけど、この設備の改正するその理由ですね、そしてその改正の内容についてお伺いいたします。

それと15号はですね、ここに提案理由に住宅用防災機器の設置とありますけど、現在、民間の方ですよ、住宅用防災機器を設置している方はどれくらいおるのか、またその使用期間というんですか、期限はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

○原田博明農政課長 ただいま森林環境譲与税の用途について質問がありました。

森林環境譲与税の用途につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の第34条に示されております。

森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成と確保、森林の有する公益的機能に関する普及、啓発、木材の利用の促進、その他森林整備の促進に関する施策というふうになっております。

具体的な内容といたしましては、間伐等の森林整備、林業者人材育成の担い手の確保、木材利用の促進、市町村の体制づくり、森林経営者システムを円滑に機能させるための経費というような形で示されているところです。

本市の取り組みとしては、まず既存の森林情報管理システムへ林地台帳管理システムを追加して、森林情報の充実等と共有を図っていくと、そういった整備がされた後、モデル地区というか重点地区を指定して行って所有者の調査なり、意向調査を実施していきたいというふうに考えております。ちなみに、先ほどありました林道につきましては、枕崎市には3線あるところでございます。

○山口英雄福祉課長 枕崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の関係でのお尋ねですけれども、この放課後児童健全育成事業、いわゆる児童クラブのことですけれども、この事業に関する設備及び運営に関しては、児童福祉法の中で市町村の条例で基準を定めなければならないとされておりまして、その基準につきましては、国が定める基準に従い、あるいは参酌して定めるものというふうにされているところでございます。

今回の条例の改正につきましては、国の示すこの放課後児童健全育成事業の基準の中で、放課後児童クラブには放課後児童支援員の配置が義務づけられているわけですけれども、この放課後児童支援員につきましては、従来、都道府県知事が指定した講習を受講することが必要となっておりました。

今回、これまで都道府県知事が講習を行うというふうにされていたものが、今回の改正によりまして、政令指定都市の長も指定講習を実施できるというふうにされたことから、本市におきましても、その部分に関する基準を改正するものでございます。

○中原浩二消防長 お尋ねの件につきましては、住宅火災警報器の設置率についてであると思われまので、平成30年6月1日現在で申しますと、本市の設置率は82%でございます。

次に、使用期限については、各メーカーおおむね10年程度ということになっております。

○13番清水和弘議員 今、林業の就業者数というのは、たしか12名と言われたと思うんですけどね、これについて本市のこの林業の面積というのは993ヘクタールと言われましたけど、この12名ということで、十分にやっつけていけるのかですね。

それと、人材の育成ということで、どのような対応をしてるのか。現在、またそれを要望している方がおられるのかですね、その辺はどうなってるんでしょうか。

○原田博明農政課長 林業従事者につきましては今、説明しましたように12名という形になっておりまして、主に、まき業者がこの12名を占めている状況でございます。

先ほどの993ヘクタールというのは、個人の所有している私有林の人工林面積でございますの

で、これ以上に広葉樹もございますので、面積的にはまだあるところでございます。

御質問があるように、従事者がなかなか育ってないというのと、だんだん減少している状況というのは、現状ではそういう状況ということで、これらを解決するためにこの制度をもって新しい従事者をふやしていく方法を考えていかないといけないというふうに思っているところで、今後、関係機関なり森林組合とかと協議しながら一緒に従事者をふやしていかないといけないというふうに考えています。

○13番清水和弘議員 先ほど、林道が3線あるという説明でしたけど、今この34条のこの譲与税の用途についてですよ、譲与された税金を林道の整備に使えるのかですね、その辺はどうなってるんですか。

○原田博明農政課長 林道の整備、また林道の部分的な改修、これらにつきましては活用できます。ただ、林道の大規模な整備となりますと、事業費的にも膨大な費用がかかると思います。林道の開設となりますと、県を通じていろいろと協議しながらですね、要望しながら事業化していかないといけないというふうに考えています。

軽微な改修とか作業路の改修とかっていうことについては、この事業を活用していきたいというふうには考えております。

○中原重信議長 ほかにありませんか。

○12番東君子議員 議案第6号の3番、シニア元氣いきいき活動体制づくり支援事業補助、この内容なんですけれども、任意の団体3人以上、30万円がおりるということですが、今現在行われている私なんかも幾つか教室を立ち上げましたけど、お茶会の事業にとっても似ているんですよ、内容が。1回3人以上が集まったら1,000円をいただけるという、それに内容が非常に似てるんですが、これとは全く別なものなんでしょうか。それとも、お茶会をもっと大きくしたものなんでしょうか。

○山口英雄福祉課長 今、議員が言われたお茶会がどのような形態かっていうのは私、存じ上げませんので何とも言えませんが、このシニア元氣いきいき活動体制づくり支援事業につきましては、新たに高齢者の生きがいつくりとか、そういったことを自主的にやる団体がいろいろたくさん立ち上がって、高齢者の生きがいつくりとか、世代間交流とか、今後も高齢化が進む中、そういった活動がどんどん広がってほしいと、そういったことで制度として設けたもので、先ほど申し上げましたように、既存の活動の運営費が対象となるわけではなくて、まず自主的な取り組みが起りやすいように活動を立ち上げるのに必要な初期投資、そこの部分に対して1団体につき30万円を上限として支援をさせていただこうというものでございます。

○12番東君子議員 お茶会の場合は、内容的にですね、集まって話をしたり幅が広いんですが、これは健康づくりで体操に絞ったものなんでしょうか。健康課長、詳しいと思いますのでよろしくお願いします。

○山口英雄福祉課長 今、お尋ねのお茶会、先ほども申しましたけども、どういった形態かというのがわからないので、何とも申し上げられませんが、先ほどこの事業の概要の説明をいたしましたけれども、この事業の目的というのは、高齢者が健康づくりとか介護予防とか生きがいつくり等の取り組みを自主的にやる団体のそういった活動を立ち上げるときに、例えば資機材が必要とか、その活動を行うときにそういった初期投資が必要な場合に、その活動の立ち上げを支援するというところでございます。

今、議員が言われたそのお茶会とかいうものをどういった形態ですのかっていうのを実際その事業計画とか、そういった団体が新たに立ち上げるときに、事業計画書とかそういうのを見てもみないとわからないわけなんですけれども、この補助要綱の要件に該当するのであればそういったことも対象になるかとは思いますが、まだその事業をやろうとする内容次第でございまして、この場では何とも言えないところでございます。

今回のこの予算です、冒頭、行政報告で市長が申しあげましたけれども、今回は1団体、高齢者が子ども食堂を実施する。これは3月から試験的に実施して、どれだけのニーズがあるのかというのを把握した上で、本格的に立ち上げるということでございまして、その団体への補助は、今回、議決をいただきましたらその団体に対しての補助は予定しているところでございます。

○中原重信議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり所管の委員会に付託いたします。

次に、日程第16号監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、城森史明議員の退席を求めます。

[城森史明議員 退席]

○中原重信議長 市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第16号監査委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

これは、市議会議員のうちから選任する監査委員に、城森史明氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○中原重信議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います、質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから、討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第16号監査委員の選任について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○中原重信議長 ただいまの表決権を有する議員数は12人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

- 中原重信議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

- 中原重信議長 異状なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

- 中原重信議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

- 中原重信議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、2番眞茅弘美議員、3番上迫正幸議員、4番沖園強議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

- 中原重信議長 投票の結果を報告いたします。
投票総数12票。
これは先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。
そのうち、賛成11票、反対1票。
以上のとおり、賛成多数であります。
よって、議案第16号は、同意することに決定いたしました。
城森史明議員の着席を求めます。

[城森史明議員 着席]

- 中原重信議長 次に、日程第17号から第19号までの3件について、市長に報告を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

- 前田祝成市長 報告事項3件について報告いたします。

まず、報告事項第1号及び報告事項第2号繰越明許費繰越計算書について申し上げます。

これら2件は、3月定例会で議決をいただきました平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）第2条の繰越明許費及び平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）第2条の繰越明許費について、それぞれ繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

次の報告事項第3号事故繰越し繰越計算書につきましては、平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計の事故繰越しについて、繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項において準用することとされる同令第146条第2項の規定により報告するものです。

以上、報告を終わります。

- 中原重信議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時5分 散会

本 会 議 第 2 日

(令和元年 6 月 13 日)

令和元年枕崎市議会第3回定例会

議事日程（第2号）

令和元年6月13日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	東 君子 議員（24ページ～28ページ）
		下 竹 芳 郎 議員（29ページ～35ページ）
		禰 占 通 男 議員（35ページ～44ページ）
		清 水 和 弘 議員（45ページ～55ページ）
		立 石 幸 徳 議員（56ページ～65ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 中原重信 議員	2番 眞茅弘美 議員
3番 上迫正幸 議員	4番 沖園強 議員
5番 禰占通男 議員	6番 城森史明 議員
7番 豊留榮子 議員	8番 吉嶺周作 議員
9番 立石幸徳 議員	10番 下竹芳郎 議員
11番 永野慶一郎 議員	12番 東君子 議員
13番 清水和弘 議員	14番 吉松幸夫 議員

1 本日の書記次のとおり

上園信一 事務局長	松田章子 書記
田代勝義 書記	溝口達也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前田祝成 市長	小泉智資 副市長
本田親行 総務課長	東中川徹 企画調整課長
鮫島寿文 水産商工課長	川崎満 市民生活課長
佐藤祐司 財政課長	山口英雄 福祉課長
松崎信二 建設課長	原田博明 農政課長
田中義文 健康課長	神園信二 税務課長
堂園力郎 地域包括ケア推進課長	松田誠 水道課長
永江隆 水道課参事	高山京彦 市立病院事務長
下山健一 農委事務局長兼農業振興係長	小峯恵美子 監査委員事務局長
水流敏幸 監査委員	堂原耕一 企画調整課参事
田中幸喜 総務課参事	新屋敷増 水産商工課参事
日渡輝明 市民生活課参事	平塚孝三 選管事務局長
日高広子 会計管理者兼会計課長	丸山屋敏 教育長
山口美津哉 教委総務課長	益満裕美 学校教育課長
末永俊英 生涯学習課長	中嶋章浩 文化課長
豊留信一 保健体育課長兼給食センター所長	松田勇一 保健体育課参事兼国体推進係長
中原浩二 消防長	松田正知 消防総務課長兼消防団係長
俵積田一豊 警防課長兼消防署長	山口太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○中原重信議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから一般質問を行います。

質問は、1番東君子議員、2番下竹芳郎議員、3番禰占通男議員、4番清水和弘議員、5番立石幸徳議員、6番永野慶一郎議員、7番城森史明議員、8番豊留榮子議員の順に行います。

まず、東君子議員。

[東君子議員 登壇]

○12番東君子議員 新しい令和の時代に入り、私自身初めての一般質問を行うことに、これからの新しい枕崎を担う重大な使命を自覚しています。

そもそも私が枕崎市議会議員に挑戦しようと思ったきっかけは、今までいろんな県やいろんな場所に住んだ経験がありますが、枕崎ほど住みよいところはないと思ったからです。大好きな枕崎に骨を埋めて、未来ある子供たちのために頑張っていきたい。そのためには、さまざまな山積している枕崎市の問題に対して真正面から向き合い、自分の職責を果たしていきたいと思っています。

健康指導員としての立場からも、まず一人一人が生活習慣病を見直すことが第一歩ではないかと考えています。

そこで、市が取り組む健康づくり対策について質問をさせていただきます。高血圧ゼロに取り組む理由と事業の内容についてお聞かせください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 まず、新人の東議員が最初の定例会で、トップバッターとして一般質問に立たれたことに対しまして敬意を表したいと思います。

本市は脳卒中の死亡率や国民健康保険の医療費が高く、その要因と考えられる生活習慣病対策が重要な課題となっています。そのような健康課題の改善と、さらには健康寿命の延伸に向けて、市全体で健康づくりの取り組みを推進するため、昨年の6月議会において枕崎市健康づくり推進条例を制定しました。

条例を具体化する取り組みとして、鹿児島大学大学院で心臓血管・高血圧内科学が御専門の大石充教授からの御提案を受けて、鹿児島大学や本市医師会と共同で「高血圧ゼロの街 枕崎」プロジェクトに取り組むことといたしました。

本プロジェクトは、血圧を下げることに特化した事業であり、市民の皆さんが血圧を測定することで自分の血圧を「知る」、そして血圧測定を通して健康意識の向上を図り、血圧を「下げる」、さらには下げた血圧を「上げない」。この「知る」、「下げる」、「上げない」という3つのことを柱に実施します。

本プロジェクトは当面3年間の事業とし、プロジェクトの中で市民の血圧正常化に向けたさまざまな取り組みを進めることにより、本市の課題である生活習慣病の重症化予防対策の強化を図り、脳卒中死亡率の低減や国民健康保険医療費の減少につなげたいと考えています。将来的には、本プロジェクトを通して健康寿命の延伸を図り、健康なまちづくりを目指していきます。

プロジェクトの内容につきましては、担当課長が説明いたします。

○田中義文健康課長 プロジェクトの1年目となる今年度、まずは市民の皆さんに自分の血圧を知っていただくための取り組みを進めます。多くの市民に日常的に血圧を測定していただけるよう公共施設はもちろんのこと、コンビニ、スーパー、パチンコ店、農協、漁協、居酒屋など、ふだん市民の皆さんが立ち寄る場所に血圧計を設置し、血圧を測定しやすい環境づくりに努めます。

血圧測定を促すため5月18日に開催いたしました「血圧を測ろう祭り」を初めとして、各事業所や公民館、PTAなどさまざまな団体及び個人に対しまして、血圧測定を促進する取り組み

を進めていきます。

また、鹿児島大学には講演の講師派遣や医療スタッフ向けセミナー開催を初めとして、プロジェクトの効果的な運営に関して御支援、御指導をいただくほか、血圧測定データから本市の地域特性の分析などをお願いしております。

本市医師会には、市民の血圧測定の推進とプロジェクトの効果的な運営に関する御指導をいただくことにより、プロジェクトの充実を図っていきます。

そのほかにも、保育期から高校生に至るまでの間における血圧を通して、健康に関心を高めるための取り組みや、地元産品を用いた減塩食品の開発、市職員の血圧正常化に向けた取り組みなどをプロジェクトで計画しており、プロジェクトの進捗状況を見ながら効果的に進めていきたいと考えております。

プロジェクトで成果を上げるためには、全市的な取り組みとなるかということが鍵になります。今後とも市民を初め、市内各団体や関係者の皆様に協力を要請してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方にもぜひともプロジェクトの浸透に御協力をお願いしたいと考えております。

○12番東君子議員 今、お話を伺っていると、市民の皆様に向けられてる情熱はわかるんですが、まずはですね、市の職員の方々が先頭に立って本気で取り組んでいるっていう姿を見せることが、このプロジェクトを成功に導く鍵だと思われませんが、市職員全体の健康状況についてお聞かせください。

○本田親行総務課長 市職員全体の健康状況についてのお尋ねでございますが、本市におきましては、労働安全衛生法等の規定によりまして、毎年度、非常勤職員も含めた職員の健康検診を実施しております。

平成30年度におきましても、鹿児島県民総合保健センターに委託して10月に職員健診を実施したところ、人間ドックを受けた職員を除く257人の職員が受診いたしました。

この職員健診の結果につきましては、5月に開催しました職員安全衛生委員会の中で、産業医の先生に御報告いただきましたが、健診結果に異常の所見のあった率、いわゆる有所見率は79.4%と非常に高かったところです。なお、有所見率の高い項目として挙げられましたのが、血中脂質や肝機能、心電図、血圧などといった項目でありました。

また、職員の健康検診時には生活習慣に関する質問も行っておりますが、その集計結果から健康のために生活習慣の改善が望まれる項目として挙げられましたのが、運動習慣、身体活動、早食いなどでありました。

産業医の先生からは、有所見率は非常に高くなっているが、質問の集計結果から見ると食生活や運動などの生活改善への職員の関心度は高くなっているため、今後の職員一人一人の健康に対する具体的な取り組みに期待したいというお話でありました。

このことから、職員一人一人の健康づくりにつきましても、高血圧対策事業など市全体での健康づくりの取り組みの中で、市民の皆さんと一緒に取り組んでいけたらと考えております。

○12番東君子議員 すぐにでも始められることとして、今、お話を伺いましたが、この早食い、ゆっくりとゆったりした気持ちで御飯を食べるということは、誰にでもすぐに取りかけられることではないかなと思います。

そして、この血圧を測ろう祭りについてはですね、枕崎市外の方からも「ニュースで見たよ。とってもおもしろい取り組みですね。ぜひ頑張ってください」とたくさんの応援メッセージをいただいております。私自身も最近、少々血圧が高めですので、まずは自分自身を見直すことから始めたいと思います。

それでは、次の庁内の喫煙対策について質問をさせていただきます。

市民の方々から、市の職員が時々駐車場でたばこを吸っている姿を見かけるが、休憩時間に吸っているのか、吸う回数が決まっているのかなど、さまざまな御意見が寄せられています。

市職員の庁内での喫煙はどのようになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○**本田親行総務課長** 市職員の喫煙についてであります。先ほど申しました職員の健康検診時に実施しました生活習慣に関する質問におきましては、喫煙に関する質問も行っております。その集計結果で申しますと、約2割の職員に喫煙の習慣があるようです。

市役所におきましては、現在、庁舎裏庭等に5カ所の喫煙場所を設けておりますが、職員につきましても、その喫煙場所において喫煙しております。

なお、職員の喫煙につきましては、できるだけ始業前、休憩時間中、終業後に行うこととし、勤務時間中に喫煙する場合は、その回数について節度あるものになるよう注意喚起しているところでございます。

○**12番東君子議員** 吸う人がいる一方で吸わない方もいらっしゃいます。中には、においを嗅いただけでも気分が悪くなるという方もいらっしゃいます。テレビのニュースで、実際に結婚をするんだったら、たばこを吸わない方がいいという方がですね、7割に上ります。

そこで、たばこを吸わない職員や市役所を訪れる市民への副流煙や残留受動喫煙の影響をどのように考えているのですか、お尋ねいたします。

○**本田親行総務課長** たばこの煙には、たばこを吸う人が直接吸い込む主流煙と火のついた先から立ち上がる副流煙に分かれ、副流煙には主流煙と同じく体に有害な成分が含まれていて、ニコチン、タール、一酸化炭素などの分量は主流煙よりも多いと言われております。

また、この副流煙を自分の意思とは関係なく吸い込んでしまうことを受動喫煙といい、受動喫煙にさらされるとがんや脳卒中、虚血性心疾患、呼吸器疾患などのさまざまな病気の高くなり、さらには妊婦や赤ちゃんにも悪影響を及ぼすとも言われております。

このようなことから、望まない受動喫煙の防止を図るため、平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。来年4月1日からの全面施行に向け段階的に取り組みが進められる予定ですが、市役所などの行政機関におきましては、施設の利用者が立ち入らない場所に設置された特定屋外喫煙場所での喫煙を除いて、本年7月から敷地内での喫煙が禁止されます。

市役所におきましては、先ほど申しましたとおり、現在、庁舎裏庭等に5カ所の喫煙場所を設けておりますが、7月からはこの喫煙場所を廃止し、ふだんたばこを吸わない人がたばこの煙にさらされない場所に、喫煙場所であることを明記した標識を掲示した喫煙場所、いわゆる特定屋外喫煙場所を当分の間設置して、喫煙場所を1カ所に集約することで受動喫煙防止対策の強化を図ることといたしております。

なお、先ほど約2割の職員に喫煙習慣があるようですと申しましたが、たばこを吸うことは本人だけでなく、吸わない周りの人にも健康被害を引き起こすとされていることなどから、喫煙習慣のある職員に対しましては、産業医の先生による喫煙と健康に関する講習会等の開催や、喫煙の影響、禁煙の効果等といった情報提供を行うなど、禁煙誘導の取り組みに今後とも努めてまいりたいと考えております。

○**12番東君子議員** まずは、ここにいる皆さん全員、議員の方々も含めて、防げる病気は防ぐ取り組みを毎日の生活の中に取り入れていただきたいと思っております。

それでは、次の選挙ポスター掲示板について質問をさせていただきます。

私は、今回の枕崎市議会議員選挙ほど、いろんな面で深く考えさせられた選挙は過去にありません。告示日の4月14日、私は1人歩いての挑戦でしたが、選挙ポスター掲示板の前で立候補者を確認する方々や楽しく談笑される方々、市政を熱く語る後ろ姿など、たくさんの市民の思いを直接目にしてきました。

目の前に掲示板がなければ、こういった市民同士のコミュニティーは生まれなかったと思いません。いろんな意味で、選挙のためだけに選挙用ポスター掲示板が存在するものではないと考えますが、本市が考える選挙ポスター掲示板の役割をどのように捉えられているのでしょうか、お尋

ねします。

○平塚孝三選管事務局長 公職選挙法上の選挙運動用ポスター掲示場の設置の趣旨について御説明いたします。

公職選挙法の規定によりまして、選挙運動用ポスター掲示場の設置が義務づけられているのは、衆議院議員小選挙区選出議員選挙、参議院議員選挙区選出選挙、都道府県知事選挙に限られているところですが、都道府県議会議員の選挙につきましては都道府県が、市町村議会の議員及び長の選挙につきましては、市町村が公職選挙法の規定に準じて条例で定めるところにより、ポスター掲示場を設けることができるとされておりまして、本市においても枕崎市選挙ポスター掲示場設置条例を制定いたしまして、その条例に基づき、市議会議員及び市長選挙における選挙運動用のポスター掲示場を市内80カ所に設置しまして、候補者は選挙運動用のポスターを掲示場に掲示することができるかとされているところでございます。

公職選挙法によります選挙運動用のポスター掲示場の設置の趣旨とするところは、個々の候補者が効果的に掲示しようとする自然と特定箇所に集中しまして、その結果、特定の人によってその場所が独占されることもありまして、また市街地におきましては、適当な場所がありましても居住者、管理者、所有者の承諾を得られない場合もありまして、候補者間の選挙運動に関し不公平を生じさせないため設置するものであります。

○12番東君子議員 選挙ポスター掲示板は4月14日、1日だけ掲げてありましたが、この日は昼過ぎから天気が崩れて本降りとなり、結局、たくさんの市民がポスターを見ることができなかったと伺っています。

4月14日の夕方に無投票が決まったという連絡を受け、次の日の4月15日のお昼ごろから、私のほうにも市民の方々から枕崎市議会議員の名前を教えてほしいという問い合わせが多数寄せられました。直接、私の事務所に来られる方々の対応にも追われました。まだ掲示板がどこか1個でも残っているのではと回ってみるという方も、私を含め何人もいらっしゃいました。

しかし、こういう状況になったのも無理はありません。4月15日の時点で、枕崎市議会議員の名前はまだホームページには載っていません。立候補者の公約など書いてある選挙公報も無投票ということで発行されませんでした。

ある男性がコンビニに新聞を買いに行きました。4月15日は新聞の休刊日でございます。選挙用ポスター掲示板も4月15日には撤去され見ることができない。枕崎市議会議員は一体誰なのか、うわさがうわさを呼び、全く関係のない方々の名前も取り沙汰されました。

選挙ポスター掲示板を告示日の翌日に撤去したのはなぜでしょうか、お尋ねいたします。

○平塚孝三選管事務局長 市議会議員選挙のポスター掲示場を選挙の告示日の翌日以降に撤去した理由につきましては、選挙期日後の選挙運動用ポスター等の文書図面の撤去義務について公職選挙法第178条の2の規定におきまして、選挙運動用のポスターを掲示した者は選挙期日後または無投票の場合は無投票の告示日後、速やかに撤去しなければならないとされているところです。

公営のポスター掲示場に掲示されたものは除くと規定されておりますが、これは公営のポスター掲示場に掲示したものについては、候補者等が個々に撤去する義務はないとしたもので、公職選挙法第178条の2の規定の趣旨は、街の美観を保持する上から選挙運動期間終了後または無投票の告示後、選挙運動用の文書図面の速やかな撤去について規定しておりまして、選挙管理実務等におきまして、公営ポスター掲示場についても速やかに撤去することが望ましいという見解もありまして、街の美観も含め維持管理面や道路交通上の安全面を考慮し、無投票となりましたので、ポスター掲示場の設置、維持、撤収業務委託業者と協議の上、告示日の翌日から撤去に着手したものであります。

○12番東君子議員 無投票の場合でもですね、掲示板をしばらくの間、掲げてある自治体もあります。

毎日新聞に、公約、検証できぬというタイトルで、選挙広報の重要性が指摘されていました。立候補者がどういう思いで選挙に臨んだのか、当選した後もちゃんと公約が守られているのか。市民に何を約束して戦ったかを忘れないためにも、ぜひ今後はですね、無投票の場合でも選挙広報を発行して、そして市議会議員がどういうことを考えているのか、どういう思いで立候補しようとしているのか、公開していくことが大事ではないかと思えます。またそのことが、次のさまざまな選挙にも関心を持っていただく大切なポイントになるのではないかと思います。

それから、選挙広報に関しましては、ホームページをごらんくださいとか、そういう言葉が最近よく使われますけれども、高齢者の方々というのは、やはり新聞世代だと思うんですね。そばにいつも枕崎市議会議員はどういう人が出て、この人はどういうことを考えて議員を目指したのかということが書いてあります。それがいつも手元があれば4年後に結局、口ばかりで何も公約を果たせなかったな、この人にはちょっと一票入れるのやめようとかですね、そういうふうに一票入れる材料になると思うんですね。

そこで、市民がもっと選挙に対して関心を待ってもらうために、市ができる対策というのはないのでしょうか、お尋ねいたします。

○平塚孝三選管事務局長 無投票になったことで、候補者による選挙運動や選挙広報の発行の中止等によりまして、候補者がどのような公約を掲げていたのかなど、有権者が実際目にする機会が少なくなることになりまして、現行の公職選挙法上におきまして、無投票となった場合における選挙広報の発行については困難であると考えているところでございます。

選挙に対して関心を持ってもらうための取り組みということですが、各選挙における投票率の低下は全国的な傾向でありまして、本市におきましても、投票率向上の取り組みについては課題としているところでございます。

選挙管理委員会では、選挙に関する啓発活動として常時、啓発と選挙時における啓発を実施しているところです。常時啓発といたしましては、枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市の南薩地区4市で構成する鹿児島県明るい選挙推進協議会南薩支会におきまして、明るい選挙広報誌南薩しろばらを年1回発行いたしまして、市内全体に配付して期日前投票でありますとか、不在者投票制度等の周知を行っているところです。

選挙時の啓発といたしましては、啓発物資による大規模小売店舗での店頭啓発や市の広報、市のホームページ等への掲載、広報車へのマグネット板の設置、懸垂幕、それと啓発ポスターの掲示、防災行政無線等で放送を行い、投票日の周知や投票への呼びかけを行っているところでございます。

また、夏に執行が予定される参議院議員通常選挙から、各選挙人に郵送を行う投票所入場券の裏面に期日前投票における宣誓書を刷り込み事前配布し、選挙期日に仕事や旅行などで投票所に行けない方などに期日前投票制度を個々に周知することで、投票日における棄権防止を図りたいと考えているところでございます。

また、若年層への啓発といたしまして、選挙を身近に感じてもらうために、中学校の生徒会役員選挙の際には投票箱、記載台の貸し出し等を行いまして、3年前の参議院議員通常選挙から選挙権が18歳以上に引き下げられておりますことから、市内の高等学校と協議しながら、投票箱等の貸し出しはもちろんのこと、模擬投票など出前授業を実施しまして、選挙への関心、また投票率の向上につなげていきたいと考えております。

○12番東君子議員 今後もですね、ほかの自治体とも選挙のあり方についてお互い意見を交換し合ったり、そういう場を設けることがとても大事なかなと思いました。

これからはぜひ市民目線の行政であってほしいという願いを込めまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○中原重信議長 以上で、東君子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時3分 休憩

午前10時13分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、下竹芳郎議員。

[下竹芳郎議員 登壇]

○10番下竹芳郎議員 6月に入り、梅雨入りしたということで、大雨には十分注意してお過ごしください。

ことし4月は、平成最後の統一地方選挙でしたが、我が枕崎は無投票という結果に終わりました。私ども議会は、このことを真摯に受けとめ、改選されました14名で今まで以上に緊張感を持ち、前向きな議論をしていかなければいけません。

5月1日、新天皇陛下が御即位され元号も令和にかわり、新しい時代の幕が開きました。ことしは枕崎も市制施行70周年を迎えます。

このような記念すべき年に、来月21日から、リニューアルされた南浜館で第2回枕崎国際芸術賞展が開催されます。

先日、公開審査もありまして、えりすぐりの作品が世界に名をはせる千住博先生ほか2名の先生方の厳正なる審査のもと、23点の作品が入賞されました。今回は、12の国からのエントリーがあり、まさに国際という名にふさわしい催しになりました。そこで、市長の意気込みをお聞かせください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 平成元年に市制施行40周年を記念するイベントとし、第1回風の芸術展がスタートいたしました。そして、ことし令和元年に市制施行70周年を記念するイベントとして、第2回枕崎国際芸術賞展が7月21日から9月16日までの会期で開催されることとなっております。

平成から令和へと新たに、芸術文化のまち枕崎、これを国内外に発信する絶好の機会だと考えております。

この30年間、10回を数える公募展、そして受賞作家作品展が開催されました。その間、審査員の先生や国内外の作家、市民ボランティアの皆様の御協力、そして企業、団体から助成や協賛など資金的な御支援のおかげで、全国的に誇れる第2回枕崎国際芸術賞展の開催に向けた準備をすることができております。

また、市役所通り会の取り組みが先駆けとなって始まりましたアートストリートには現在、町中を中心に立体アートが99基並び、芸術の薫るまちとして、子供たちの美術教育の教材としても授業に活用され、市外から訪れる観光客にも散策しながら楽しんでいただいているところです。

私は、さきの議会の施政方針で70周年記念式典を中心に生命（いのち）をテーマに記念事業を進めてまいりますと述べましたが、その事業の一つとして、会期中に枕崎にゆかりのあるアート作家と子供たち、一般市民とともに大切な生命をテーマとする100基目の立体作品を制作し、南浜館に設置する計画でございます。

そして、多くの方が枕崎を訪れるように、アートツアーそしてギャラリートークを実施しまして、観光誘客を図るための関連行事も計画しているところです。

先日は、開催を告知するポスターとチラシが完成しましたので、県内の各所を訪問いたしました。県の文化スポーツ局長とも面会いたしました。そして、その他報道関係にも訪問し、協力の依頼を行ったところです。

先週の6月3日、4日、議員からありましたように2日間、最終審査となる2次審査会が南浜館で開催されました。国内外から、平面、立体の作品945点が集まりまして、東京藝術大学での

1次審査において333点に絞られ、今回の審査で展示される入賞・入選作品、78点が決まったところです。

審査員の千住博先生から、他の国際公募展と比較しても、かなりレベルの高い作品が集まっていると高い評価をいただいたところです。2次審査は、公開審査として開催されました。市民の方々の関心も高く、一般の観覧やそして市民ボランティアとして、多くの方々が審査会の運営に御協力いただきました。

このように、多くの方々の御協力、御支援をいただきながら、国内外に市制施行70周年を記念するイベントとして強くPRし、枕崎市の活性化の一助になるよう努力してまいりたいとこのように考えております。

○10番下竹芳郎議員 市長の芸術賞展に対する熱い思い、お言葉をいただき、今回も期待いたします。私自身も大変楽しみにしております。

3年前の第1回展は、大成功とは言わないまでも、それなりの成功はおさめたと思います。もちろん、幾つかの反省点はあったと思うのですが、今回、それらを踏まえどういったところの改善があるでしょうか。

○中嶋章浩文化課長 議員のおっしゃるとおり、たくさんの反省点がございました。第2回枕崎国際芸術賞展の開催に当たりまして、平成29年度に庁内で協議しまして、その中で、庁内に枕崎国際芸術賞展推進委員会を組織するという決定を受けました。文化課を事務局といたしまして、開催に向け業務を行っております。

準備を進めていく中で、その都度、庁議であります定例課長会議におきましても、推進委員会委員の各課長に寄附金や協賛企業のリストアップ、2次審査会の動員を要請するなど、業務ごとに調整を図っております。これから、チケット販売、広報など開催に向けて、組織立って動いていくこととなります。

さらに、民間の協力団体として組織する枕崎国際芸術賞展支援協会では、企業協賛や公民館への寄附の呼びかけをしていただくなど資金的な協力を受けております。加えて、市文化協会からは市民ボランティアとして人的な協力をいただくなど、それぞれが目的を持って運営の協力をいただいております。

このように、前回の反省点を踏まえながら、市制施行70周年の記念イベントであることから、全庁的な体制として、そして市民ぐるみの取り組みとして、それぞれが目的を持って強くつながり、第2回枕崎国際芸術賞展を盛り上げ、成功に向けて取り組んでまいっております。

○10番下竹芳郎議員 最善の方向に進むようによろしく申し上げます。

第1回展後の定例会の一般質問で、今後の運営は民間を含めた大々的な実行委員会組織の結成が必要という答弁をもらったのですが、これから第3回、4回と将来的に大きく飛躍するのであれば、またグローバル化を進めるのであれば、こういう実行委員会は絶対に必要だと思います。

第2回展も第1回展同様、いろんな方々の協力があってこそその芸術賞展だと思います。先ほども課長が言いましたが、市民を初め、企業、金銭的でもいいです、どのような支援を得られたのでしょうか。

○中嶋章浩文化課長 資金調達としまして、今回、新たにですね、ふるさと納税の制度を活用しまして、ガバメントクラウドファンディングに取り組みました。そして、企業協賛として多くの賛同をいただくなど努力をしているところでございます。

企業からの協力として、確定ではございませんが、5月末現在で市内、市外合わせて92の企業や団体から、前回展を上回る320万5,000円もの御寄附をいただいているところであります。そして、助成につきましても、宝くじの助成事業として自治総合センターから500万円、第1回展は430万円でありましたので、それを上回る採択を受けております。

そのほか朝日新聞文化財団から20万円、かぎん文化財団から30万円と、助成金の合計金額は

550万円となっております。資金面でトータルしますと、約870万円もの御支援をいただいているところでございます。

○10番下竹芳郎議員 たくさんの御支援があったのは、本当にありがたいことだと思います。その御支援に報いるためにも成功させなければいけません。

2回展を盛り上げようということで、県の地域振興推進事業を活用したアートミュージアム拠点（南浜館）推進事業とありますが、当初の予算委員会でも質疑をしましたが、新しく決まった点、変更点含めて教えてください。

○中嶋章浩文化課長 今年度、県が各地域の活性化を図ることを目的に進める鹿児島県地域振興推進事業のソフト事業を取り入れ、事業名はアートミュージアム拠点（南浜館）推進事業として、第2回枕崎国際芸術賞展の関連事業として、県と協力しながら実施することになりました。計画といたしまして、事業費が762万9,000円、その約2分の1の376万5,000円を県から補助金を受けることとなります。

この事業は、芸術文化を国内外に発信し、そして深化させ、第2回枕崎国際芸術賞展の会期中、多くの誘客を図ることを目的として進めていくこととなります。

内容につきましては、58日間の会期中になりますが、子供たちの夏休みのイベントとして、アートストリート100基目の制作を実施します。

先ほど市長からもありましたが、詳細について説明をさせていただきます。それぞれ色が違う直径約10センチの御影石70個、球体でございますが、船をイメージした長さ280センチ、横幅150センチ、高さ48センチの御影石の台座にその球体を設置する作業を南浜館で行います。

その球体、先ほど市長からありましたが、生命（いのち）を枕崎にゆかりのあるアート作家の指導を受けながら、小学校5年生以上の親子、そして中学生から一般の方々70組に球体の御影石をといしで丁寧に研磨し、光輝くまで作業をしていただきます。そして、完成した作品のお披露目といたしまして、除幕式を9月8日に計画しております。

そのほか、誘客対策としまして会期中の毎週土曜日、鹿児島中央駅から南浜館へバスで周遊するアートツアーや美術関係者によるギャラリートーク、そして特別企画として審査員の千住博氏、保科豊巳氏、曲徳益氏の代表作品も同時に展示する予定でございます。

会期後の関連行事として、鹿児島県図画作品展枕崎巡回展が10月6日から10月24日の期間、南浜館で開催されることにもなっております。

このように、第2回枕崎国際芸術賞展の関連事業として、会期中、そして会期後も開催することで、さらに芸術文化のまち枕崎が深化し、県内外から多くの誘客が図れるよう事業を進めてまいります。

○10番下竹芳郎議員 アート作品の100基目を子供たちがつくるという事業、大変すばらしいと思います。その100基目の作品は、南浜館のどこに設置されるんですか。

○中嶋章浩文化課長 今現在、検討している場所につきましては、この作品が5トンという大きな重量もある作品であることも考慮いたしまして、計画としてはですね、駐車場からアプローチに入る入り口あたりで、市民の目につく場所を今、検討しております。

○10番下竹芳郎議員 大変楽しみであります。この推進事業、県も予算の半分を出費していますので、鹿児島県のほうもアートのまち枕崎の確立に期待していると思います。推進事業の期待される効果の中で、芸術賞展の入館者数を前回の4,657人から、2倍以上の1万人に設定して掲げていますが、この根拠と目標を達成する方策を教えてください。

○中嶋章浩文化課長 第2回枕崎国際芸術賞展の開催に当たり、目標として入館者数を1万人としております。

第2回展のコンセプトといたしまして、市民ぐるみの枕崎国際芸術賞展を開催することで、国内外に芸術のまちを広く発信するとして、今回、協力団体として文化協会からも御協力を得られ

ることを確認し、目標を高く設定したところでございます。

これまでの取り組みとして、公募に当たり、美術雑誌や新聞への掲載、美術系大学や専門学校、美術館、画材店など約1,700カ所へのポスター、チラシの配布、ポータルサイトやソーシャルネットワークなどを活用し、PRに力を入れているところでございます。そこで応募数は、第1回展より121点ふえており945点集まりました。

また、第1回展の実績が認められ、団体からの助成や多くの企業団体から多くの賛同をいただくなど、確実に知名度は上がっております。施設面においても昨年度、南浜館大規模改造工事を終え、来館者に魅力ある美術館として大きく改善されました。

そして、過去のデータからも第1回展の芸術展の入館者数は6,800人、第2回展は1万6,278人と大幅に伸びております。枕崎国際芸術賞展においても、知名度が第1回展よりも第2回展と格段に上がり、入館者数がふえるのではないかと推測されます。

さらに、目標達成するため、先ほど説明いたしました地域振興推進事業を確実に実施し、そしてチケットの販売に力を入れ、開催を告知するポスターやチラシの配布やソーシャルネットワークの活用など広報に注力し、報道関係者と協力を密にしまして、1万人の達成目標に向けて官民一体となって取り組んでまいります。

○10番下竹芳郎議員 1万人達成できそうですか。

○中嶋章浩文化課長 KPIの目標設定で、それを目指していろいろな事業を行うことで、目標を達成するように努力してまいります。

○10番下竹芳郎議員 1人でも多くの方に足を運んでいただき作品を見てもらい、芸術のすばらしさ、枕崎のよさを感じていただきたいです。

先ほど市長からも紹介ありました審査会の総評で、千住先生が、この芸術賞展の作品はレベルの高さでいったら世界最高峰と言っても過言ではないとおっしゃってございました。日本本土の南端の町で開催される世界最高峰の芸術公募展、自信と誇りを持って宣伝、告知できます。

大賞作品、入賞作品も審査のとき、ただ立てかけているだけでしたが、芸術賞展が始まると、きちっとディスプレイされ、また違う表情を見せてくれるはずです。文化課の御苦労もあり、世界各地から多数の力作が集まってきました。

担当の方は、開幕まで準備も忙しいでしょうが、1万人はできない数字ではないです。そのためには、担当者の方だけではなく、ここにいらっしゃる皆さんが、市民の皆さんが意識、そして自信と誇りを持って芸術文化のまち枕崎を発信していきましょう。たくさんの方がお見えになると交流人口がふえ、まちの経済も少なからず潤います、よろしく願いいたします。

続きまして、市長の進めるトップセールスについて質問をいたします。

先ほど質問した芸術賞展についても宣伝、告知、トップセールス展開中のことだと思います。

市長は、就任して1年半がたとうとしています。公約の中にトップセールスの積極展開とあります。市長が最も得意とする分野の一つと推測いたします。

そこで就任後、地場特産品の売り込み、観光地の紹介、イベント等の告知など県内外の関係各所にどういった働きかけをしたのか、お聞かせください。

○前田祝成市長 トップセールスについての御質問です。就任以来、県内外のイベント等に積極的に出向いてセールス活動を行っております。

具体的に申し上げますと、近畿枕崎会、東海枕崎会、福岡鹿児島県人会・福岡南洲会や関西かごしまファンデー等に参加しまして、施策全般について説明する中で、特産品のPRやイベントについても周知を行い、本市出身者、県出身者やそのほかのオピニオンリーダーとの親交も深め、本市のPRに努めたところです。

特に、関西かごしまファンデーでは来場者に直接メッセージを発信し、販売ブースでは本市の特産品を直接お客様にアピールするなど、積極的にトップセールスを行ってまいりました。また

昨年は、福岡の百貨店博多大丸とアンバサダー契約を鹿児島県内の自治体では初めて結び、今年度は福岡市でのトップセールスも実現していくものと考えております。

県内におきましては、栄養士や調理師の養成過程のある短大、そして専門学校の4校に枕崎水産加工業協同組合の皆さんと一緒に外向いて、将来、栄養士や調理師を目指す学生に直接、かつおぶしをお渡しし、地元で生産されたかつおぶしのよさを知ってもらう取り組みを行ったところ

です。
ほかに、さまざまな会議、イベント等に出席・参加し、あらゆる場所、場面、機会を通じて、またSNSも活用しながら私、市長自身がみずから発信し、アピールすることが枕崎市の情報発信につながるかと考えておりますので、そのあたりについては積極的に、これまでもこれからもやっ

ていこうというふうに思っております。
○10番下竹芳郎議員 そのトップセールスなんですが、相手先の反応、手応えとかはどうですか。

○前田祝成市長 相手先の反応というのは、それぞれなんですけれども、特に県人会とかに行くとかやはり地元の方が非常に喜んでいただけたということと、直接話をさせていただきますので、それなりの御評価をいただいているのかなというふうに思っております。

福岡の大丸の件についてはですね、アンバサダー契約を結んだんですけれども、4月ですかね、1つ企画があったんですけど、それはちょっと準備不足でこちらは行けなかったんですけども、何とか今年度は1つぐらいは福岡のほうで、もうちょっとPRをしていきたいなというふうに思っているところです。

○10番下竹芳郎議員 さらに枕崎の売り込みをよろしく願いいたします。売り込むという部分でいったら、企業誘致もトップセールスの一つと考えますが、1つでも多くの働く場所が市民、Uターンを希望する方の切実な願いであります。少しでも働く場所の選択肢がふえるように、企業誘致はどういうふうに取り組んでおりますか。

○前田祝成市長 企業誘致についての御質問ですけれども、おっしゃるとおり、企業誘致も一つのトップセールスであると考えております。

ただ、企業誘致は新たな雇用の創出や地元経済への波及効果など地域活性化に大きな効果が見込めるものであって、枕崎で安定した雇用を創出する、枕崎への新しい人の流れをつくる、といった政策を基本方針に掲げている本市の地方創生総合戦略の推進を図るという意味でも、私自身に課せられた重要な課題の一つであると認識しております。

企業の立地については、相手企業の原料調達の確立であるとか、原料や商品の輸送コスト、人材の確保、相手企業の関連産業、関連取引先との合意など、相手企業の事業計画やタイミング等が本市が提供できる立地条件と一致しなければ、なかなか実現に至りませんので、まずは、さまざまな情報収集、そして情報発信に努める地道な努力の積み重ねが重要であるというふうに考えております。

私自身、昨年、東京で開催されました企業立地懇話会の場でも時間をいただきまして、参加企業に対して、本市のPR活動を行うなど積極的に企業誘致に向けた情報発信に取り組んでいるところです。

今後も、あらゆる機会を捉えて、私自身のトップセールスとして取り組んでまいりたいと考えております。

○10番下竹芳郎議員 企業誘致は、足がかりみたいなものはできたっていうか、どうですか。

○前田祝成市長 去年1年間で足がかりというところまでは、まだなかなかちょっといいところがないところが事実です。

ただ、企業誘致に関しましては、本当に情報のアンテナをどれだけ立ててられるかっていうことと、やはりこちらからいろんな情報を発信するということが大事であると思います。重ねての

答弁になるかもしれませんが、そのあたりについてはしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

○10番下竹芳郎議員 枕崎と条件の合う企業をですね、いろんな情報網を使って足を運んでいただいて、地道に活動していただくと枕崎を選んでくれる企業があらわれるかもしれません。

最後の質問になりましたが、このトップセールスを行うに当たって、地元産品の枕崎ブランド化を推進とありますが、このトップブランドとして、かつおぶし、焼酎が有名であります。この枕崎ブランド化の推進をどのように取り組んでいきますか。

○原田博明農政課長 農畜産物の枕崎ブランド化推進につきましては、お茶、花卉、果樹、畜産、園芸作物を中心に取り組んでおり、その中で枕崎などの名称を商標としてブランド化している品目、また南さつま、かごしまの名前でブランド化している品目があります。

花卉は、南九州で最大の花卉団地として産地化され、特に大塚地区の輪菊は名実ともに認められているところでございます。

お茶につきましては、ISO9001やかごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）の認証を受けるなど、安全・安心なお茶として、枕崎茶の認知度の向上に努めております。

タンカン、キンカンについては、かごしまブランド指定産地として認証されているところでございます。

また、畜産では、枕崎牛が商社を通じて、商標ブランドとして認知度が高まっており、現在、人気が高まっているところでございます。

ブランド化された地場産品を発信する手法としては、市長によるトップセールスを初め、イベント、物産展、ふるさと納税返礼事業、インターネットでの発信などがあります。

これらを進めながら、まず生産する農家及び産地の育成と技術の向上が不可欠であると考えており、生産者団体、関係機関と連携をとりながら取り組んでおります。

○鮫島寿文水産商工課長 水産物関係につきましては、私のほうから答弁したいと思います。

地域団体商標登録された「枕崎鰹節」や地域食品のブランドに認められる本場の本物に「枕崎鰹節の本枯れ節」が認定されておりますが、平成30年3月に本場の本物に「枕崎の炭火焼かつおたたき」が認定されたところです。

これまで、個々の団体において強みを生かした周知活動を進めてきておりましたが、かつおぶし、ぶえん鰹やたたきなどのPR、魚食普及の推進活動につきましては、これまで以上にそれぞれの商品を一緒にPRしていくことを関係団体と確認しまして、行政も連携して一体となって相乗効果で枕崎のカツオを売り込むPR活動を展開しているところでございます。

○前田祝成市長 農産物、水産物の分野については、それぞれの担当課長が答弁いたしましたが、特産品全般について私のほうから説明させていただきます。

トップセールスを進めていく中で、枕崎の特産品を枕崎ブランドとして売り込むこと、これが非常に大切であり、現在、枕崎ブランドという地域でくくるブランディングに最も効果があるのが、先ほども答弁にありましたけれども、ふるさと納税返礼事業ではないかというふうに今、考えておるところです。昨年からは民間企業のお力を借りて、本市のふるさと納税の運営強化を図ってきております。

ふるさと納税のポータルサイトも広げていきまして、新しい納税者をさらにふやしていくことに取り組み、さらに枕崎ブランドを強化、確立させていきます。ふるさと納税で体験した枕崎ブランドがそれぞれの事業者の売れ筋商品として育っていくこと、これが枕崎市の産業の競争力を上げていくことにつながると思います。そのようにつながっていければというふうに考えています。

○10番下竹芳郎議員 枕崎にはブランドとなり得る品々が多数存在します。地域ブランド、イコールほかから得られない満足という定義もあるように、枕崎ブランドは、ここにしかないもの、

ここでしか味わえないものです。

私的には、地域ブランドを確立するキーワードは、やはりから言えば、健康志向とかストーリー性とかだと思いますが、市長はどうお考えですか。

○前田祝成市長 地域ブランド、キーワードで今、健康志向というふうな言葉がありますけれども、まさにそのあたりは非常に差別化する一つの要素だというふうに思います。

その辺についてもですね、一つ一つの商品の力といいますか、そういう力があるかどうかをしっかりと判断してPRしていければというふうに思います。

今、おっしゃられたように、ブランドというのは、いずれにしても使う側がイメージすることがブランドだということになりますので、消費者あるいはいろんな使う人たちのところに届くようなですね、しっかりとしたブランドのストーリーというのもつくっていかないといけないと思いますので、そのあたりは我々しっかりと努力してまいりたいというふうに思います。

○10番下竹芳郎議員 地域ブランドの確立もトップセールスも、一朝一夕ではそう簡単に成果の出るものではありません。地道な活動と奇想天外なアイデアが必要だと思います。大手広告代理店出身の副市長もおられますので、これにつきましてはツートップでよろしくお願いします。

それでは、芸術賞展の大成功と1つでも多くの枕崎ブランドの確立を御祈念いたしまして、私の質問を終わります。

○中原重信議長 以上で、下竹芳郎議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午後1時7分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○5番禰占通男議員 3月議会で提出された総合戦略、子ども・子育て支援事業計画の次期計画の策定に当たり、その進捗について質問いたします。

人口減対策については、昨年3月議会で市長に考えを伺ったところであります。

今回の質問においては、具体的対策等についてと、政府から5月に2020年度から2024年度までの地方創生政策の基本方針の骨子案が公表されています。

また、子ども・子育て支援事業計画についても、平成30年8月に第2期の作成についての考え方が提示されているところです。

今回の策定への影響、本市の今後の取り組みについて質問いたします。

1問目の次期総合戦略策定、子ども・子育て支援事業策定の進捗はどうなっているのかについて伺います。よろしく願いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま質問のございました総合戦略、そして、子ども・子育て支援事業計画、これまでの取り組み状況、次期計画策定の進捗等お答えしたいと思います。

平成28年3月に策定した枕崎市地方創生総合戦略は、本市の地方創生に際し、具体的に取り組むべき事業について、市の実情に合わせた4つの政策分野を設定しておりますが、各分野における政策パッケージとして、15の事業と63のメニューを掲げており、本市の基幹産業である農林水産業の成長・拡大を図る事業や観光資源を生かした観光交流推進事業など、本市の特徴を生かしつつ、地方創生の推進を図っていく内容となっております。

その進捗状況としては、平成27年度は8事業、平成28年度は19事業、平成29年度は17事業、平成30年度は16事業を実施し、平成31年度は18事業を当初予算に計上し、現在、63メニュー中35メニューに着手しているところです。

また、子ども・子育て支援事業計画は、核家族化や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出等により、待機児童の増加を初め、さまざまな問題が生じている中、国や地域を挙げて子育てに関する不安を解消し、安心して仕事と子育てを両立できる環境を構築することを目的として、平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法により市町村に策定が義務づけられた計画であります。同計画の中で地域子育て支援事業として、市町村が取り組むべき事業は法律で定められております。

平成27年度から令和元年度までを計画期間とする本市の子ども・子育て支援事業計画については、法で義務づけられた13の事業のうち、待機児童がないため実施の必要のない多様な主体の参入促進事業を除く12の事業に加え、現計画の前の計画である枕崎市次世代育成支援行動計画で取り組んだ11の基本的施策に関する事業などにも継続して取り組んできたところです。

計画の達成度につきましては、まだ計画期間中でありますので、確定的なことは申し上げられませんが、おおむね当初の計画どおり達成できているものと考えております。

なお、次期計画策定の進捗状況につきましては、それぞれ担当課長等が答弁いたします。

○堂原耕一企画調整課参事 現在の総合戦略は、本年度が計画の最終年度となっているため、令和2年度からを計画期間とする次期総合戦略を本年度中に策定することとしております。

策定期間につきましては、国のまち・ひと・しごと創生法におきまして、市町村は、国・県の総合戦略を勘案し、市町村版総合戦略を定めるように努めなければならないとされていることから、今月中に決定し示される国のまち・ひと・しごと創生基本方針の内容を見きわめた上で策定に着手いたしまして、12月中に決定する予定の国の総合戦略の内容を勘案しつつ、今年度中には策定したいと考えております。

○山口英雄福祉課長 第2期枕崎市子ども・子育て支援事業計画の策定作業について申し上げますが、昨年度、未就学児の保護者を対象といたしました子ども・子育て支援に関するニーズ調査と、小中学生の保護者を対象とした子育て世代の生活状況等に関するアンケート調査の2つの調査を実施したところをごさいます。現在、それらの分析及び次期計画の素案作成作業を進めているところをごさいます。

なお、先ほど質問者が言われました昨年8月に発せられました国の通知でございますが、これは第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込み、すなわち保育とかいろんなサービスの量がどれぐらいあるかという見込み量の算出の考え方というものが出されているわけですが、まだ策定指針自体は出されておられませんので、国のほうでは今月中に策定指針を公表するというふうにしております。

そういったこともございまして、今後、国の示す策定指針を踏まえながら、枕崎市子ども・子育て会議での審議やパブリックコメントを経て、来年3月までには策定する予定としております。

○5番禰占通男議員 今、企画課のほうと福祉課のほうから説明もありましたけど、政府から正式な、何ていうか、この次期総合戦略について発表はありませんけど、5月に次期の地方創生の骨子案ということで大まかなものが示されて、インターネットでも発表されております。

先ほどおっしゃいました福祉課の課長も言われた分も、次期についてはもう子ども・子育て支援事業については2期目についての大きなその量と、そういう分については昨年8月、ちょうどもう1年前に大まかなことも発表されてネット配信されております。

ですから、本市は来年度以降取り組むんですけど、そういった骨子案も含めて取り組むとは思いますが、本市にとってどのような事業になるのかということが今回の私の一般質問なんですけど、事業期間中ということで事業評価ということはまだ出せないと思うんですけど、平成30年度までの事業計画の事業評価、これについてはある程度わかっていると思うんですけど、その内容というか事業の評価はどのようになっているのかを2つの事業について御説明願います。

○堂原耕一企画調整課参事 まず最初に、議員のほうから御指摘がありました次期総合戦略に関

する地方創生に関する骨子案はおっしゃるとおり既に公表されておりまして、また、基本方針自体の案も今、示されておりまして、正式決定が今月中には各市町村のほうにも来るものと考えております。

それに関しましては、今、こちらのほうで情報収集できる範囲でしている情報によりますと、国のほうの基本方針といたしまして、次期総合戦略においては、国のほうで定めている4つの基本方針というのがございますので、その中でも特に、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるというこの2つの基本方針については、特に取り組みの強化を行うという方針であるということをお知らせいたします。

それから、30年度までの事業に関する総合戦略事業の取り組み状況についてなんですけど、おっしゃるとおり、こちらのほうにつきましては、決算の状況も踏まえまして、再来月中旬に開催する予定の総合戦略審議会のほうで委員の皆様にご報告して、諮って、最終的な取りまとめをさせていただきたいと思っておりますので、議会のほうにも御報告できるのは9月議会になるかと思っておりますので、済みませんが、今のこの場での詳細な御報告のほうはちょっとできないところでございます。

○山口英雄福祉課長 子ども・子育て支援事業計画について、これまでの事業の実績ということでございますが、先ほども市長が答弁申し上げましたとおり、事業といたしましては、国が法定してあります13の事業のうち、多様な企業の保育事業への参入は待機児童がある場合に実施すべきものでございますので、これは本市で必要性がないところでございまして、必要性のありません12の事業については全て取り組んでいるところでございます。

ただ、当初、設定いたしました量の利用者人数とかで見ますと、こちらが想定したものよりも利用者が少ないといったことはございますけれども、今申し上げましたとおり、事業としては全てやるべき事業をやっているということでございます。

○5番禰占通男議員 28年度からということで、だったですよ……27年度からか。それでこれは日本全国ほとんどの自治体が策定して取り組んでいるということで、補助金等も交付金も相当使われてるんですけど、この子ども・子育て支援事業は厚労省からの示された分が今の13事業ということで取り組んでるんですけど、この地方総合戦略については、各自治体の独自色ということが求められているんですけど、今、市長からもありましたように、8、19、17、16、18事業ということの結果も出されましたけど、この総合戦略についてですけど、本市の独自色を出せた事業というのは上げるなら何があるんですかね。

○堂原耕一企画調整課参事 総合戦略におきましては、ただいま議員からもありましたとおり、地方創生推進交付金を活用して行う事業というのがございます。

本市におきましては、28年度からこの交付金事業を実施しておりまして、28年度は香港における鹿児島県南部広域観光物流加速化事業、枕崎市地方創生深化のための物流・観光・交流・移住推進事業を実施しております。

どちらも枕崎市の観光資源あるいは漁港の活性化ですとか、枕崎市のホームページでPRする活動ですとか、そういった枕崎市の特徴、資源をより魅力的なところを増大させるための事業になっているものと考えております。

そして、29、30、31年度の3カ年におきましては、香港における南部広域観光物流促進事業を3カ年にわたって、これは南薩地域における広域事業ですが、実施しているところでございます。

○5番禰占通男議員 地方創生については、今、参事のほうからありましたけど、いろいろ事業もありますけど、本市に政策分野として上げられている分で、婚活支援事業とか子育て世代経済支援事業、女性活躍社会推進事業というのが、政策分野の中で上げられている中で、この3つが実施事業としては婚活支援事業もほとんどないんですけど、子育てには子ども医療事業、不妊治療、

地域子育て支援センター事業なるものがありますし、そしてあと女性活躍には病児・病後児保育事業しか私は記憶してないんだけど、この婚活、子育て世代、女性活躍というのが、人口に対しては一番の問題だと思うんだけど、これについて枕崎が独自に取り組まなかった何か理由とかそういうのはあるんですかね、そこを一言聞いておきたいです。

○堂原耕一企画調整課参事 総合戦略につきましては、4つの基本的な柱というのを国に倣って設定しております、その中の柱の1つが今、議員のおっしゃられた事業に関連してくる若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるという1つの柱となっております。

その中で、戦略事業として掲載しておりますのは、議員からも今、出ました病児・病後児保育事業補助ですとか、不妊治療の助成事業など、あと関連事業としてはコンカツプロジェクトなどもその関連事業に入ってくるのかなとは考えているところなんですけど、確かにこれらの事業に対する取り組みが今まで十分だったのかといえ、我々のほうも今後のことを考えると、さらにその推進をしていかないといけない部分もあるかと思っておりますので、冒頭申し上げましたとおり、今年度がその次期総合戦略の策定期間に当たっておりますので、国のほうもこの若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるというところは、重点項目として取り上げていくということもございまして、それと歩調を合わせて、どのような施策ができるか、効果的な施策の構築について研究、検討していきたいと考えております。

○5番禰占通男議員 一番、今求められているのは人口減だと思うんで、それに取り組むのに事業を活性化するためにも次期については策定をよろしく願いいたします。

次の策定について、いろいろな資料が必要となると思うんですけど、2番目の策定の資料、またデータの状況についてどのような資料とかデータを活用して、次期事業を策定するのかについてお伺いいたします。

○堂原耕一企画調整課参事 次期総合戦略の策定に当たりましては、先ほど来申し上げております今月中に国が示す予定のまち・ひと・しごと創生基本方針を基本的な指針とするほか、現在の計画を策定する際に実施いたしました結婚・出産・子育てに関するアンケート、枕崎市出身者のUターンに関するアンケート、企業・事業所の雇用状況に関するアンケートなどを行うこととしており、住民の皆様方のさまざまな意向を計画に反映させたいと考えております。また、市長と語る会で住民の皆様からいただいた御意見につきましても、可能な限り計画策定の参考にしたいと考えております。

なお、人口ビジョンの見直しを検討するという段階になるとすれば、国立社会保障・人口問題研究所が示す最新の日本の地域別将来推計人口をもとにシミュレーションを実施する形となると思います。

○山口英雄福祉課長 次期枕崎市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たりましては、先ほども申しました子ども・子育て支援に関するニーズ調査、子育て世代の生活状況等に関するアンケート調査の2つの調査の分析結果をもとにしまして、両調査で寄せられた数々の御意見を可能な限り計画に反映させることはもちろんでございますけれども、先般実施いたしました市長と語る会の中でも子育て支援対策についての御意見もいただきましたので、これらも可能な限り計画に反映させていきたいというふうに考えております。

○5番禰占通男議員 今、2人の担当者も申し上げておりますけど、5月に市民と市政を語る会、市長と語る会ということで実施されておりますけど、市長に伺いますけど、次期の総合戦略、子ども・子育て支援事業に関する市民からの要望とか意見とか、どのようなものがあったのか教えていただければ助かると思っておりますけど、よろしく願いします。

○前田祝成市長 5月に語る会を実施させていただきました。そして、その前、11月には教育、子育て、テーマを絞ってですね、語る会を実施させていただきました。

そこで出た意見というのはかなり具体的な意見も出ております。学校の再編であるとか、働く

場所がないとか、やっぱり人口減少をどうやって解消していくかっていうことに対するですね、子育てあるいは教育に対する問題意識を市民の皆様もかなり高くお持ちだなというのを認識させていただきました。

そのあたりについては当然、次期総合戦略の中にも組み込んでいかないといけませんし、子ども・子育て計画の中にも組み込んでいかないといけないと思っております。

いろんなアンケート調査とか、かなり広域的なデータ収集をするわけですが、注意しないといけないのはですね、平均値に惑わされないといいますか、そのあたりは非常に注視しないといけないのかなというふうには実は思っているところです。

私が、職員と話をするときに出す言葉で、個別具体的にとよく言うんですけども、まさにこういう小さな自治体だからこそ本当に個別具体的な課題というのが目に見えてくるんだと思います。そのあたりを十分配慮しながらですね、次期総合戦略、そして子育て支援の計画、このあたりをしっかりとつuckingいかないといけないというふうには思っているところです。

○5番 禰占通男議員 どちらも1回目とは違って2回目ということなんですけど、何ていうか、1回目の反省等もありますし、2回目は充実してくると思うんですけど、本市はこの次期戦略策定事業に特化して、本市が優先的に取り組む、重点的に力を入れた場合、どのような項目、社会生活とか、地域社会、経済、インフラとか、防災もありますけど、そういった中で何をメインに据えていくのかということ伺いたと思います。

○堂原耕一 企画調整課参事 次期総合戦略の策定に当たってという観点でお話をさせていただきますと、枕崎市の総合戦略と申しますのは、枕崎市の地方創生をどのような形でどのように推進していくかという観点で作成される計画ですので、その計画において主眼となりますのは、4つの柱として現計画でも上げております、安定した雇用を創出する、新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するの4つです。

今、人口が東京に一極集中して地方の人口減少が進行しているという状況は、本市においても例外なく生じている現象でありますので、この人口減少をできるだけ緩和して、枕崎市を今後とも持続可能なまちとして、まちづくりを進めていくという観点での施策が、この総合戦略においては、重点的な課題になるものと考えております。

○前田祝成市長 一つ補足しますけれども、今、参事のほうからも持続可能なという答弁がございました。

次期総合戦略の中でですね、一つポイントとして考えているのが、前から申し上げておりますけれどもSDGsです。

これがですね、非常にやっぱり国際的に求められている開発目標でございます、それをやはり枕崎市としてもしっかりと認識した中でですね、新しい計画を立てていかないといけないというふうに考えております。

ですので、ちょっと抽象的な言葉になってしまうかもしれませんが、その持続可能性っていうところをキーポイントとして計画を立てていこうというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように、それを本当にですね、個別に、具体的にしっかりと立てていくということがですね、その計画が実際、軌道に乗るためのポイントだというふうに認識しておりますので、そのあたりをしっかりとやっていきたいというふうに思います。

○5番 禰占通男議員 市長からSDGsについてもちょっと述べられましたけど、この地方創生方針骨子案にもSDGs、それからまたSociety 5.0というものも提示されております。

このSDGsについても17項目、それを市長は公約でも方針演説でも述べられているんですけど、17項目の分を最終的に詰めると百二十何になるんですけど、それを何ていうかな、うちの総合戦略については、どれを使ってどうするのかということ伺っておきたいんです。具体的で

はないけど、これを使ってこうやって取り組んでいきたいってそういうことでいいです。

○前田祝成市長 SDGsの17項目につきましてはさまざまなものがございまして。どれをどこにぶつけるというところについてはですね、まず一番先にありきはSDGsではなくて、枕崎市の地方創生に対する総合戦略の戦略立てだというふうに考えております。

それぞれの一つ一つの戦略が、この項目についてはSDGsのゴールの3なのか、ゴールの5なのか、そのあたりについてはですね、それぞれ入ってくるものだというふうに思っております。

例えば、下水道が総合戦略の中にどう組み込まれていくかわからないですけど、下水道の問題にしてもですね、当然SDGsの中でも水の問題とか、全ての人に水とトイレをとかいろいろ、やはり考えられるものがあります。

子育てについても、子どもの飢餓を救うとかですね、いろんなものがあります。

それは、あくまでSDGsありきではなくて、まずは我々がどうこのまちをつくっていくかっていう戦略ありきで、それをどうSDGsにひもづけしていくかっていうところだと思いますので、そのあたりは計画を立てながらですね、しっかりと見ながらやっていきたいというふうに思っております。

○5番禰占通男議員 SDGsを使うのもいいんですけど、この達成度とか目標の到達度ということになると何ていうかな、統計方法が日本の統計とは違って、これを達成度を確認するには統計をもう一度考え直さないと、日本では使われてない統計が使われていると政策大学の学長が述べられた論文もありますし、取り組みはいいですよ、だからそれを今回、創生をつくって、また5年後に検証しないといけないわけですから。

それを検証するまでにはその統計の方法も、本市独自の統計にするのか、決められた方式でやっていくのか、やっぱりそこら辺も確立しないと。取り組みました、はい、成果も結果もわかりませんじゃ、もうこれは事業として成り立たないわけですから、そこはこれからのことですから、十分承知してもらって取り組んでもらいたいと、これは私のお願いとしておきます。

次の質問にまいりますけど、この次期の人口目標はどうなるのかということなんですけど、振興計画なりでも平成37年度で2万人ということが上げられております。

それで、今の枕崎市の人口減少を考えていったときに、あと2年か3年したらこの2万人を割るんじゃないかと私個人としては考えてるんですけど、皆さんはどう思っているかわからないけど、次期の人口目標をどのように設定するのか、それを考えてるのか、まだこれからののか、そこをお伺いいたします。

○堂原耕一企画調整課参事 国立社会保障・人口問題研究所が、平成25年3月に公表した平成22年国勢調査の本市の人口2万3,638人を基準とした将来推計人口は、2025年が1万8,943人、2040年が1万4,572人とされておりました。

その将来人口の推計方法は、これまでの自然増減や社会増減の傾向が一定に継続すると仮定して推計されたもので、一方、基準点以降に起き得る社会経済の構造的変化や新たな施策効果などは織り込まれていないところであります。

平成27年度に策定した今後目指すべき将来の方向を示した本市の人口ビジョンでは、将来人口推計で2025年は1万8,943人でしたが、その推計に対し、地方創生総合戦略各種施策を推進することによる施策効果を考慮し、また、本市の若い世代が望む希望出生率を達成するシミュレーション等を踏まえ、2025年の目標人口を2万人の維持としています。

これに対し現状を申しますと、平成30年10月1日現在の県の国調推計では、本市の人口は前年比1.6%減、マイナス331人で2万0,881人となっており、県内の状況においては、人口増減は2市町で増加し、41市町村で減少している状況であります。

また、住民基本台帳上の人口移動の平成30年度の状況について申し上げますと、出生が94人、死亡が340人で246人の自然減少、転入が701人、転出が909人で208人の社会減少となり、年間

454人の減少で、平成29年度と比較いたしますと平成29年度は年間305人の減少であったんですが、減少率が1.4%から2.1%と、0.7ポイント増加している状況にあります。

現計画の推計値を上回る速さで人口減少が進んでいるこれらの状況を鑑みますと、人口ビジョンの目標値については、見直しも含めて検討をしなければならないものと考えております。

新たな目標値を設定する場合、現時点では具体的な数値を申し上げることはできませんが、先ほど申し上げました社人研の最新の人口推計をもとに、次期計画に掲げる施策の効果、影響を反映させる形でシミュレーションを実施し、その結果をもとに見直していくこととなります。

なお、いずれにせよ、次期総合戦略におきましては、現計画の総括を踏まえながら、若者と地元企業をつなぐ取り組みや移住定住希望者を支援する取り組み、産科医療体制の確保や不妊治療対策など現在取り組んでいる事業に加え、安定した雇用創出や結婚・出産・子育て支援策などについて人口減少を少しでも緩和させるため、あらゆる視点で検討しなければならないものと考えております。

○5番 禰占通男議員 今、私と同じような考えということで、確かに減少の人数が多いことは現実です。それで、一番の問題は、生産年齢人口は今後どうなるのか。言ったら、税金、企業経営、後継ぎがない。

そしてまた、この衰退に拍車がかかるとまた負の連鎖が2倍にも3倍にもなってくるちゅうのは数が少なくなっていくと、動植物も成り立たないことに今なってるんですけど、本市の生産年齢人口についてどのような今の考えなのか、また今後どのような方策で、枕崎市の社会というか、構成を維持するのかをお伺いいたします。

○堂原耕一企画調整課参事 生産年齢人口につきましては、地域の人口減少について分析するに当たっては、幾つかの重要な項目がございますが、やはりその一つが生産年齢人口の状況であるかと考えます。

この生産年齢人口の全国の状況ですが、総務省の人口推計によれば、2014年から2018年の4年間で7,785万人、全体に占める割合61.3%から、7,545万人、全体に占める割合59.7%へと240万人減少しており、特に東京圏を除く地方では5,475万人、全体に占める割合60.1%から、5,232万人、58.2%へと243万人減少しており、著しい減少傾向にあります。

一方、本市の生産年齢人口について、県の国調推計により2014年と2018年を比較いたしますと、1万2,007人、全体に占める割合53.7%から、1万0,414人、全体に占める割合49.9%へと1,593人減少しており、全国の状況以上の減少となっております。

この要因ですが、やはり主に少子高齢化の進展や若い世代の人口流出などにより生じていることが考えられるかと思えます。

それに対するお尋ねの対策についてなんですが、これについては先ほど来からの繰り返しの答弁にもなりますが、この人口減少を克服し活力ある地域を維持していくためにも、安定した雇用を創出する、枕崎への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるといった総合戦略の基本政策を着実に推進し、地方創生の進展を図っていくことが必要であるとと考えております。

次期計画におきましては、これらの現状を踏まえまして本市の人口減少を少しでも緩和させるための施策、事業を構築していきたいと考えております。

○5番 禰占通男議員 余り残りの時間がなくなってきましたので、これは市長に伺いたいんですけど、昨年3月に冒頭申しましたように、人口減に対して市長に質問しましたけど、この少子化、人口減対策について、市長は今どのような考えなのか、今後こういう次期のやつができるということになると、今後どのような施策をとっていくのか、その中で昨年3月には、全国的な流れでこういう人口減ちゅうのはとめられないけど、少しでもおくらせる、取り組む必要があると答弁されてるんですよ。

それから1年たちましたが、それなりにまた考えが変わってるのか、いい方法があるのか、そこをお伺いしたいと思います。

○前田祝成市長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

人口減少というのはやはりですね、本市にとっても非常に重たい課題、一番大切な重要な課題であるというふうに認識しております。

昨年の答弁で、全国的な流れでやはり人口減少というのは、なかなか簡単にとめられるものではないっていう話をしたと思いますが、ただですね、先ほどからちょっと申し上げてますけれども、いかに枕崎市の現状をですね、本当に個別具体的に見ていくかっていうところが最も大事だというふうに考えております。

枕崎市ならではの仕事のつくり方であるとか、仕事の創出の仕方であるとかっていうところを生み出していくっていうことが必要だと思いますし、先ほど生産年齢人口という話もありました。65歳までっていうのをそういうふうに認識していいのかという部分もありますよね。

もう少し生産年齢人口を枕崎市としてはこういうふうな幅で見ましょと。そうすると、この層の人たちにこういう仕事をつくれないうかとかですね、本当に、個別具体的につくっていきっていくことがまず大事であろうというふうに思っております。

そういう新しい地方創生総合戦略を立てていかないとはですね、やっぱり、持続可能性っていうのは見えてこないというふうに思っておりますので、そこについては徹底的にやっていきたいなというふうに考えております。

語る会でもちょっと話をしたんですけども、そういう意味では今年度が本当に大事な1年になるという話をさせていただきました。

まさに、今までの総合戦略のそれぞれの項目をですね、しっかり検証します。そうするとですね、かなり効果を生まないのではないだろうかと思えるようなものも出てくると思います。そういうものをばさっとやっぱり切って、新しくですね、じゃあどうやったら効果が出るんだ、枕崎にとってはどうということが大事なんだっていうところをですね、本当に膝詰め我々もしっかりやっていきます。

そして、市民の皆様にもですね、いろんな御意見を聞きながらやっていきたいと思っておりますので、その辺の緊張感を持った中でですね、新しい戦略を立てていって、少しでも人口減をおくらせる、あるいは人口増を目指すというようなどころまで持っていけるように努力したいというふうに思っております。

○5番禰占通男議員 なかなか難しい問題ですけど、私も県のホームページから人口についての資料を落として持ってるんですけど、一番の問題は女性の人口が20歳から39歳がメインだと、この人口減対策についてはですね。本当に県の統計から見ても減少が高いです。

それで、朝の一般質問にも企業誘致という言葉が出ましたけど、企業誘致ちいうのはなかなか難しい、うちは。それで、テレワーク、サテライトスタジオ、また今度、ICTオフィススマートシティなるものも掲げられておりますし、そして本社は本社のところに残して、あと休暇兼用仕事をしましうちゅう新しい発想もあります。そういったことも、市長は情報収集が大事だと午前中も言うておりましたので、そういったことにも情報収集なりして、取り組めるものなら取り組んでもらいたいと私は思ってるんですよ。

それで、今の若い女性という方は高学歴になった。そうすると、地方に魅力のある拠点とか、それが整備されない限りは、もう午前中もありましたように東京一辺倒になったり、それになると結局、若い男性もやはり都会にちゅう流れになると思うんですよ。今、参事からも人の流れをつくるんだって言ったけど、地方にその若い女性がつける職業、そしてまた環境がいいとなると、これもまた考え直すんじゃないかと思ってる。今まで我々が発想しなかったことが今、いろいろと述べられております。それについて、本市が取り組めるものがあればということですね、

特に大学ですよ。

今回、血圧測定ということで健康に留意しましょうということで、大学と提携して事業を始めただけですけど、やはりそういった大学のお力も借りて本市の施策を進めてもらいたい、それが一番の問題なんですけど、金山小学校が廃校になるときにこの議場で専修大学はつくれぬのかとお願いしたんですけど、枕崎では無理だと。

結局、そういった日本全国見ても大学がある都市というか、相当な人口を抱えております。うちでは枕崎高校には悪いけど、枕崎高校もどんどんどんどん入学者が減って行って、何かもう危ぶまれていくような状況です。それで、大学をつくれと言ってもつくれぬと思いますけど、やはりその高度な教育機関ちゅうのは私は必要だと思うんです。

宮崎の清武だったかな、あそこの近くにある大学が県内を移動しただけで人口がもうがた減りして、前あったところはもうにっちもさっちもいなくなるといふことを目の当たりにします。ですから、できれば大学の出先機関とか、何かそういうのができれば、枕崎にいながらにして学べる、そしたら若い人も枕崎でほんなら頑張って教養も高めようとか、そういうのも必要だと思うんですよ。今後できるかどうかは知らないけど、そういうことを念頭に私は施策というのは、お金がかかるだろうけど進めてもらいたいと意見を述べておきます。

それで、今まで伺ってきた中で子育て支援をどう進めるのかについて質問したいんですけど、これについては福祉課長から13事業ある中で12事業はなつたと、だけど、今回、10月から国会で幼保無償化法が成立し、3歳から5歳児は無料と。だけど、給食費は保護者負担、また市長の公約にも就学支援を受けているところは80%から100%にしますという公約で始まったわけですよ。

だから、そういった枠をどうにか広げられないのか、中には給食費も払えないとは言わないけど、やはりそれなりに子育てにはお金がかかると思っている部分を少しでも取り除いて、何かの支援はできないかということでこの質問をしますけど、この3歳から5歳、また、ゼロ歳から2歳児の利用というか、この給食・副食費、できれば遠足費もだけど、遠足費のちょっとその給食費・副食費がなつた後からでもいいのかなと思ったりしますけど、これについて無償というか、援助してあげようかというそういう市長の考えを伺っておきたいんですけど。

○前田祝成市長 ただいまありました子育て支援に対してどう取り組むかっていうお話です。

今回の当初、話をした中で就学支援の必要なお子様の給食費、これを8割から10割ということはお話しさせていただきました。そして、今回、10月から始まる幼保無償化というところに対応ということで、保育料は無償になりますけれども、給食費はそのまま親の負担が残るというような状況があります。

まず、給食費の無償化についてはですね、今回の取り組みについては、その就学援助に必要なお子さんのみを補助の枠を拡大したということで受けとめていただければというふうに思います。

今後、施策についてはですね、実は私がさっき平均値に踊らされないっていう話はまさにそこであつてですね、本当に援助を必要としている人に対して補助をしていくっていうのが基本的なスタイルだと思つてます。ですから、そこは状況をしっかり見詰めながらですね、本当に必要なところに必要な支援をしていくっていうことについては取り組んでいきたいなというふうに思つております。

現状としてはですね、今のところはまだ、今回、前回お話しさせていただいたような内容でしか対応ができておりませんが、今後につきましてはですね、やはりそのあたりの状況を細かく見ながらやっていきたいというふうに思います。

それと、幼保無償化についてはですね、実はきのう、おとといが全国市長会だったんです。その中でも課題になっておりまして、幼保無償化によってですね、この際、預けてしまえっていう

ような、そういう動きがやはりあってですね、そうすると、インフラ的に教える人が足りない、あるいは場所がない、スペースが足りないとかっていう現状が生まれているっていうのを一方ではやっぱりそれも課題になっているなどということでした。

枕崎が、じゃあどういう状況になるのかってということについてもですね、しっかりそこを見つめていかないといけないなど。無償化になった、じゃあ預けますということですね、預けるべき子供たちがふえてしまって、逆に教える側といいますか、そこが足りなくなったりとか、教える場が足りなくなったりとか、育てる場が足りなくなったりということがないようにですね、そこはきめ細かく見ていかないといけないだろうなど。

要するに、子育ての質が下がっていく危険性があるなっていうのをきのう、おとといの市長会の中でも問題視されました。地方ではそういうところは余りないのかもしれないですけど、都会の課題かもしれませんけれども、そのあたりについてもですね、しっかりとやはり見ていかないといけないなというふうに思っております。

それについては福祉課を中心に今回の幼保無償化によってどういう現象が起こっていくのかっていうのをこの10月から3月の間にしっかりと見ていって、そして来年以降、どういう対策を我々としてとってあげばいいのかってところをですね、しっかりやっていきたいなというふうに思っております。

○5 番 禰 占 通 男 議 員 小学校、中学校の給食費もひっくるめてですけど、相当な経費がいると。

そして、鹿児島県でも文部科学省も、もう去年のうちに全国の学校給食無償化の実態調査も済ませて公表されております。鹿児島県においては4市町村ですけど、もう29年度から始めてるということで、それでお隣だったと思うんですけど、ふるさと納税を充ててると思うんですけど、本市も8億を超しております。その中で、その使い道も教育には使えるとなっておりますよね。

それで、そのふるさと納税の全部使えというんじゃないけど、ある程度そういった支援も見ず知らずの人が寄附してくださるわけですから、やはりその将来のあるものに、また資金を使うのは私はこれは物すごく有効だと思うんですよ。そのお礼かたがたこういう子供支援に使わせてもらいますという、またこれ反応が違うと思うんですよ。

やはりそこもまた今後のいろんなふるさと納税の使い道で検討部会なりあると思いますけど、文部科学省が実施状況を調査すること自体がもう、あと何年かしたらそうならざるを得ないと思うんですよ。それをまた公表してるわけですから。そういうところを鑑みて、私は今後、出始めに3歳から5歳児を対象にして、市長が言われるようにいろんな見きわめも必要であろうと思います。

それで、所得制限は私は設けていいと思うんですよ。高額な所得のある方はもらう、所得制限をどう設定するのか、360万か250万か、そこら辺を設定するのは行政の方にお任せするとして、もう一つ、この給食費については全部もらって払い戻すちゅう方法もあるという、いろいろ今回の給食の無償化についてですね、調べていく中で、給食費を全部徴収する。そして、所得によってそれに達しないところは払い戻す。そうしたら、結局はあの人かどの人かということ特定されないわけですよ。やっぱり方法はいっぱいあると思うから、それなりにいろいろと取り組んでもらいたい、そういった方法を実施してもらいたいなと思っております。

あと2分ぐらいありますけど、市長としてはそういった取り組み、もしするとなれば所得制限を設けてするとか、徴収して所得の少ない方には払い戻すとか、そういう方法があるので、そういった考えを伺いたいと思います、最後に。

○前田祝成市長 給食費の徴収の仕方についての御意見だと思います。個人を特定できないようになっていう部分もあるかと思いますが、今後の方向についてはですね、我々はしっかりと研究して進めてまいりたいと思います。

○中原重信議長 以上で、禰占通男議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時 6 分 休憩

午後 2 時 16 分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を始めます。

次に、清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○13番清水和弘議員 私の質問で目が覚めるようなことがあれば幸いだと思っています。

そのような状況で質問させていただきます。通告した次第に基づき、関連事項も含め質問しますので、よろしく願いいたします。

私にとって枕崎市の平成時代は、自治体間の合併もできず、商圈からも外され、消防は単独になるなど枕崎市が暗い状況に追い込まれた時代だったと思っています。元号は令和になり枕崎市が公平、公正で市民が主人公の枕崎に生まれ変わることを祈っております。

東京大学の品田先生は、令和について権力者の横暴を許せないし、忘れることもできないという意味が込められていると解説をしております。政治の世界と縁遠い方と思われるのですが、このような古代文学研究者が政権に対し、激烈な文章を書いたことは、現在の日本が異常事態ということ述べているんじゃないかならうかと思うところであります。

このようなことは、本市に重なる部分もあるんじゃないかと感じているところであります。元号は令和になり、解釈の仕方はいろいろとあると考えます。市長の令和に対する思いについてお聞かせください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 新しい時代を迎えました令和についてという質問でございます。天皇陛下におかれましては、本年5月1日に即位され、我が国は令和の御代を迎えました。

本市にとっても令和元年は祈念すべき市制施行70周年を迎える年となります。私はこの令和の御代を枕崎市にとって安寧の心豊かな時代にすべきと考えております。ことしの市制施行70周年のさまざまな事業を生命（いのち）をテーマに行います。

令和という新元号への改元のお祝いムードも冷めやらぬ時期に、大津市での園児を襲った交通死亡事故、川崎市での通学時の凄惨な殺害事件や元官僚の子息殺害など、あってはならない事件が起きました。改めて、人の命への対し方、生死観や道徳心など、本市にあっても人間の根源的なところへの向き合い方をしっかりと確認する必要があるのではないのでしょうか。

平成の時代は戦争のない平和な時代であった一方、多くの自然災害により多くの尊い命が失われました。この新しい時代にしっかりと人の命に向き合い、人としてどう生きるべきかを考える1年にしたいとの思いです。そして、これからの令和の時代が市民一人一人の安寧、幸せを実現できる時代となるよう努力していく所存です。

○13番清水和弘議員 私はこの日本の古典がですね、今回初めてこの由来になりました元号に込められた意味は、人々が美しく心を寄せ合う中で、文化は花開くという意味もあるそうです。元号令和の意味こそ、本市が求め進めなければならない姿ではないかと思っていますところであります。

次の質問に移ります。本市は平成30年3月に策定した空家等対策計画に基づいて、本市の空き家の現状と対策について質問していきます。

まず、本市の危険空き家並びに空き家の数が増えていること、また近隣住民への危険度が増していることに、枕崎市全体を私は調べて回りまして驚きました。

枕崎市は、空家等の適切な管理に関する条例を平成25年4月1日に施行しました。このとき私は議員になりたてで、枕崎の活性化についていろいろ質問を繰り返しながらの状況でありました。そのような中、枕崎市の空き家や危険空き家の多いことに気づき、全国自治体の空き家の適

正管理について調べてみました。

そこには、長崎市の空き家適正管理に関する項目が最適と私は考えました。本市が空家適正管理条例を制定した折には、長崎のこの適正管理を活用させていただいたところでもあります。

そこで、平成25年度の住宅・土地統計調査によると鹿児島県21市町別空き家率を調査した本市の危険空き家、空き家の状況についての調査記録によれば、空き家総数は2,050戸、空き家率17.17%、平成28年度調査では倒壊の可能性や現状のままでは使用不可能と判定された家屋が53件、4.9%になっております。この状況が、現在どのように推移されてるのかをお伺いいたします。

○東中川徹企画調整課長 質問にお答えいたします前に、議員の質問の要旨の中に、平成25年に本市が調査した危険空き家、空き家の調査とございますが、空き家調査につきましては平成24年度と平成28年度に実施しておりますので、それぞれその概要について御説明を申し上げます。

平成24年度の調査につきましては、平成25年4月1日施行の、ただいま議員からありました枕崎市空家等の適切な管理に関する条例の制定に先立ちまして、平成24年8月に各公民館を通じて管理不全な状態にある空き家の調査を実施したものであります。

また、平成28年度の調査につきましては、市内における適正な管理が行われていない空き家等について、その実態を把握し空き家等の利活用の促進、また地域住民の生活環境の保全を図るために、空家等対策の推進に関する特別措置法、この法律に基づく本市の空家等対策計画を策定するための基礎資料を収集することを目的として、地方創生加速化交付金事業において、空家調査事業として業者委託により実施したもので、民間の地図会社の保有情報、それから自治公民館長から寄せられた空き家等の情報の収集、民間の地図会社による外観調査、空き家等の所有者等に対するアンケート方式の意向調査を行ったものであります。

それから、議員のほうから平成25年度住宅・土地調査による空き家の数値等が述べられましたが、この数値につきましては調査単位区から抽出した世帯を対象に、居住する建物に関する実態等を調査したものに基づくものでありますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

お尋ねの平成28年度の調査の不良度判定結果において、D判定、倒壊の可能性があるなど、現況のままの利用は不可能と判定された53件、これのその後の推移等につきましては、この後、特定空家等候補に関する調査後の数量等について、議員のほうから御質問が予定されておりますので、その中でその部分を含めて総務課のほうから説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○13番清水和弘議員 28年度に調査した使用不可能と判定された家屋がこの53件、4.9%というのは、これ間違いということなんでしょうか。

○東中川徹企画調整課長 間違いということではなくて、28年度に調査をして、その不良度ランクがD判定というものは53件であったということで、その調査結果に基づくものであります。

○13番清水和弘議員 このときは53件ということなんですけど、現在はどのようになっているのかというのを伺っているんです。

○東中川徹企画調整課長 議員の御質問の中で、平成28年度の調査において倒壊の可能性があるので、現状のままの利用は不可能と判定された物件数は53件ということであります。

それで、その28年度と24年度の調査と2つあってですね、ちょっとわかりにくいと思いますが、平成24年度に実施した管理不全な状態にある空き家の実態調査における現状としては、その後の推移ということで、29年度が57件、30年度においては52件という推移となっております。

○13番清水和弘議員 今、28年度と比較したらふえておるわけですね。29年度57件と30年度52件ということなんですけど、これの対応はどのようになっているんですか。

○**本田親行総務課長** ただいま企画調整課長のほうからございましたけれども、28年度に実施した調査につきましては、空き家計画を作るのに先立って業者のほうで外観調査等において調査を行った数字であると。

また、空き家等の解体について補助金を交付するなどその支援を行っておりますけれども、その調査に至りましたのが、その数値につきましては、平成24年度に実施しました管理不全な状態にある空き家等の調査が出発点でございます。

その推移について申し上げますと、平成24年8月に公民館を通じて実施した管理不全な状態にある空き家の調査で報告された80件と、それから本市で把握いたしました10件を含め、合わせて総数90件を対象として空き家調査を実施し、内訳につきましては、周囲に影響を及ぼすような家屋である危険空き家は26件ございました。

その後、毎年度、空き家の調査を実施しております。また、危険空き家に今後なる見込みのB判定の空き家まで含めて、毎年度実施しております。

その結果、先ほど企画調整課長が申しましたけど、平成29年度では57件、平成30年度においては52件となっているところでございます。

○**13番清水和弘議員** この先ほど来から答弁してはいますけど、57件、52件あるこの危険家屋です。使用不可能と判定された家屋、これを今後どのようにしようと考えているのかですね、お願いします。

○**本田親行総務課長** 危険家屋の総数については、大きな減少を見ておりませんが、解体もある程度、補助金の効果等もあって解体自体も進んでおります。

しかしながら、危険家屋へと老朽化が進むといったような状況であります。市の判定によって危険家屋と判定された場合には、指導、助言、勧告という形をとっておりますので、市外にいらっしゃる方には、その現況等の写真を添付してお知らせするなど、そういう対応をとっておりますので、一義的には所有者である家屋の持ち主に対して適正な管理をお願いすることになります。

○**13番清水和弘議員** 次にですね、28年度調査で不良度判定Dランク、倒壊の可能性があるなど現況のままでは利用不可能家屋は53件、また現在本市においては、倉庫として使用している建築物で、危険な状況にある建物は多く存在していると私は考えております。

本市が示している利用不可能家屋53件にですね、この倉庫などが含まれているのかですね、その辺はどうなんですか。

○**東中川徹企画調整課長** 平成28年度に実施いたしました空家調査事業の不良度ランク等に係る調査対象について申し上げます。

その調査対象については専用住宅、それから店舗併用住宅となっておりますので、不良度ランクにおきましてD判定ということで、議員からあります倒壊の可能性があるなど現況のままでは利用不可能とされているこの調査における53件、この中には倉庫など単体のものは入っていないところであります。

○**13番清水和弘議員** そういうことでしたらですよ、私は市内全域を調べておるんですけど、倉庫の部分で屋根が落ちた部分がいっぱいありますよ。その辺を調べてますか。

○**田中幸喜総務課参事** 空家等対策の推進に関する特措法の第2条に定義されている「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」に該当する倉庫等も含まれると解しますが、その倉庫等をそのまま放置すれば、倒壊もしくは著しく保安上危険になる恐れのあるものについては、そういった倉庫を対象といたしまして、管理不全の状態にある空き家の調査を行っておりますが、把握はできていないところでございます。

今後の対応といたしましては、住民からの情報提供や本市独自でやっております調査等により確認した場合は、適正に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○**13番清水和弘議員** 今、この倉庫についてはカウントしてないということでしたけど、この

倉庫についてですよ、私が見て回ったところ屋根が落ちてるとかありますよね。それからのもらい被害とかいうのは考えられないですか。

○田中幸喜総務課参事 先ほども申しましたとおり、住民等からの情報提供などがあれば、即、調査を行いますので、今のところそういった情報等の提供はないところでございます。

○13番清水和弘議員 災害が発生する前にですね、みずから調べるべきだと思いますよ。いろんな問題が発生してきますよ、こういうのを放置しとったらですね。

次に移ります。特定空家候補の物件数で、破損、変形、腐敗、剥離を確認された物件数は458件とあります。地域別にはどのような状況になっているのか、またこの数値は平成25年調査による資料であり、平成29年度、30年度はどのようなになっているのか、現在の数値もあわせてお答えをお願いいたします。

○田中幸喜総務課参事 ただいま議員からありました特定空家等候補の物件数458件につきましては、平成28年度に行った空家調査事業において、市内の空き家総数1,083件に対し、その程度にかかわらず、破損、変形、腐敗または剥離が確認できる特定空家等候補として示された件数であります。

私からは、先ほども総務課長からございましたが、若干重複はいたしますが、平成24年度に実施いたしました管理不全の状態にある空き家の調査の経緯等を含めて、その推移について申し上げます。

枕崎市空家等の適切な管理に関する条例を制定するに当たり、平成24年8月に各公民館を通じて実施いたしました管理不全な状態にある空き家の調査で報告された80件、本市で把握した10件を合わせた90件を対象といたしまして、空き家実態調査を実施いたしました。

内訳につきましては、先ほどもありましたが、危険空き家が26件、B判定35件、C判定14件、D判定3件の総数78件を抽出したところでございます。なお、残りの12件につきましては、使用中や解体、更地などのため除外したものでございます。

その後、本市の管理不全な状態にある空き家の実態調査の実施状況は、25年度から毎年実施しているところでございます。

調査内容につきましては、実態調査により把握している箇所を全て調査し、経年劣化によるランクアップの有無の確認、それから調査過程において、新規に現認した物件等を含めて調査を実施しております。判定の必要が生じた場合は、基準等に基づき専門的な調査を行うことといたしております。

また、本市が把握していない物件等に対しましても、住民からの相談や情報提供などがあった場合は、迅速に調査を実施し規定に基づき適正に対応しているところでございます。

先ほどの御質問で、平成28年度の調査によって倒壊の可能性があるなど現状のままの利用は不可能と判定された物件数は53件であります。平成24年度に実施いたしました管理不全な状態にある空き家の実態調査における現状としては、平成29年度では57件で、30年度においては52件となっております。

また、地域別で申し上げますと、平成29年度が金山地区17件、桜山地区12件、立神地区5件、枕崎地区13件、別府地区10件の計57件であります。

また、30年度におきましては、金山地区15件、桜山地区10件、立神地区5件、枕崎地区14件、別府地区8件で合計52件となっているところでございます。

○13番清水和弘議員 この枕崎地区が13から14件に1件ふえてる状況だと思うんですけどね、駅裏っていうたらいいんですか、公園の下はですね、あの辺には8件の危険家屋がありますよね、これは確認していますか。それとロータリー、あの辺にも危険家屋とまでは言いませんけど空き家になってる。それからまた、ひとつ風呂のあの辺にもシロアリが食うて落ちた家屋もありますよ。その辺はカウントされとるんでしょうか。

○田中幸喜総務課参事 議員お尋ねの案件につきましては、本年2月下旬だったと思いますが、議員から情報提供いただいた案件であると思いますが、情報をいただいた後に、早急に担当職員2名において一次調査を2回実施いたしました。

その結果、建物の損壊や周辺状況などにより、適正管理に係る判定基準に基づく調査の必要があると判断いたしまして、後日、総務課担当職員と建設課担当職員にて調査を実施した結果、11件中5件を特定空家等と判定いたしましたものであります。

その後、所有者等が特定できた4物件に対しまして、特措法第14条に基づき、指導助言書の送付を行い、特措法第12条に基づく情報提供を6物件に対して送付を行ったところでございます。

なお、所有者の特定に至っていない特定空き家1物件につきましては、早期に所有者の特定に努め適正に対応いたしたいと考えているところでございます。

○13番清水和弘議員 担当課も確認してくれと思うんですけどね。今あそこはですよ、タヌキ、ハクビシン、いろんな動物の巣になってるんですよ。その辺を周囲の住民に対して迷惑をかけてるという考えはないですか。

○田中幸喜総務課参事 先ほども申しましたが、早急に2回ほど一次調査等も実施しております。そして、再調査をかけて専門的な調査を入れたということで、担当係のほうでもそういった状況は十分把握しております。

そのため、通知等もしくは指導助言書等でそういった内容等も付した形で、状況もお知らせしていきながら、今後もそういった指導に、お願い等に努めていきたいと考えているところでございます。

○13番清水和弘議員 私が述べるところはですね、周囲の住民が悲鳴を上げるぐらいなんですよ。年寄りばかりですからね。大変なんです、あそこ。タヌキが夕方になったら出てくるとか、朝方ぎゃあぎゃあいって鳴くらしいですよ。それで眠れないとかですね、そういう苦情もあります。

そういうことですからね、できるだけこの住民の立場になった施策をしていただきたい。これはお願いしときます。

次にですね、空き家情報登録制度について、空き家の売買、賃貸借交渉について、現在、市内に事業所を有する宅地建物取引業者であって、市長からの協力依頼を承諾し、仲介不動産業者として登録したものとあります。

市外の不動産業者を仲介業者に指定することで取引量がかなり多くなると私は考えるんですが、市内不動産業者とした理由及び市外の不動産業者に協力を依頼しない理由についてお伺いいたします。

○東中川徹企画調整課長 空き家バンクに係る仲介不動産事業者につきましては、ただいま議員からありましたように、空き家情報登録制度実施要綱におきまして、市内に事業所を有する宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業者であって、空き家に関する売買、賃貸借等の交渉または契約の仲介についての市長からの協力依頼を承諾し、仲介不動産事業者として市長が登録したものであるというふうになっております。

まず、空き家バンクの創設までの経緯等について若干述べさせていただきますが、空き家バンク制度創設のためには、不動産事業者の皆様方の協力をいただけるということが大前提でありました。そのため、市内の不動産事業者の方々に1件ずつ、仲介等の協力をお願いに回っております。

その結果、今、登録してあります9者から協力の承諾をいただきまして、現在、仲介不動産事業者として登録をさせていただいております。

お尋ねの市内事業者とした理由ということではありますが、空き家バンクへの登録物件といいま

すのは当然、枕崎市内に存在する物件になりますので、それを取り扱っております市内業者に対しまして、ただいま申し上げましたように、協力をお願いに回って承諾をいただいたものであります。

市外の事業者ということになりますと、例えば宅地建物取引業者会または不動産協会等の地区の支部等に対して一括してお願いするということなどは考えられるかもしれませんが、市外の個々の事業者が枕崎市内の物件を取り扱っているかどうかということについては、私どものほうでは把握はできませんでしたので、制度創設に当たっては、市内の事業者に対し協力をお願いをしたものでございます。

○13番清水和弘議員 この件はですね、ほかの自治体も調べてみる必要があると思うんですよ。

私、いろんな実態を調べておるんですけど、これは、そのほうが動かすパイが大きくなりますからね。

今後も今の考えでやると考えておるんですか、それともほかの自治体をお願いするとか、そういう考えはないですか。

○東中川徹企画調整課長 一応、近隣の自治体についてもですね、ホームページ、またそういった要綱等を確認いたしておりますが、市内の事業者ということでお願いをしているようではありません。

どここと言うことでは申し上げられませんが、先ほど言いましたように、業者会の何々支部ということで一括してお願いしているということではございますが、今のところですね、市内の業者の皆さんをお願いをしまして、それと並行して私どもも登録数をふやしていく努力というのを続けていきたいというふうに考えております。

○13番清水和弘議員 私はですね、なぜこれ、しつこく言うかいうたらですね、空き家ちゅうのは利用可能なわけじゃないですか。そしたらですよ、若い人たちが住みやすくなりますよ。若い人たちが住みたくても住めない言うて南さつま、南九州に行くわけでしょう。なぜ、このほかの自治体にその輪を広げようとしなないんですか。今後も同じ考えなんですか。

○東中川徹企画調整課長 ただいま申し上げましたように、現時点ではですね、今、市内の業者の方をお願いをしている中で、今回、空き家バンクへの登録物件に対する家財撤去の補助等も創設いたしましたし、そういったことで物件の登録をふやす努力をしていきたいということで、議員からありますその市外の事業者、どういった形でできるのかという実例等については調べさせていただきたいというふうに思います。

○13番清水和弘議員 次にですね、給与住宅について質問していきます。給与住宅とは、企業や官公庁が給与の一部として提供する社宅とあります。本市の平成30年度枕崎市空家等対策計画書の資料の中には、国勢調査における給与住宅が168件、1.7%になっております。

現在、空き家となっている給与住宅が散見されておるんですけど、これらを活用するようになれば、私は、まだ十分に使える空き家なんですね、これ。これについてはどのように、今後対応しようと考えているのかですね、お願いします。

○東中川徹企画調整課長 ただいま議員からありました空家等対策計画に掲げております給与住宅の件数と割合につきましては、住宅の所有関係に係る本市の現状として、例えば持ち家が7,866件で81.4%であるといった国勢調査における結果でありまして、その給与住宅についてその件数と割合を掲げたものであります。

お尋ねの給与住宅につきましては、ただいま申し上げました国勢調査における住宅の所有関係に係る現状として、勤務先の会社、官公庁、団体などの所有または管理する住宅に居住している件数が168件、全体の1.7%となっているものであります。そのうちどの程度が空き家となっているのかといった状況等については、私どものほうでは今のところ把握はしておりません。

また、市としてそれらの活用策等についてということではあります。市として直接関与できる

ものではない部分が多いかと思いますが、現在どのような実態にあるのかといったことにつきましては、機会がありましたら、その担当部署なり関係者のほうにはお話は聞いてみたいというふうに思います。

○13番清水和弘議員 この給与住宅っていうこの空き家はですね、まだまだ十分に住める状況ですよ、私が見た感じではですね。だからこの部分をですね、早急に調べて、またこの企業あるいは県のほうにもですね、相談しながら、その解決を進めていただきたい。

次にですね、放置すれば倒壊など保安上危険、著しく衛生上有害となる恐れのある特定空き家についてお尋ねしていきます。特定空家候補は、平成24年調査で947件となっています。特定空き家などに該当する建築物は適正な管理が行われておらず、地域住民に対し不安や危険な状況を及ぼしていると考えております。

そこで、特定空家候補947件は、防災、防犯等、安全面や環境、景観保全などの維持が極めて困難になり、周辺住民に大きな影響を与えていると考えております。これらに対する措置について、行政代執行などいろいろあると思いますけど、本市がこれまで行政代執行をした例があるのかですね、その辺はどうなってるんでしょうか。

○田中幸喜総務課参事 議員が述べられました特定空家候補の947件につきましては、平成28年度に行った空家調査事業において、市内の空き家総数1,083件に対し、傾き、一部または全部、外壁、一部破損・腐敗・剥離、屋根、一部破損・変形、門・塀、損傷・倒壊、その他、一部または全部に破損の5項目に該当する延べ件数であり、特定空家候補の物件数といたしましては、先ほど議員からもありましたとおり、458件でありますのであらかじめ御承知おき願いたいと思います。

議員お尋ねの本市においての行政代執行での措置につきましては、解体撤去などの執行事例はございません。

参考までに、国が実施いたしました平成27年5月に全面施行された空家等対策の推進に関する特措法の施行状況アンケート調査結果によりますと、平成30年3月31日現在において、特定空家等に対し、助言・指導を行った1万0,676件のうち勧告を行ったもの552件、命令を行ったもの70件、代執行を行ったもの23件、略式代執行を行ったもの75件と発表されております。

代執行による措置の課題といたしましては、所有者の理解や金銭的負担のほか、交渉相手が特定できない、所有権が複雑であることなどや代執行の実施に伴い多大な業務を要することなどが課題として示されております。

このため、本市におきましては、こういった物件に対して相手方に義務を課すことなく行政機関が直接実力を行使し、もって行政目的の実現を図る制度である即時執行に該当する緊急安全措置を講ずることができるよう、平成30年3月議会において、枕崎市空家等の適切な管理に関する条例の改正を議決していただいたところでございます。

これによりまして、平成30年度におきまして緊急安全措置が必要な3件の物件に対しまして、周囲の住民の生命・身体・財産への危害を回避するため、防護ネット被覆措置等による必要最小限度の緊急安全措置を行い、地域住民の不安や被害の軽減を図ったところでございます。

○13番清水和弘議員 この場所は言いませんけど、この3件というのはこの網を被した部分の家でしょうか。

○田中幸喜総務課参事 その3件の物件でございます。

○13番清水和弘議員 それが行政代執行と言われるもんだと私は解釈するんですけどね。この条例上、これはどうなってるんですか、本市の条例では、行政代執行については。

○田中幸喜総務課参事 枕崎市空家等の適切な管理に関する条例第1条において、この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めるとしてありますが、代執行については、空家等対策の推進に関する特別措置法第14

条第9項に市が所有者等にかわり必要な措置を講ずる旨が明記されていることから、今回においては、空家等対策の推進に関する特別措置法にあることから、本市の条例では特別明記してないところがございます。

○13番清水和弘議員 条例上は定められてないということですよ。今後、私はますます人口減少社会になってですね、高齢者が今、大多数ですよ。そういうことを考えたらですね、もう早急に行政代執行、県内においてもごくわずかな自治体が定めておりますよ。

本市もこれは市長、早急にこの行政代執行、条例上措置すべきだと思いますけど、市長はどうなんですか。

○本田親行総務課長 空家に関する適正管理等の条例につきましては、市町村によって定めるところもあれば、定めていないところもございます。

議員お尋ねの代執行につきましては、特措法に基づいて執行できるものですので、必ずしも条例で定めてない団体も、条例すらを定めてない団体もございますし、うちの条例につきましても、参事から答弁ありましたように、特措法に定めるほかを条例でうたっておりますので、当然、法律に基づいてどの団体でも執行できるということになります。

○13番清水和弘議員 そしたらですよ、代執行を条例上、決めてなくてもですよ、そういう被害を、極めて大きな被害を及ぼす恐れのあるその危険空き家については、行政代執行でそれを処分するとかできるんですか。

○本田親行総務課長 法に基づいて可能であるけれども、なかなか参事が申しましたような課題もあって、全国的にも進んでいないと。本市におきましては、独自で定めている適正管理の条例の中で緊急応急措置というのを条例改正をお願いして、特に通学路であるとか周囲に影響を及ぼす住宅については、緊急応急措置を施しているというのが現状でございます。

○13番清水和弘議員 私はですよ、県内でもこの代執行を定めた条例を提示しとるところはあるんですよ。例えば、鹿児島市、奄美市もそうだったと思うんですけどね。あと二、三カ所あると思うんですけど。これは高齢人口がふえていけば、ますますこれ進みますよ。今後もやっぱり同じ考えなんですか。私は必要と思いますよ。

○本田親行総務課長 繰り返しになりますが、市独自の条例につきましては、定めている団体もあれば、定めてない団体もあると。条例のうたい方につきましても、法で定めてある項目を列挙して条例をつくっているところもございますが、本市におきましては、特措法に定めるほか必要な事項を定めるということで条例改正を、法が施行されたときに行っておりますので、法に基づいて代執行ができるということでございます。

○13番清水和弘議員 代執行を条例に定めないということですけど、代執行を条例で定めた場合、どのような影響があるんですか。大きな影響が考えられるんですか。

○本田親行総務課長 繰り返しになりますが、代執行については法で定められていると。法で定めてあるので、条例で定めなくても執行できるわけですけども、仮に条例でうたったとしても法律で定めてあることをそのままうたうという形になって、特段そこでする必要はないところでございます。

○13番清水和弘議員 これは前進しないと思いますので、今後のですよ、高齢化社会のことを考えたらこれは私、各自治体で条例を制定すべきだと思うんですよ。その辺が行政のやる気のなさを感じて住民の立場でものを考えていない。これはまさしく今の発言ですよ。住民の健全な環境を考えたらですよ、こういうのは私はやるべきだと思いますよ。次に移ります。

○本田親行総務課長 条例で定めてない、うたっていないですけども……（「済みません、私、質問者ですよ。私は、答弁を求めてないですよ。答弁を求めてないから、私は」と言う者あり）。

○中原重信議長 答弁してください。（「答弁を求めてないから、私は。答弁を求めるとなら言うていいですよ。答弁求めてないじゃないですか、なんで答弁するんですか」「言いっぱなしは

だめだよ、ちゃんと答弁させてください」と言う者あり)

○中原重信議長 清水議員。答弁させますからちょっと待ってください。（「質問者は答弁を求めてないのに、なぜ質問させるんですか」と言う者あり）

○本田親行総務課長 誤解があるようでございますので、繰り返しの答弁になりますけれども、代執行につきましては、特措法の中で執行できるようになっていると。それは特に条例より上位法ですので、条例で定める必要もないところでございます。

うちの条例につきましては、特措法がない以前につきましては、指導、勧告、助言というような形の特措法と同じような内容で列挙してうたっておりましたけれども、特措法ができた中で、特措法によるとして、特措法に定めのないものについては、この条例でうたうというような形で条例改正を行っておりますので、特段うちが条例でうたっていないことで代執行ができないわけでもなくて、代執行をしないために条例でうたっていないわけでもございませんので、御理解をよろしくお願いいたします。

○13番清水和弘議員 次にですね、危険家屋としては恵比須、新町、危険家屋が存在しております。

今回の私の調査した範囲でですね、シロアリの発生、倒壊など適切な管理が行われていない家屋は、東本町、山手など多く散見されました。また、これらは街の中心部に近く、環境衛生上好ましくない状況にあると私は考えております。

当局に、既に私は連絡をしてあると思えますけど、このシロアリ等の発生している家屋についてはどのような処置をしたのでしょうか。

○田中幸喜総務課参事 先ほど答弁した中身とちょっと重複してしまいますが、議員お尋ねの案件につきましては先ほど申しましたとおり、情報をもとにすぐ調査を2回行いまして、専門的な調査を入れて山手町、東本町、そのところを御指摘のことと思いますが、そこについては調査を終えて指導、助言を4件、情報提供という意味の特措法12条に基づく情報提供を6件の物件に対して送付を行ったところでございます。

ただし、1件だけ特定がされていない所有者がございまして、それについても今、調査中ですが、複数の物件を個人の方が所有していたりということがあったり、若干わけありの場所でもございましたので、少し時間がかかるところでございまして、現在はそのような対応をとるところでございまして。

○13番清水和弘議員 今度ですね、市場性ランクの判定結果についてなんですけど、本市の空き家実態調査の結果につき質問するんですけど、この売却・賃貸の期待性が低い件数は322件、売却・賃貸の期待性が極めて低い件数は710件となっておりますが、地域別にはどのような状況になっておるのでしょうか。

○東中川徹企画調整課長 平成28年度空家調査事業における市場性ランクの判定結果における地区別の状況について申し上げます。

売買・賃貸の可能性が低いとされたCランクについては、金山・桜山地区が77件、立神地区が38件、枕崎地区が37件、別府地区が170件の合計322件となっております。

売却・賃貸の可能性が極めて低いとされたDランクにつきましては、金山・桜山地区が198件、立神地区が53件、枕崎地区が377件、別府地区が82件の合計710件となっております。

○13番清水和弘議員 次にですね、解体する予定の空き家が165件、現在の状況はどのようになっているのかですね、また活用したいという空き家が165件となっているんですけど、現在の状況はどのようになっているのか、お尋ねします。

○田中幸喜総務課参事 議員が述べられました解体する予定の空き家の165件につきましては、平成28年度に実施いたしました空家調査事業において、空き家の所有者に対しての意向調査として実施したもので、解体する予定のあると回答された方の件数でございまして。

私からは、実際に把握しております解体撤去事業補助金要綱の対象となる危険空き家の件数について申し上げます。

平成24年度の26件を初めとして、平成25年度が24件、26年度、27年度が27件、28年度、29年度が28件、30年度が26件であります。

また、地域別で申し上げますと、平成31年3月31日現在におきましては、金山地区5件、桜山地区7件、立神地区2件、枕崎地区12件、別府地区ゼロ件の総数26件となっているところでございます。

なお、この6年間において解体撤去されました件数につきましては、総数57件ですが、補助金を活用しての解体撤去件数は41件で、内訳といたしまして、平成25年度が3件、26年度が4件、27年度が7件、28年度が4件、29年度が12件、30年度が11件となっております。残りの16件につきましては、自費で解体を行ったところでございます。

○東中川徹企画調整課長 議員のほうからありました後段の空き家バンクについて活用したい165件につきましては、28年度実施の空家調査事業におけるアンケートの中で、空き家バンクがあれば活用したいと回答いただいた所有者等の件数であります。

このうち、私どもとしましては市場性ランクA・Bランクに該当する空き家の所有者に対しては、空き家バンクへの登録のお願いを文書でいたしました但、登録には至っておりません。

現在までの登録物件の状況としましては、平成29年度のバンク制度創設以来、売買物件6件の登録がありまして、そのうち3件が契約済みというような状況であります。

先ほど申し上げましたように、空き家バンクへの登録がなかなか進まない状況にありますことから、本年度新たに登録物件に残存する家財道具等の処分に係る補助制度も開始をいたしましたので、これらを含めて広報紙等でも広く登録を呼びかけていくこととしております。

○13番清水和弘議員 次にですね、この売却・賃貸の期待性が高い物件が16件、1.5%、賃貸の期待性がやや高い物件3.2%、35件とあります。

空家等対策の推進に関する特別措置法による財政支援は、どのような内容になつとるのかですね、また社会資本整備交付金においても、居住環境の整備改善等を図る観点からの支援があると思いますが、この辺はどのようになってるか、答弁をお願いします。

○田中幸喜総務課参事 空家等対策の推進に関する特別措置法による財政支援ということですが、特措法におきましては、財政上の措置及び税制上の措置等ということで、第15条第1項で国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空き家等に対する補助、地方交付税の拡充、その他の必要な財政上の措置を講ずるものとされております。

私のほうからは、空き家の除却事業タイプとして、社会資本整備総合交付金による空き家再生等推進事業について申し上げます。

この事業は、不良住宅・老朽化の著しい空き家等を除却して、居住環境の整備改善を図り、地域の防災性や防犯性を向上させるため、空き家等を除却する場合に、事業主体が地方公共団体の場合は、国費負担分として地方公共団体補助の2分の1が交付されるものであります。

このため、本市の場合、枕崎市危険空家等解体撤去事業補助金交付要綱による補助金の額については、補助対象工事に要する経費の100分の30以内で、30万円を限度とした額が交付されることから、1件当たり最高で国から15万円が交付されることとなります。

実績といたしましては、平成29年度におきまして、3件分が採択されまして45万円が国から交付されたところであります。

今年度におきましても、当初予算で計上いたしました解体撤去事業費6件分を交付申請している現状でございます。今後も当該事業については積極的に活用を図っていくこととしております。

○東中川徹企画調整課長 私のほうからは、空き家の活用事業タイプとして議員からあります社

会資本整備総合交付金による空き家再生等推進事業について申し上げます。

この事業は、空き家住宅、空き建築物を居住環境の整備改善、地域の活性化に資する滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用途に供するために、住宅等の取得、移転、増築、改築等を行う場合に、事業主体が地方公共団体の場合には、国がその2分の1を、事業主体が民間の場合には、国、地方公共団体が3分の1ずつを助成いたしまして、地方公共団体の助成分3分の1の半分を国が特別交付税措置を行うものであります。

しかしながら、これまで本市における活用事例というのはいないところであります。

○13番清水和弘議員 次にですね、税制措置についてお尋ねいたします。空家等対策の推進に関する特別措置法による税制措置について、市町村長が法の規定に基づき勧告した場合、特定空き家などについて、敷地について固定資産税などの住宅用地に係る税制措置があると思いますが、これはどのようになってるのか、お尋ねいたします。

○神園信二税務課長 地方税法第349条の3の2の規定でございますが、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例というものは定まっております。

この規定中には、いわゆる空家対策特措法第14条第2項の規定により、所有者等に対し勧告がされた同法第2条第2項に規定する特定空家等の敷地の用に供されている土地を除外するということが規定されておりますので、いわゆる住宅用地軽減は適用されないということになります。

○13番清水和弘議員 現行の住宅用地特例では、この200平米以下の部分に固定資産税課税標準は6分の1、一般住宅用地では200平米を超える部分には3分の1減額となっておりますけど、これはどういうことなんでしょうか。固定資産税法ではどのようになってるんですか。固定資産税法に書いてある部分だと私は解釈して今質問してるんですけど、枕崎はこの辺についてはどうなってるんですか。

○神園信二税務課長 議員が言われる固定資産税法というの私、承知ではございませんが、恐らく先ほど説明をしました地方税法第349条の3の2、こちらのほうが固定資産税の項目のうちの住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例というものが定められている規定でございます。

先ほどお尋ねの繰り返しになりますけれども、空家対策特措法第14条第2項の規定により、所有者に対して勧告がされた空家対策特措法第2条第2項に規定する特定空家等の敷地の用に供されている土地、これは、ただいま申し上げました6分の1、3分の1軽減の適用はいたしませんということが規定されておりますという先ほどの答弁の内容でございます。

○13番清水和弘議員 最後にですね、本市の場合この空き家条例は、たしか平成25年4月に施行されたと思いますけど、現在この本市の場合、この空家対策計画が平成30年3月策定されておる状況なんですけど、この条例が制定されて5年ですか。

なぜこの5年ぐらいの間にこの空家等対策計画は作成されなかったのかですね、早目に私はこの作成すべきだったと思いますけど、なぜおくれたのか、この辺はどうなんですか。

○東中川徹企画調整課長 確かに、空家等対策計画というものは特措法の中に定めることができるという部分に載っております、それを定めるために先ほど申し上げました28年度は空き家の実態調査もやりましたし、それを踏まえて利用促進であるとか適正管理に向けた計画を定めようということで、空家等対策協議会の皆さんの意見も聞いた上で、平成30年3月という策定になったということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○中原重信議長 以上で、清水和弘議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後3時17分 休憩

午後3時27分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○9番立石幸徳議員 通告に従い、一般質問を行います。

40年前の市制施行30周年記念式典において、枕崎市民憲章が5項目制定されました。最初の項目は、「わたしたちは、心もからだも健康な市民になります」というものであります。

近年、本市の健康課題の改善が強く叫ばれてきておりますが、この市民憲章の心意・精神はどこへ行ったのかと言わざるを得ないような本市の医療実態が示されております。鹿児島県内19市中、脳卒中の死亡率第1位、国民健康保険の医療費、県下ワースト3位といったことなど、極めてゆゆしき実態が出されております。市民憲章の心もからだも健康な市民になりますという文言は飾り文句なのでしょうか。

こういった状況の中、本年度の新規事業として高血圧対策事業、「高血圧ゼロの街 枕崎」プロジェクトが取り組まれております。この事業がなぜ必要なのか、その必要性をどのように考えたものなのか、最初にお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 「高血圧ゼロの街 枕崎」プロジェクト、その意義について、議員の質問に対してお答えいたします。

まず、このプロジェクトに取り組む意義等につきまして、午前中の東議員の質問に対する答弁のとおり、この時期にこの高血圧に対して取り組むということを決めました。そして、なぜ今このプロジェクトに取り組まなければならないのかということをやっと重点的に答弁いたしたいと思っております。

脳血管疾患死亡率の問題では、本市は以前から脳血管疾患の死亡率が高く、平成23年度から27年度までの5年間、県からの指定を受けて脳卒中対策事業に取り組んでおります。事業では、市民の運動習慣の普及や食生活改善を目的としたダイエットコンテストを初め、さまざまな取り組みにより一定の成果はあったと考えておりますが、健康に無関心な市民への対策が課題として残りました。

また、国民健康保険財政の問題では、平成25年度から平成29年度までの5年間、財政健全化行動計画に沿って国保税の適正賦課や一般会計からの法定外繰り入れ措置などを実施した結果、平成28年度から形式収支は黒字となっております。しかしながら、本市国保財政運営は、平成30年度の制度改革以降も大変厳しい状況が続くと予想されます。

このような現状を踏まえ、全市的な健康づくり事業を模索していたところ、昨年、鹿児島大学の大石教授から血圧に特化した事業の御提案がありました。

現在の市販の家庭用血圧計の普及により、市民が気軽に血圧を測定できる状況にあることに加えて、コンビニエンスストア、パチンコ店、居酒屋などに血圧計を設置することにより、比較的健康に関心の低い方を含めて、多くの市民が参加できる事業となるのではないかと考え、実施しようと考えたところです。

昨年6月に制定した本市健康づくり推進条例では、基本理念として、健康づくりは、市民、市、地域団体、事業者、関係機関等が相互に連携を図りながら、地域全体で推進されなければならないとうたっております。本プロジェクトを推進するに当たって、市の全体の取り組みとなるよう今後とも努めていきたいと考えております。

議員からの質問にもあったように、市民憲章の中の「わたしたちは、心もからだも健康な市民になります」の実現に向けて、ことしはまずこのプロジェクトに取りかかるということになります。

○9番立石幸徳議員 午前中からですね、本年は市制施行70周年の年ということで盛んに言われておりますけど、私、40年前の市民憲章が今ごろなぜ問題にしなければならないか、非常に

ですね、考えるところがいっぱいございますけれども、もう少しこの本市のその医療実態をですね、具体的に検証をさせていただきたいんですが、3月議会においてこの高血圧対策事業の関係の資料が提供されてまいりました。

事業概要あるいはその事業の背景ということで、特にですね、その中で平成29年度、ちょっと前の統計になります。この医療統計はどうしても時間的にずれがございますので、この中では本市の実態、循環器系の疾患が1万3,662件、これはもう20%なんですね。それから当然この医療費としても、第1位は精神病患者の部分の金額が大きいので、循環器系の疾患は第2位、4億1,005万円という数字が出されております。

そこで、最初私が申し上げましたように、脳卒中の死亡率が県下で一番高いと、最悪だと言われても、当然これは、例えば高齢者の人口が多い町は死亡する人も多いわけですのでね、この死亡率の他市との比較に当たっては、ちょっと専門的な用語になりますけれども、標準化死亡比というものが用いられるようになっております。

これは先ほど言ったように、高齢者の多い町は当然死亡者数が多いから、それを標準的な年齢構成に合わせて、地域別の年齢階級別の死亡率を算出するというので、これも3月議会に出てくるんですが、全国平均を100とした場合にですね、枕崎市の男性、これ3月議会の資料ですよ。枕崎市の男性は180.1、女性で140.6、これは鹿児島県の平均でいきますと男性が107.2ですからね、あるいは女性も112.7ですから。この枕崎の標準化死亡比というのがいかに突出しているか。鹿児島県でさえ全国平均からいくと非常に医療費が高いと言われてるんですが、その鹿児島県の中でも本市はびっくりするような数字が出てるんですね。

私はこの数値をどう捉えているのか、当然大変な数値ということはわかるんですが、こういった数値が市民に周知をされているのか。市民がこういう状況ですよと、知っておられるのかというのを非常に気にしているんですが、その辺の周知方の努力といいたいまいしょうか、そういうものはどうなってるんですかね。

○田中義文健康課長 脳卒中死亡率の周知につきましては、先ほど市長からの答弁でもありましたように、平成23年度から県のほうから指定を受けて脳卒中对策事業を取り組んでおります。23年度から27年度までが本市として取り組んでおまして、28年度以降は加世田保健所が県からの指定を受けて、加世田保健所と名瀬保健所と2カ所が指定を受けて取り組んでいる状況でございます。

本市のほうでは、23年度の脳卒中对策プロジェクトが始まった当時、ただいま議員がおっしゃいましたように、男性が全国平均の1.6倍、女性もやはり1.6倍ということで、男女ともに19市中ワーストワンという状況でございました。

そのような現状を市民の皆様にも周知を図り認識していただくために、プロジェクトを取り組む中で、ダイエットコンテストを取り組みまして、そのプロジェクトの中で機会があるごとに本市の現状の周知を図り、また成人講座等でも集中的に脳卒中对策に取り組んで、その中で市民の皆さんには機会あるごとに説明をし、また市長もさまざまなイベントにおきまして、そのような周知を図ってきたところでございます。

○9番立石幸徳議員 そこで今度、新規事業で取り組み、この3カ年の血圧を「知る」、2年目が「下げる」、3年目は「上げない」というですね、この事業。私は、非常に素晴らしい事業だと思います。

ただ、これが本当にやっただけの事業成果が上がるのかというときにですよ、これまた3月議会の資料では最後のところに事業評価、脳卒中、人工透析導入の減少、国保医療費の抑制等への影響を評価する。この一行で終わるとるんですね。

つまり3年間かけて事業をやって行って、この枕崎の今の血圧あるいは血圧に関する状況をどうするんだと、目標が全然ないわけです。これはほかの事業でも全部、市長の本年度施政方針は

全てにわたって目標値を明確にすると、施政方針で書いてあるんですよ。

そういう中でですね、この3カ年事業の成果をどこに設定をしているのか、全然わからないんですが、これは医療という専門的な分野ですのでね、私どももどうするちゅうことはなかなかわかりにくいんですが、何を狙っているんですかね、お尋ねをいたします。

○田中義文健康課長 本プロジェクトの実施期間は、当面、今年度から令和3年度までの3カ年としております。なお、本市としては事業の評価を行った上で、令和4年度以降も継続して実施していきたいという考えを持っております。

プロジェクトの評価指標につきましては、長期的かつ重要な指標といたしまして、先ほどの議員の説明にも出てまいりましたように、脳卒中死亡率並びに国民健康保険の医療費指数などを考えております。しかしながら、これらの係数につきましては国や県が算定するものであり、2年以上前のデータがもとになるため、本プロジェクトの3カ年の成果目標として設定することは難しいというふうに考えております。

そこで、本プロジェクトの3カ年の成果目標につきましては、高血圧予防対策効果による脳卒中を含む循環器系疾患の医療費を指標としたいと考えております。国保連合会の医療費分析システムによりますと、平成30年度循環器系疾患の本市国保1人当たり医療費は6万3,946円となっており、同じく国の4万5,334円、県の5万6,049円と比較して大変高くなっております。

そこで、県の数値を目標として設定し、本市1人当たり循環器系疾患の医療費の抑制を図っていききたいというふうに考えております。

また、平成28年度から平成30年度までの本市国民健康保険1人当たり医療費の対前年度伸び率平均が約3%であることを踏まえ、伸び率を3%の2分の1の1.5%に近づけることを目標に取り組んでいきたいと考えております。

また、成果目標とは別に行動目標といたしまして、プロジェクト1年目となる今年度は、大石教授等の御指導のもと市内公共施設等に約100台の公共血圧計を設置し、市民が日常的に血圧を測定しやすい環境整備を図ることを掲げて、取り組みを進めていきたいと考えております。2年目、3年目の具体的な行動目標につきましては、初年度の進捗状況を踏まえて適切に設定していきたいと考えております。

本プロジェクトの将来的な成果目標につきましては、現時点で目標設定年度は申し上げることにはできませんが、国民健康保険医療指数及び脳血管疾患標準化死亡比の全国平均並みへの減少を目指したいと考えております。

○前田祝成市長 済みません、追加になるかもしれませんが、先ほど議員からございました2番目の質問で、周知に対する課題感ということがございました。

今回のこのプロジェクトというのは、先般の「血圧を測ろう祭り」でもありますが、やはりいかに多くの市民に対して枕崎市の健康の現状をお伝えできるかというところは、一つの大きな課題だというふうに認識しております。

今回、このプロジェクトに関して言いますと、鹿児島大学の大石教授初め、いろんな方々が外に対して発信していただいている部分がございます。そのあたりはですね、非常にそういう意味では情報提供ができていないかなというふうに思っております。

おっしゃられるように、数値目標という医療にかかわる指数を示すというのは難しい部分があるかと思いますが、まずは今、健康課長から話があったものを数値目標として掲げます。

そして、何より大事なものは、私はその行動目標だと思っておりまして、それをKPIとして設定する、100台設置するというこの行動目標をしっかりやることによって、どれぐらい数値目標が達成されるのかというところをしっかりと見届けていきたいなと、そして2年目、3年目以降につなげていきたいなというふうに考えております。

○9番立石幸徳議員 今、担当課のほうから具体的な数値も出されましたのでね、私ども議会も

随時ですね、進捗の結果による数字等を教えていただきまして、やはり市民挙げてですね、市民憲章にのっとった健康なまちづくりというものを私は手がけていかなきゃならないと思っております。

次の質問に入らせていただきます。学習指導要領の改定がどんどん日が迫ってきているんですけども、私は午前中にもありましたけれども、今回の市議選に当たりましてですね、私ごとで恐縮なんですけれども、選挙公報に3つの私の政策目標ということで書かせてもらいました。これはもう幻の公報になりましたけれどもね。その1つに、教育を誇りとするまちづくりというのを掲げさせていただきました。

現在、本市の教育は、市内外から非常にその評価が、私は高くなっていると自分自身感じているわけです。特に県当局のですね、評価が極めてよいのではないかと思っております。それは私どもも何らかの要件で県庁とかいろいろ足を運ぶ中でですね、県職員あるいは県のいろんな幹部の皆さんの対応から、それは非常に感じていると思ってるんです。

そこで、今の枕崎の教育を一時的な一過性のものとしてはならないと、我が枕崎市の教育を真の意味で誇りにできる、そんなまちになってほしいという希望と期待を合わせてですね、政策目標の1つに出したんですけれども、まさにこれが実現できるのは、今こそその機会ではないのかと思えてきているんです。

そういった気持ちをベースにしてですね、具体的な質問に入っていきますけれども、学習指導要領が来年度から小学校が全面改訂ですね、2021年度から中学校が全面改訂、さらにまた2022年度からは高校が学年進行実施となるようです。学習指導要領についてはもう当局の皆さんが特に存じ上げてるように、平成29年3月に告示されて、今度の新学習指導要領のキーワードが、社会に開かれた教育課程の実現ということなんです。

大きく3点ほどありまして、社会に開かれた教育課程の実現というものが出されているんですけども、そこでまず、この新学習指導要領の実施によってどのように変わるのか、これはなかなか短い時間では言えない、もう相当な時間を費やしても大変なことだと思うんですけども、住民にわかりやすくですね、できるだけ簡潔にポイント的に教えていただきたいと思います。

○益満裕美学校教育課長 学習指導要領は、小中学校で教えなければならない最低限の学習内容を定めております。子供たちが身につけるべき知識や技能は時代によって変わるため、それに応じて教育内容も変わっていくこととなります。これまで、ほぼ10年ごとに改訂を重ねてきました。

これからの社会の変化は目覚ましく、10年から20年後は現在ある49%の職業が人工知能に代替される可能性があるとも言われています。また、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展、人工知能の進化などにより、子供たちの将来は予測困難な時代になるとも言われています。そんな変化の激しい時代を生きる子供たちが、社会の中で活躍できる資質や能力を育成することが、これからの学校教育に必要となります。

これまで現在の学習指導要領では、知識・技能が重視されてきました。新学習指導要領では、知識・技能の習得をもとに、自分で考え、表現し、判断し、実際の社会に役立つ人間を育成することを目標としております。つまり、今までのような教師主導の一方的な教え込みの授業ではなく、主体的かつ対話的な深い学びを取り入れた授業へと変化していきます。

主体的かつ対話的な深い学びを取り入れた授業とは、例えばディベートやグループ討議、調査学習や体験学習などのような参加体験型の授業へと変化していくということになります。

○9番立石幸徳議員 なかなか短い時間で言い尽くせないと思うんですけど、社会に開かれた教育ということになりまして、これも私もそれなりの図書から引用しているんですが、要するに学校教育を学校内に閉じ込めずに社会と連携してやっていく、家庭はもちろんのこと、地域社会とも連携をしながら教育に取り組むと、これが一番のエキスじゃないかと思うんです。

例えばですね、もう本年3月に、既に来年度の新学習要領に合わせた教科書も出されているようなんですけども、具体例として、これまでの教科書は児童生徒と先生を念頭に置いてつくられていたんですけども、今度は、保護者も一緒に勉強できるような教科書になってる。ですから、その教科書の中に保護者向けのメッセージが入っているということなんです。

例えば、保護者の皆様も一緒に教科書を御活用いただきたいとか、ぜひ保護者の方々もこの本を通じて英語の楽しさやおもしろさを実感していただきたいとか、こういった文が入ってるっていうんですよ。

そこで、来年度からの小中高の学習指導要領の全面実施に向けて、今現在は、その移行期間ということになるんですけども、この移行期間の間にですね、本市はどのようなことを重点的にやっているのか。先般、議会のほうにも今後の本市の動きというものが、資料が出てきましてですね、来る8月19日ですか、夏休み期間中に県総合教育センターから講師を呼んで、新しい教科になるプログラミング教育の研修会が予定されていますね。あるいは、同じ夏休みの8月28日、外国語科の教科化に向けて研修会を開くというような予定も私ども議員にも今後の予定が配られております。

既に、この道徳教育については、もう先行実施ということで取り組まれているんですが、この新しくいろんな教科、いろんな科目が出てくる中で、例えば授業時間の増加に対して時間割はどうされるのか、新しい科目への先生の確保、こういったものに支障はないのか、とにかく今現在、本市が新学習指導要領の全面実施に向けてですね、こういったことを重点的に取り組んでいるのか、この点をお尋ねをいたします。

○益満裕美学校教育課長 新学習指導要領では、主体的、対話的で深い学びの観点から、教師主導の学習から子供主体の学習が求められております。そのようなことを踏まえ、教師の授業力向上を図るために研究授業や校内研修、市教科部会等を実施しております。

新学習指導要領の全面実施に伴い、新たに必修化となるプログラミング教育、小学校外国語活動、外国語科、特別の教科・道徳を重点に取り組んでおります。

プログラミング教育につきましては、今年度、議員がおっしゃられましたように、市主催のプログラミング教育に関する研修会や県総合教育センターの移動講座研修、鹿児島高等専門学校と連携した出前授業などを実施し、教師の資質向上を図ります。

小学校外国語活動、外国語科については、今年度、市主催の英語に関する研修会を実施します。また、市教科部会の英語・外国語部会においても教師の資質向上を図っていきます。

○9番立石幸徳議員 このプログラミング教育も既に本年度の当初予算でですね、いわゆるタブレット160台でしたか、もう予算も出されてきているわけですね。

ただ、この新しいプログラミング教育も自治体によって、非常に差が出てくる分野ではないのかと。特に小規模自治体はですね、教える人材や情報不足などで、全国的に格差が出てくるというそういったことも懸念されてるようですね。小規模自治体からは何から手をつけたらいいかわからんと、そんな声を言ってる自治体もあるようなんですけど、この点についてはしっかりとした対応をお願いしておきます。

小学校3年生からのこの外国語活動、これが今までは、小学5、6年生に対しての外国語活動がなされていたんですけども、この3年生から外国語活動をするということになりますと、私なんか住民は5、6年生に教えてたものがそのままおりにいくんだというようなそういった認識でいいのか、どうなのかですね。具体的には3年生からの英語教育というのはどういうふうに取り組まれていくのか、お尋ねをいたします。

○益満裕美学校教育課長 新学習指導要領では、小学校3、4年生で外国語活動、小学校5、6年生で教科としての授業、外国語が実施されます。

外国語活動とは、聞くこと、話すこと、発表することの3領域における言語活動を通して、コ

コミュニケーションを図るための資質・能力を養うことをねらいとしております。

教科外国語は、先ほどの領域にさらに読むこと、書くことを加えた5領域における言語活動を通して、コミュニケーションを図るための資質・能力を養うことをねらいとしております。

本市では、昨年度から市内全小学校において、3、4年生で外国語活動の授業を年間35時間、5、6年生では教科外国語を年間70時間実施しております。小学校外国語の充実のために、本市では英語補助員を1名増員し、ALT（外国語指導助手）と連携をしながら指導できる体制をとっております。

また、2校の小学校においては、桜山中学校に特別に配置された英語教師が外国語の授業を行っております。このように、小学校の外国語の充実のために取り組みを行っております。

○9番立石幸徳議員 もう少し答弁の中の授業時間を整理しますが、新学習指導要領では5、6年生は今まで35時間だったのを70時間ということで、今度の指導要領ではそうなってるんですけど、本市の場合は、もう既に昨年からの部分は取り組んでいるということになるんですか、確認いたします。

○益満裕美学校教育課長 そのとおりでございます。

○9番立石幸徳議員 それで3年生からのですね、外国語活動、この点について、いろんな論議もあるようなんですが、これも受け売りなんですが、上智大学の教授がこの点について言及しているんですが、英語教育は早いほど、あるいは幼いほどよいかということもそういうことでもないんだと。ただ、ある程度の量の情報を処理し、記憶できる発達段階にあること、意味にとらわれず音を固まりのまま受け入れられる柔軟さがあること、このバランスがですね、一番絶妙なのが小学校中学年、3年生、4年生なんだということらしいです。

ですから、今後ですね、本当に我が市の教育が、私は最初申し上げましたように、カツオのまち枕崎、水産のまち、いろんなまちの我が市の冠もいいんですけども、ぜひ今後は私は教育あるいは教育文化のまち枕崎ということに切に願っていますので、こういったものもですね、本当に他市から我が市にいろいろ研修に来るような、そういったまちになっていただきたいということで、この点については最後に要望して、次の行革の主題に入らせていただきます。

平成30年度から昨年度末に第4次の本市の行政改革計画が策定されまして、先般、我々議員にも配付をされてきました。そこで私も行革の推進計画、何回か目を通したんですけども、わからないところがたくさんあるんですよ。

基本的に私は、行財政改革は各推進項目を実行することによって何よりもですよ、1番の目的は財政効果というものが明確な数字で示されるということが大事だと思うんですよ。ただその行政の組織が効率よくなりましたとか、無駄やロスがなくなりましたと、そのことを言ってもですね、そのことの成果を数字でもって、計数でもって示すことが、住民もよく理解できるし納得もするわけです。

そこで最初に、この定員管理の適正化、この部分を少し細かくお尋ねさせていただきますが、2018年度、昨年度なんですけれども、この計画では対前年に対して18年度が1人ですね、19年度も1人、20年度も1人定員がふえていきますけど、2021年度で2人減になって、2021年度の職員総数は2018年度と同数ということなんですよ。

ただ、先ほどの財政効果ということで、20ページにも財政効果が出てるんですけどね。その前に、この定数が2021年度に2018年度と同数になるという説明、これは計画書の10ページにですね、少子高齢化や多様化する市民ニーズ等により、新たな行政需要への対応が想定される、こういうふうに書いてるんですけどね。

新たな行政需要というのは、まず何ですかね、お尋ねいたします。

○本田親行総務課長 平成30年の地方公共団体定員管理調査によりますと、平成30年4月1日現在の地方公共団体の総職員数は、対前年比で5,736人減少し、273万6,860人となっております

けれども、警察部門や消防部門を除く一般行政部門では、防災、地方創生、子育て支援の対応などにより、前年比で4年連続ふえているというのが全国の傾向でございます。

本市につきましても、今後の少子高齢化に伴う子育て支援、防災や地方創生、国と同様にそういう項目を新たな行政需要というふうに考えております。

○9番立石幸徳議員 国と同様に、新たな行政需要といっても具体的に何の行政需要があってその職員が必要なんだと、そういうところまでは、この計画ではきちっと煮詰めていないんですか。

○堂原耕一企画調整課参事 ただいま御指摘のありました定員管理の目標値の考え方についてですが、先ほど総務課長のほうからも御説明がありましたとおり、少子高齢化や多様化する市民ニーズ等の新たな行政需要に対応すること、それと公営企業会計の状況なども含めて職員総数で見込んでいる計画でございます。確かに計画上ではどの部署に何人とかという細かいレベルでは掲載はしていないところではございますが、各担当課、総務課のほうで計画を策定いたしまして、その数値によりまして計上した計画でございます。

○9番立石幸徳議員 極めて曖昧ですよ。つまりですね、この計画書の2018年度と2021年度の職員総数は316人ということが変わらないんですね。この計画書の20ページに書いてるんですよ。

ただ、行財政改革実施項目の財政効果ということで、定員管理の適正化で2020年度が1,464万円、2021年度は3,660万円と合計5,124万円の財政効果となると。職員総数は変わらんのにですよ、財政効果が20年度で1,400万、21年度で3,660万出ると書いてあるわけですよ。ところがよくこの財政効果を見ると欄外に、この効果額は一般会計における経費節減でございますと書いてるんですね。市民はですよ、定員は変わらんのだと、何でこんな財政効果が出るのと。見ると効果のほうには、一般会計だけで計算してるんですよ。

しかし、そういうことになるとですよ、この全体での財政効果、今、参事が言った企業会計、全体を含めたらこの財政効果はどうなるんですか。

○堂原耕一企画調整課参事 ただいまの議員からの御指摘、行財政改革推進計画の定員管理の適正化におきまして、その定員管理の適正化の計画人数と実際に出している効果額の間、欄外には一般会計の効果額を掲載しているものですよという記載はございますが、その間には一見すると矛盾が生じているというように見られかねないというような状況であるという御指摘ございました。

それに対してのお答えになるんですが、まず実際それぞれどういった人数を上げているかと申しますと、推進計画の定員管理の適正化に向けた目標値につきましては、計画期間中の採用予定者数及び退職予定者数をもとにいたしまして、公営企業も含めた職員総数に対して定めたものでございます。

先ほど議員のほうからお話がありましたとおり、2018年度から2020年度までは、対前年度1人の増、そして、2021年度で対前年度2人の減となり、計画最終年度である2021年度の職員総数目標値が計画初年度である2018年度と同数の316人となっております。

一方、行財政改革推進計画の効果額につきましては、これは効果額の算定に関する基本的な考え方になるんですが、公営企業会計につきましては独立採算が基本でございます。ですので、推進計画の効果額算定に当たりましては、一般財源の投入が基本であります一般会計について積算をしているところでございます。

なお、御指摘にもありましたとおり、確かに後ろの効果額の表には、一般会計における効果額という表記はしてあるんですが、前のページにある定員管理の人数と効果額のほうに矛盾があるというふうに受け取られかねない状況になっておりますので、今後につきましては、この定員管理の適正化の表に関しましては、例えば公営企業会計と一般会計の内訳を追加するなど表記方法を工夫いたしまして、わかりやすい内容となるよう努めたいと考えているところでございます。

○9番立石幸徳議員 わかりやすい内容というよりですね、私は基本的に今回、第4次の行革プ

ランですけど、これまでも第1次から第3次までずっと平成18年度から行革プランが出てきました。それぞれ実行期間が終わるたびにですね、広報まくらざき等でですね、すごい行革の成果は4億です、5億ですとかですね、1回1回覚えてませんけどね、広報紙に出されるんですよ。

ところが、すごい改革の成果が出たんだと思うけど、何でじゃあ枕崎の財政はよくなるのと、これ市民の率直な感じですよ。

ところが、いろいろこれまで議会でやりとりする中で、確かに少しずつ枕崎は財政も改善されているんですと言われるもんですから、当然、何回かの行革で成果が出たから幾らか改善するでしょう。

しかし、最終的にですね、行革で何を狙っているのか、私は財政効果というのは、これまでの本市の財政が改善されたということで終わってはならないと思いますよ。財政効果の一番のポイントはよそとの比較ですよ。これは財政効果を語る時には、私は相対評価っていうのが極めてですね、よそと比べてどうなんだと、よそと比べてよくなっていないじゃないですか。だから、先ほどから言うようなこの財政効果がですね、わかりにくいって、効果のあるところばかり紙上に出して定員数は変わらんのですよ。

職員の給与等の適正化についてもですね、なぜこの一般会計のみの財政効果を出しているのかですね、この辺もお尋ねしたいんですが、時間も来ておりますので先に進みます。

次に、この行革実施項目の35番というのがございます。業務見直しによる業務委託等の推進とありまして、その概要がですね、職員の業務見直しを行い、委託、会計年度任用職員化を推進するとなっているんです。これは具体的にどういうことなんですかね。

会計年度任用職員はまだ本市は当然、条例もできていませんし、地公法に基づいて来年の4月1日からの施行になって、恐らく次の9月議会あたりにこの関係の条例が出てくると思うんですけども、会計年度任用職員化を推進すると、この具体例を説明いただきたいと思います。

○本田親行総務課長 行財政改革推進計画で取り組む実施項目といたしましての民間委託等の推進におきまして、非常勤職員の会計年度任用職員化を掲げております。このことにつきましては、現在、常勤の職員が担っております学校主事の業務等につきまして、業務内容等の見直しを行い、短時間勤務の会計年度任用職員で対応することで経費の削減を図っていくという考え方で掲げているところでございます。

○9番立石幸徳議員 私は、会計年度の任用職員についてもですね、既に昨年でしたか、一般質問もさせていただきました。いわゆる基本は働き方改革に基づく同一労働、同一賃金ですよ。

ですから、会計年度任用職員が出てきますと、いろんな期末手当とか各種手当が常勤職員と同様に支給されますから、会計年度任用職員というものが今後出てきますと、これは当然、本市にとっては財政負担が増加すると、そういう認識でいるんですけど、これは間違いですかね。

○本田親行総務課長 本市におきましては、平成30年4月1日現在の状況で申しますと、臨時職員が14人、特別職の非常勤職員が69人の方々が勤務されていらっしゃる。この方々の臨時・非常勤職員の平成30年度の報酬及び賃金の決算見込み額については、1億程度でございます。

現在の臨時・非常勤職員が会計年度任用職員に移行した場合におきましても、基本的な考え方といたしまして、現在の給与水準等や勤務条件については維持する考え方でございます。それに加えて期末手当の支給も可能となりますので、期末手当や社会保険料等の追加の財政負担が生じるものと考えております。

○9番立石幸徳議員 ですから、もう少しですね、この行革の計画も市民にですね、わかりやすい、懇切丁寧な、私は計画にしてほしい。簡単に、その会計年度任用職員で言ったって、行革どころかかえって枕崎は財政がふえていくわけですからね。その辺も配慮していただきたいと思います。

最後に、この下水道事業の関係です、この行革の計画の中にも幾つか出されております。今度の6月議会の補正の中でも、またといひましようか、一般会計から下水道事業会計へストックマネジメント計画の関係で繰出金が出るようになってるんですね。私はもう年度が変わっても、この下水道事業というのは相変わらず大変な状況なんだと思わざるを得ないんですよ。

そこで、下水道処理施設の経費節減のため、本市は平成26年5月から管理委託を性能発注のレベル2へ移行し、平成29年6月からは性能発注に少額補修費を含んだ包括的委託、つまりレベル2.5へ移行しているようなんですが、これからもですね、この管理委託の包括的委託を引き上げて経費縮減に努めていくことができるのかですね。

もう時間ありませんので、あわせてこの下水道使用料の関係で水質料金ですね、見直しも出されております。ただ、本市の場合は、下水道供用開始以来、約35年になると思うんですけども、この35年間、水質料金については、ただの1回も見直しはしていないわけです。

しかしながら、今度の行財政改革計画に水質料金の料金改定を早急に検討すると出されているんですね。料金改定に当たっては、慎重な取り組みがなされないといけないと思うんですけど、具体的にどの部分をどのような方針で改定するのか。この改定作業についてのスケジュールってありますか、こういったものはどうなってるのかですね、2点あわせてお尋ねをいたします。

○松田誠水道課長 まず、下水道事業施設の管理業務委託についてお答えいたします。

下水道施設で管理を委託しています施設は、枕崎終末処理場のほか松之尾汚水中継ポンプ場と8カ所のマンホールポンプ場があります。

これらの施設について、昭和59年3月の供用開始から機器類の点検等の維持管理業務を委託し、平成23年度から運転管理業務を含む仕様発注レベル1での委託、平成26年度から薬品費及び軽微な修繕を含むレベル2での委託、平成29年度から電気料などのユーティリティーを追加して性能発注レベル2.5を行い、段階的に包括的民間委託に移行してきました。

処理場等の管理業務委託の効果については、平成23年度から段階的に業務内容を追加してきており、ステップごとに効果要因が違ふこと、人件費の設計単価の高騰及び消費税率を含む市況の変化から一概に比較できないところでありますが、最低でも職員1名減の効果として8年間で5,400万以上の効果があったと考えております。

また、下水道施設の運転管理ができる下水道3種や電気主任技術者等の資格保有者が受託会社に在籍することで、安定した下水処理の運転が図られることも大きな効果と考えております。

そこで、議員のほうから質問がありました執行の委託について最終的にどうなるかということでございますが、今のところ、レベル2.5の包括的民間委託が最終形態と考えております。

このレベル3.0に移行しますと、施設の修繕全般が委託されることになって無駄な修繕が行われる恐れがあることから、今のところはレベル2.5での包括的民間委託が最終形態というふうに考えております。

それからもう一問、水質料金徴収に至ったことについてですが、市下水道使用料の水質料金のあり方についてをお答えします。

まず、水質料金を取るに至った経過でございますが、昭和50年の下水道事業基本計画の策定時には、市街地を中心に119カ所の加工場が散在しており、その加工場排水は家庭排水と同じ水路を流して川や海へ放流されていたため、公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっていました。

そこで、下水道計画を機に加工組合が加工場を団地化し、集約した排水を1カ所の除害施設で浄化してから公共下水道へ排除する計画が立てられました。

しかし、市内に散在している多くの加工場が零細企業であったことから、技術的、経済的基盤が弱く団地化には長期間を要することが懸念されたため、終末処理場に直接排除し一括処理するほうが得策と決定し、煮汁以外の排水は受け入れることとなりました。

お尋ねの水質料金についてでございますが、今現在、下水道事業については、全面的な法適化、

全適に向けて作業中でございます。その結果を見て、どの程度の料金値上げが必要なのか、今年度、その点について検討していきたいと思っております。

○**中原重信議長** 以上で、立石幸徳議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 4 時 28 分 散会

本 会 議 第 3 日

(令和元年 6 月 14 日)

令和元年枕崎市議会第3回定例会

議事日程（第3号）

令和元年6月14日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	永野 慶一郎 議員（68ページ～75ページ）
		城森 史明 議員（75ページ～85ページ）
		豊留 榮子 議員（86ページ～94ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 中 原 重 信 議員	2 番 眞 茅 弘 美 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員	4 番 沖 園 強 議員
5 番 禰 占 通 男 議員	6 番 城 森 史 明 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員	8 番 吉 嶺 周 作 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員	10 番 下 竹 芳 郎 議員
11 番 永 野 慶 一 郎 議員	12 番 東 君 子 議員
13 番 清 水 和 弘 議員	14 番 吉 松 幸 夫 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長	松 田 章 子 書記
田 代 勝 義 書記	溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	川 崎 満 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	原 田 博 明 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
永 江 隆 水道課参事	高 山 京 彦 市立病院事務長
下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長	小 峯 恵美子 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	堂 原 耕 一 企画調整課参事
田 中 幸 喜 総務課参事	新屋敷 増 水産商工課参事
日 渡 輝 明 市民生活課参事	平 塚 孝 三 選管事務局長
日 高 広 子 会計管理者兼会計課長	丸 山 屋 敏 教育長
山 口 美津哉 教委総務課長	益 満 裕 美 学校教育課長
末 永 俊 英 生涯学習課長	中 嶋 章 浩 文化課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長	松 田 勇 一 保健体育課参事兼国体推進係長
中 原 浩 二 消防長	松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長
山 口 太 総務課行政係長	

午前9時30分 開議

○中原重信議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

昨日に引き続き一般質問を行います。

まず、永野慶一郎議員。

[永野慶一郎議員 登壇]

○11番永野慶一郎議員 平成が終わり新しい時代、令和を迎えました。枕崎市議会におきましても、4月に市議会議員選挙があり新人3名の方が当選され、新たな枕崎市議会がスタートをいたしました。

今回の市議会議員選挙は、全国でも極めて異例と言われる市議会議員選挙での定数割れという不名誉な結果は避けられたものの、枕崎市制施行以来初の無投票という結果に終わったことを、私たち議員はしっかりと受けとめ、与えられた4年間、いま一度襟を正し、今まで以上に研さんに努め、市民の代表者としての責務を全うしていく覚悟が必要だと考えます。

さて、ことしは市制施行70周年を迎えるということで、記念式典や国際芸術賞展など、さまざまな記念事業が予定されているようでございますが、いよいよ来年は「燃ゆる感動 鹿児島国体」のなぎなた競技が本市で開催されます。

それに先立ち、先月5月25日、26日の両日、全国各地から選手、役員の方々をお迎えし、リハーサル大会が開催されました。昨年4月から本市役所内に国体推進係も設置され、来年の国体に向け試行錯誤しながら、時には休日返上で頑張っている担当課職員の皆様の姿を実際に見たり、SNS等を通じて拝見し、大会の成功に向けて本当に頑張っているなど感心していたところであります。

今回のリハーサル大会での経験を大いに生かしていただき、燃ゆる感動とタイトルにもありますように、来年の国体終了後には出場した選手の皆様と、そして大会を裏から支えていただいたスタッフの皆様も一緒になって感動できるような大会になりますよう担当課職員の皆様初め、職員の皆様一丸となって取り組んでいっていただきたいとお願いを申し上げます。

それでは、通告に従い質問に入らせていただきます。まず最初の質問でございますが、私どもの集落では、分別されていないごみや指定ごみ袋に入れずにごみ集積場に出されている、ごみ収集車が回収しなかったごみを公民館の役員で、現在、手分けをして自主的に整理し、内鍋清掃センターに持ち込んでおります。

ごみを出される皆さん一人一人が心がけてルールを守ってごみを出していただければいいのですが、なかなかそうはいかないのが現状であるようでございます。

私も気になりまして、幾つかのほかの集落の方にもお聞きしましたところ、どこの集落でも同じような現状だというお話もお聞きしております。その中で、内鍋センターが閉鎖した後のごみの持ち込みはどのようにするかという話題も出てまいります。新ごみ処理場が供用開始される予定の令和6年4月以降、本市ではどのように対応していくのか、お聞かせください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま質問者からございましたごみ収集に関しましては、先日の5月の市長と語る会の中でも一つのテーマとして掲げさせていただきました。

今申し上げられたように、なかなかごみ収集のルールが守られないという現状があり、あるいは枕崎市自体のそのごみの量が非常に他市に比べても多いというような状況がございます。その中で御答弁させていただきます。

現在、南薩地区衛生管理組合では、令和6年に供用開始予定の新たな広域ごみ処理施設建設に向け作業が進められているところでございます。本市では、内鍋清掃センターの閉鎖に伴い、一般家庭ごみを直接搬入できる中継施設として、仮置き場の設置が必要であると考えております。

今後、新たな仕組みの構築に取り組みながら、庁内において協議を重ねながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

持続可能な社会を実現するためには、市民の環境に対する意識の醸成を図りながら、環境問題を正しく認識していただき、ごみ減量化、資源化率の向上、ごみ分別による適正な処理、これらについて、市民、事業者、行政それぞれが適切に役割を分担しながら、協働で取り組んでいく必要があると考えております。

加えて、ごみ出しのルールに従い、未回収ごみが出ないための施策に努めていく必要があるというふうに考えております。その詳細については、担当参事のほうから説明をさせます。

○日渡輝明市民生活課参事 枕崎市衛生自治団体連合会では、美しく住みよい生活環境保全のための身近な問題の実践課題であるごみ収集への協力として、ごみ出しのルールを守り、マナーの向上を図ることや分別されていないごみなどの処理について、活動方針に掲げ取り組んでいただいているところでございます。

市内には現在、393カ所のごみステーションがあり、その管理は自治公民館にお願いしているところであります。一部のごみステーションにおいては、ルールが守られていないごみの排出や地区外からの持ち込みごみもあり、このことは自治公民館が抱える課題となっており、その対策が求められているところです。

市民に対する基本的な排出時のルールについて、ごみ出しカレンダー・分別表を全戸に配布し、また、広報紙等を通して周知に努めておりますが、まだ十分に浸透せず理解が得られていないところでもあります。

ごみステーションに係る問題は、生活環境にも影響を与えるものであり、地域の日や声もマナー向上や抑止力につながっていくものと考えています。自治公民館や関係機関と連携しながら、効果的な方策を引き続き検討し、取り組んでまいります。

○11番永野慶一郎議員 やはり課題になってくるのが、ごみを出される方一人一人のモラルの問題だとは思いますが、私どももごみ集積場に標語を掲げたりですね、子供たちに募集して、そういったことを行えば、ちょっとでもごみの問題も減るんじゃないかなと、いろんな対策を施しておりますが、なかなかいまだ改善されない状況でございまして。

今、まだ内鍋清掃センターに直接持ち込める状態ですね、そこまで不便さを感じてないっていうか大変な作業ではございますが、近くにあるということで、まだ何とかやっていけるような状況ではございますが、閉鎖した後っていうのはやっぱり大変にはなってくるのかなという感じはしております。

私どもも集落の皆さんにもやっぱり呼びかけてですね、そういったルールを守っていくような取り組みも大事になってくるのかなと、ただいまの答弁をお聞きして思うところでございました。

また、来月もですね、7月そして12月とございますが、市内一斉の美化作業ですね、集落内の草をとったりとか、あと集落によりましたら粗大ごみもそのときに集めてですね、収集して内鍋清掃センターに持ち込んでいる状況でございまして、そういったときの対応をですね、今後、そういった話もよく話題に上がってきますが、そこら辺はどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

○日渡輝明市民生活課参事 先ほど市長の答弁のほうにもありましたように、今後は、ごみ中継施設、仮置き場等の設置も必要であると考えております。ごみ中継施設の規模や役割など、今後進めていかなければならない課題も多くあります。

収集作業と輸送作業の効率が向上するような施設を適切に配置することや、ごみ収集体制の検討も必要となってきます。こういったことを庁内で議論を重ねながら進めていきたいと考えているところです。

○11番永野慶一郎議員 やはり、可能であればなんですけど、ごみの減量化とかですね、分別化

っていうのも、もう皆様、各家庭で心がけてやっていかないと、今までどおりにやっぱりいかな
いのかなってというような感じがいたします。

先ほど参事のほうからの答弁にもございましたが、内鍋清掃センターが閉鎖された後、輸送の
ごみの問題とかも出てくるとは思われますが、ごみ処理施設が遠隔地になるということが予定さ
れておりますが、そうなったときに、行政サービスが低下することも懸念されると。例えば今、
燃えるごみですと週に3回収集ございますが、これが2回になったりだとか、そういったことが
起きるのではないかと考えるところでございますが、そういったことの対応はどういうふうにか
考えているのかをお聞かせください。

○日渡輝明市民生活課参事 新しいごみ処理施設が広域化されることにより、収集ごみの長距離
輸送やごみの直接搬入など、市民の利便性が低下しないための施策は必要となります。

新たな仕組みの構築に取り組んでいかなければならないということは、先ほどからも答弁して
いますように、家庭ごみを直接搬入できる中継施設として、仮置き場の設置が必要であると考え
ています。多くの課題解決に取り組む上で、本市のごみの減量化は喫緊の課題であり、あわせて
資源ごみのリサイクル向上に努めていく必要があります。

本年度から、「枕エコ元年」として広報紙等を通して広報活動を始めており、市民のごみに対
する認識と気運の醸成に向けた新たな取り組みをスタートさせており、ごみの減量化やリサイク
ル率向上の充実に努めてまいります。

○11番永野慶一郎議員 できるだけ行政のほうでもですね、今までと変わらない行政サー
ビスを市民の皆様が受けられるような努力をしていただくように、私のほうからお願いしておきます。

あと、このごみ処理場の問題もなんですけども、私もですが、ごみ処理場が移ったらどうなる
のかとか、そういった不安視する声もございますが、それと同時にですね、ちょっと前には、し
尿処理場も加世田のほうに移って、浄化槽の点検も今、2カ月に1回というふうになって、そう
いったところでもですね、いろいろ変わってきているところがございますが、先般、先日の6月
4日付の南日本新聞にございました、新薩南病院の基本構想策定委員会に本市が入ってなかった
とか、そういった記事もございまして、それも含めて広域行政のあり方ですね、そういったこと
でもですね、市民のほうからも、何で特定の地域ばかりをというような不満の声も上がって
おりますが、それに関して本市の対応はどうしていくのか、この広域行政に対してですね、本市の
あり方というのはどうお考えなのか、お聞かせください。

○前田祝成市長 ただいま広域行政についての本市のあり方という御質問がございました。今、
議員のほうから話題に上りました病院の件もそうなんですけれども、いずれにしましても、この
衛生管理組合についてもですね、これも広域行政でやっていることでございます。

いかにですね、我々の主張をしっかりと伝えるかということが非常に大事であろうかという
ふうに思っております。その機会をですね、平等に与えられているのかどうかというの
はですね、私どもがしっかりとチェックしながらやっていく、そして発言の機会をしっかりと確保して
いくことに努めていかないといけないというふうに思っております。

この衛生管理組合のほうに関してもですね、いろんな課題がございます。いろんな費用負担の
部分であるとか、建設にかかるもの、ランニングコストにかかるものいろいろありますけれども、
それについても枕崎市としてのしっかりとした主張を伝えていく、そして言うべきところは言う
というところは、しっかりとやっていきたいと思っておりますし、今、実際ですね、そういうところは、
努めてやっているところでございます。今後も努力を続けていきたいと、そのように思います。

○11番永野慶一郎議員 ただいま市長のほうからも答弁ございましたが、ちゃんと主張する
べきところは主張していただきたいと。ひとりよがりですね、自分本位の主張は、それはまかり
通らないと思っておりますが、広域での行政のあり方ということでございまして、やはり公平性という
のは求められてくると思っております。

市民の方からもそういった声が上がっているのも正直なところでございますので、そういったところはですね、ほかの自治体とも調和をとれるような主張をぜひしていただきたいと、これ私から要望をしておきます。

続いての質問でございます。電動アシスト自転車の件でございます。市長の施政方針のほうにもですね、電動アシスト自転車の活用ということで載っておりましたが、平成28年度からこの自転車を貸し出してですね、事業が始まっております。

平成28年度は貸出台数が260台、平成29年度が400台、そして平成30年度が403台というような感じでですね、初年度と比べると伸びを示してきておりますが、このアシスト自転車の利用者からですね、どのような声を聞いているのか、もしそういったお声を聞いてるんであれば、お聞かせいただきたいのと、私の手元に30年度までしかですね、貸出台数の資料がございません。もし可能であれば、31年度の利用状況がわかれば、あわせて教えていただければありがたいです。

○鮫島寿文水産商工課長 本市の観光におきましては、駅から市内の観光施設を周遊する二次交通アクセスが課題となっていたことから、平成27年に電動アシスト自転車を10台導入しまして、駅前の観光案内所に8台、お魚センターへ2台配置をし、質問者がおっしゃったとおり、28年4月から枕崎市観光協会で管理運営をしているところです。

この電動アシスト自転車につきましては、2時間500円から貸し出しを行っていますが、年間約400件の利用があるところですが、利用者の意見としましては、自転車に電動アシスト機能があることで、高齢者でも気軽に利用できて、そして市内を周遊するのにとても便利であるという声が寄せられているところです。

31年度の利用状況につきましては、具体的な数値を今持ち合わせてないところですが、ゴールデンウィークの期間中ですね、やはりことし非常に、10連休で長かった関係もありまして利用が多ございました。また、利用時間帯が重なって自転車が不足しているという状況もあったところですが。

○11番永野慶一郎議員 ただいま課長のほうから答弁がございましたが、ゴールデンウィークは、ことしはですね、すごい長きにわたる連休がございまして、自転車が足りなかったこともあったということでございますが、そういった点も踏まえて、今後、その電動アシスト自転車の増台、台数をふやすようなことは、今検討されていないのか、お聞かせください。

○鮫島寿文水産商工課長 ゴールデンウィーク期間中は、台数が不足しまして順番待ちの状況もあったと聞いております。しかしながら、年間400台ということで、10台で稼働しているところですが、1年間を通しての稼働率、稼働状況を考えますと、現在の台数でも不便をさほど感じていらっしゃる方が多いと思いますので、しかしながら、繁忙期ですね、そういったときに不便さがあるということもありますので、今後の利用状況も見ながら増台については、検討してまいりたいと考えております。

○11番永野慶一郎議員 増台もなんですが、お客様が殺到したときにですね、待たせない、ちょっと嫌な思いを、長く待ちすぎたなとか、もう嫌だな、もういいやっていうような思いをさせないようなそういった際の対応っていうのはどういうふうな心掛けをされているのか教えてください。

○鮫島寿文水産商工課長 駅前の観光案内所のほうに台数的に多く配置をしておりますので、そこで、少し時間を待つとしましても、1時間も2時間も待っていただいたという状況ではなくてですね、やはり二、三十分少し待っていただいて、本市のほうでは提案としまして、アートのコースをめぐるとか、火之神公園をめぐるとか、またお茶畑を回るコース、3コース程度を紹介しているところなんですけど、長いコースというよりも二、三十分で、もう2時間以内で帰って来る利用が多いということでございますので、そういったことで、半日も待ったとか、2時間以上待ったというケースはほとんどないということでしたので、少し市内を歩い

て周遊したり、駅の近くを散策して、それから御利用ということでしたので、そういった対応をしていくということで今後も考えております。

○11番永野慶一郎議員 今、課長からもありましたようにですね、待ってる間に近くを散策してもらおうとかですね、そういった対応をしていただければ、またさらに来た方たちに喜んでいただけるような仕組みができるのかなって、今、感じたところでございます。

電動アシスト自転車に乗ってらっしゃる方をよく見かけるようになったんですが、大人の方が多のかなってという感じがしてるんですが、子供さんの利用ももちろんあるとは思いますが、その中で子供用自転車っていうのは準備をされているのかっていうのが、ちょっと気になったものですから、お聞かせください。

○鮫島寿文水産商工課長 配置は駅に8台と申し上げましたが、8台のうち1台が子供用の自転車です。また、お魚センターのほうにも2台配置をしておりますが、1台が子供用自転車ということで配置してあります。

○11番永野慶一郎議員 同じように、この子供用自転車もふやさないといけないのかっていうような、そのような状況ではまだないということでしょうか——かしこまりました。

先ほど、利用者の推移をお伝え、私がいたしました、今後ですね、さらにこの電動アシスト自転車を利用して、枕崎のこの町を周遊してもらおうような、そのような取り組み、今後どうしていくかというのは、今、具体的に考えていないのかっていうのをお尋ねいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 先ほども申し上げましたが、駅から観光地、目的地までの二次アクセスを補完する手段及び利便性向上を目的として、自転車を配置しているということに加えて、電動アシスト機能もあり、快適に利用できることのメリットや市内周遊コースを3コース紹介しておりますが、その中でも火之神ロードにおきましては、心地よい潮風と磯の香りを感じながら走れることなども効果的に伝えていければと考えているところです。

具体的には、駅前の観光案内所でのフェイストゥフェイスでのおもてなしの中で紹介していきますとともに、SNS等を活用したタイムリーな情報発信についても行ってまいりたいと考えております。

○11番永野慶一郎議員 以前来られた観光客の方に、なぜ枕崎だったんですかっていうのをお聞きしたときに、やっぱりSNS等を見て枕崎に来られたっていう方もいらっしゃいましたので、若い人たちっていうのはもうSNS等を利用して、どこに何があるっていうのをですね、確認をして、私たちもそうですけれども、この地域に行ったらどんなのがあるっていうのは事前に下調べをして行きますので、そのような方たちがまたふえてくるのではないかと思いますので、ぜひですね、そういった媒体を活用していただいて、大いにPRを図っていただきたいと思います。

また、この3つのルートが今あるということで、最初からこの3つのルートだったと思うんですけども、新たにですね、ルートをつくるような、途中で脇道にそれてもいいわけですよ、例えば、例えばですよ、先日、第45回南日本出版文化賞っていうのですね、鹿児島県立短大の福田教授がですね、原耕さんを物語にした海耕記っていうのが受賞されております。

お魚センターを通過して火之神公園に行くルートの途中で信号を曲がって外港に行ってくださいと、原耕さんの銅像もございます。そういったところも、大いに本市としてはPRをするべきじゃないかと私は考えるところでございます。

この福田教授のですね、受賞の言葉の中に、鹿児島はかつおぶし生産量日本一だと、原耕さんがドラマ化されると鹿児島のかつおぶしに注目が集まること間違いなしですとお言葉を載せておられます。

そういった点も含めましてですね、新たな周遊ルートをつくってみる考えは、今、ないのでしょいか。

○鮫島寿文水産商工課長 原耕さんのそういった本の関係も南日本新聞で私も拝見しまして、私

も本も購入しておりますが、港のほうに原耕の銅像もございます。駅に行商婦の銅像もありますので、いろんな観光資源、素材としてですね、そういったものも今提案しております3コース以外にもですね、いろいろなものを、また発掘、発見しながらつなげていって、火之神公園のほうもある程度園路といいますか、歩くコースが整備されてきておりますので、ことし3月に未来をつむぐ幸せの鐘も設置をされまして、そういったことも含めてですね、市内を周遊いただけるような新しいコースというのにも研究してまいりたいと思います。

○11番永野慶一郎議員 この海耕記がですね、名誉な賞を受賞したちゅうことで、本市にとっても観光の最高の資源になるんじゃないかなと私は考えるところでございます。大いにこういったものを活用していただいて、ぜひドラマ化されるようにですね、本市のほうでもそういった機運を高めていかないといけないのではないかと思います。そういったところのですね、また本市としての協力もぜひしていただくようお願いをしておきます。

次の質問でございます。この電動アシスト自転車ですね、行き先、3つルートがあると先ほど答弁ございましたが、火之神公園を回るルートがやはり量が一番多いというふうにお聞きしております。

火之神公園に向かう火之神ルートですかね、堤防沿いの海岸通りの道路でございます。以前もほかの議員のほうからも質問があったと思うんですけども、自転車がやっぱり歩道を走ることですね、なかなか車の通行量も多いところでございます。安全面のことも心配になってくるわけでございますが、そういった安全対策というのはどうお考えになっているんでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 お尋ねの道路は、3コースの周遊コースの中の火之神ロードの塩屋海岸沿いの市道のことだと思いますが、この道路につきましては東側に海岸、西側に民有地を控えて住家もあるなど、市道の管理をします建設課とも協議はしているところですが、車道の拡幅等は難しいのかなと考えているところです。

安全対策としましては、建設課とも連携しながら雑草の草刈りや見通しをよくするための樹木の伐採など適切な維持管理を行い、利用者の通行する方ですね、安全に努めてまいりたいと考えております。

○11番永野慶一郎議員 私、以前もお願いをしたことがあるんですけども、火之神公園に行って帰る際には自転車は多分、西側の道路を通ると思うんですけども、やっぱり草が覆いかぶさったら、どうしても膨らんで車線ですね、どっか大きく膨らんで走らないといけない状況も出てくるのではないかと考えられます。拡幅はなかなか今の現状では難しいということでございますので、できること、最低限できることですね、安全対策に努めていただきたいと思います。

そこも歩道のほうが水産商工課で、反対側の西側のほうが建設課の管轄ということでございますが、上手にですね、連携をとっていただいて、やはり横のつながりっていうのを持っていただいて、道路も結構でこぼこしてたりとかしたこともございますので、そういったところも気づいたらお互いにですね、よくなるような方向で協議をしていただきたいと思います。

水産商工課長どうですかね、この横の連携っていうの、物すごく大事だと思うんですけども、縦割りじゃなくて横の連携をお願いしたいです。

○鮫島寿文水産商工課長 今、質問者がおっしゃられたとおり、歩道部分ですとか、あと車道の部分、特に車道の部分の路面が少し荒れてですね、穴がとといいますか、そういった部分もありますので、そこは私どもの水産商工課の職員等が火之神公園に行く際、またそういった気づいた点はですね、建設課のほうにも話をして連携をしながら、早急な対策を講じてまいりたいと思っております。

○11番永野慶一郎議員 ぜひそうしていただいてですね、利用されたお客様が気持ちよく帰っていただくような、そういったですね、取り組みをしていただきたいと思います。

最後の質問になります。枕崎駅前と火之神公園を結ぶ電動アシスト自転車の周遊ルートのほぼ

中心にですね、お魚センターが位置しております。そのお魚センターの観光拠点としての位置づけを具体的にどう考えているのかをお聞かせください。

○鮫島寿文水産商工課長 お魚センターにつきましては、本市の観光施設の集客状況を見ましても一番の集客を誇る施設であることから、本市の観光客拠点として非常に大事な資産であると認識しているところです。

そうした中、本年度のセンターの計画におきましても、鰹船人めしを初めとした地元メニューの充実に取り組むとともに、継続的に取り組んでいる国内外観光誘客事業の中で、カツオのわら焼きたたき体験施設の更新等を計画しているところです。

そうした取り組みによりまして、お魚センターの魅力をより高め、枕崎の観光のランドマークとして成長させていくことが、電動アシスト自転車の利用促進にも、また本市全体の観光振興にもつながっていくものと考えているところです。

○11番永野慶一郎議員 ただいま課長のほうからですね、このお魚センターを観光のランドマークとして成長していくような取り組みという答弁がございました。何か心強くなって感じたところでございますが、今もバスがとまったりだとか、土日となると車もですね、駐車場もいっぱいになっているような状況をよくお見かけいたします。

この電動アシスト自転車にかかわらずですね、やっぱり活性化していくっていうのが、すごい観光の拠点にとって必要になっていくんじゃないかなと思いますが、そのランドマークとして成長していくためには、じゃあ具体的にどうするのかということなんでございますが、市長のほうからもきのうから個別に、具体的に、とかというような言葉も出ております。具体的にどうやっていくのか、市長の考えを最後にお聞かせください。

○前田祝成市長 ただいま質問者からございましたランドマークにということなんですけれども、お魚センターに関して申し上げますと、おそらく昨年6月議会でもお話したと思いますけれども、やはり観光の中心になるべき施設であるというふうに考えております。そこで、ランドマークという言葉も出したというふうに思っております。

ランドマークになるためにはですね、本当に崇高な使命というかミッションが絶対必要だと思います。それを達成するためにですね、どうやっていくかという御質問かと思うんですけども、まずはお魚センターの現状を考えますと、なかなかやはり持続可能性と、きのうから話をしていますが、そこについてですね、非常に大きな課題があるというふうに認識しております。

そのために、お魚センターを未来永劫、枕崎のランドマークとして観光施設の柱として育てていくといたしますか、運営していくためには、まず何を目指して変革を進めるかということを確認にしないといけない。そして、企業としてですね、どうやって戦っていくかっていうことをしっかりとつくり込んでいかないといけないというふうに思います。

そのために、どういった企業としての能力を身につけていくか、そして、それをどうマネジメントシステムとして落とし込んでいくかというところが、非常に必要になってくるなというふうに思っております。

私は、この仕事を始めてお魚センターの状況を見ていく中でですね、やはりそのあたりがですね、まだまだ変えていけないといけないことが多々あるなというふうに思っております。そこを今、これから取り組んでいこうということでやっています。

最初に申し上げましたように、ランドマークとしてのその使命ですね、ミッション、そこをやっていくといけない。そのためのいろんな工夫をこれからしていかないといけないと考えております。

具体的にというところはなかなかまだ言えない部分でありますけれども、やはりお魚センターというネーミングもありますので、枕崎に来ていただいて一番最初にお魚センターに来ていただいたお客様が、その魚に触れるといたしますか、例えば鮮魚であったりとか、あるいは魚を枕崎の

水産物を使った料理を楽しんでいただくとかですね、実際、今やれてる部分、もう少しやらないといけない部分もあろうかと思しますので、そのあたりをきめ細かく見ていながら変革を進めていきたいとそうように考えているところです。

○11番永野慶一郎議員 劇的に改善されるというそれがこの1年、2年でというふうには考えておりませんが、やはり何らかの手を打たないと前には進まないんじゃないかなと考えます。

先日、私ども異業種交流会でですね、お魚センターについてちょうど話題が上がって、皆さんそれぞれすごいおもしろいアイデアをお持ちでですね、やはり何か、みんな集まれば、3人寄れば文殊の知恵じゃないんですけど、六、七人で語ったら、すごい知恵が出て、おもしろいですねって言うような話もあって、直接こういったお話をする機会がないんですよ、私どもの中で終わっちゃって。

私ども民間の話も聞いてくれて、何か集めてくれて、何か行政のほうでですね、そういった民間の意見も聞いてくれたらいいのになってというふうな話になったんですけども、今後そのような対応もしていただきたいと思うんですが、市長、そういった民間のですね、枕崎に住んでいる人たちの本当に斬新な意見とかアイデアがあるんですよ。そこを何か酌み取るような機会を設けていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○前田祝成市長 ことしに入りましてから、水産業の若手経営者を中心とした方々との意見交換会をさせていただきました。これは、私と枕崎市漁業協同組合の組合長とで音頭をとってですね、組合の総務部長がですね、かなりそういう水産業の多くの若手経営者のまとめ役という形で仕事をされております。そこの意見交換会をさせていただきました。その中でも、お魚センターの改革というところは、いろいろ話題が出てきたところです。

あしたは青年会議所のブロック大会が開催されるということですので、そのあたりでもいろんな意見交換の場があるのかなというふうに思っております。ぜひですね、そういう多くの方々と意見交換すること、そういうことは非常に私も大切だと思っておりますので、そういう機会をですね、いろんなところでつくって行って、皆様方からいろんな御意見をお聞きしてまいりたいと思います。それは取り組んでいきたいというふうに思っております。

○11番永野慶一郎議員 ぜひですね、いろんな経営者の私どもその会、経営者の方たちの集まりですので、やはり斬新なアイデアっていうか、やはり経営も含めたですね、こうやったらもうかるんじゃないの、やっぱりもうけないと商売じゃございませぬので、そういった意見もたくさん出ております。

ぜひですね、そういったいろんな方々と意見を交換していただいて取り入れるべきものは取り入れていただいてですね、この枕崎の観光のランドマークとして立派に成長していけるように努めていっていただきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○中原重信議長 以上で、永野慶一郎議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時21分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○6番城森史明議員 今年度から市議会も新しく編成されまして、女性議員が3人になりました。きのうは傍聴者がですね、10人ほど来られまして、本当びっくりしました。それもほとんど女性であります。やはり女性議員等の新しい風っていうんですかね、それが非常に今後の議会においても維持しなきゃならないことだと思えました。残念ながら、きょうは傍聴者はゼロでありま

す。

それでは、通告に従って一般質問を行いたいと思います。

本年3月に、平成30年度から令和3年度までの4年間の新たな枕崎市行財政改革推進計画が作成されました。過去8年間、本市は最悪の財政状況から改善が進められてきました。実質公債費比率、将来負担比率、地方債残高、積立金残高等は他市に比べまだまだ劣るものの、実用上問題のない領域まで改善されてきました。

しかしながら、経常収支比率においては、5年前に比べほとんど改善がなされていない状況にあります。しかも、行財政改革推進計画における経常収支比率の推移は、2019年度は95.1%、2020年度は95.3%、2021年度は94.6%であり、前進が見られません。

私は、県下19市における過去5年間の経常収支比率について分析をしてみました。経常収支比率90%未満が8市、90%から92.4%が7市、92.5%から95%までが4市となっております。すなわち、90%前後にコントロールされているのが15市、95%前後が枕崎市、薩摩川内市、いちき串木野市、西之表市の4市であり、二極分化しているのがわかります。

経常収支比率とは、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることをあらわしております。本市の経常一般財源収入は約60億であり、経常収支比率95%であれば3億、経常収支比率が90%であれば6億のお金が自由に使えるということになります。

現状より3億ふえれば、市民の福祉向上のための本市独自の事業が可能になります。例えば、高校生までの医療費の無料化、小学校及び中学校の給食費の無料化等が可能になるのではないのでしょうか。

このような状況から、本市における財政の最も大きな問題は、経常収支比率の改善ではないのでしょうか。他市の大半は、経常収支比率が90%前後でコントロールされているのに、本市が95%近くから改善されない理由は何か、まずお尋ねしたいと思います。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 本市におきまして財政状況の改善は重要課題であるとして、これまでの第2次、第3次集中改革プランの中で、5つの財政指標について改善目標を掲げ改善を図ってまいりました。

そのうち、全ての指標について改善が図られておりまして、第2次集中改革プランで目標に掲げました平成24年度から第3次集中改革プラン終了年度の平成29年度までの6年間において、お尋ねの経常収支比率につきましては3.7ポイントの減とはなっておりますが、議員からございましたように、いまだに95%弱の比較的高い水準に位置しているところは事実でございます。

高い水準となっているのは、本市が市街地地域の環境整備を図るため、早くから公共下水道事業に取り組んできた点、そして本市だけではなく全国的にも高齢化の進展等によりまして、扶助費、医療、介護への繰出金が多くなり、経常収支比率の全国平均そのものが上昇してきているという背景がありますが、おっしゃられるように、厳しい状況は続いているところでございます。細かい分析につきましては、担当課長のほうから答弁してもらいます。

○佐藤祐司財政課長 先ほど市長が触れました全国の市町村の加重平均との差を申し上げますと、平成24年度には、本市が97.9%で全国平均が90.7%であり、その差は7.2ポイントありました。平成29年度は、本市が94.2%で全国平均が92.8%であり、その差は1.4ポイントとなっております。本市比率は3.7ポイント下がり、全国平均は2.1ポイント上がっている状況でございます。

また、平成29年度数値で公共下水道事業の影響を差し引きますと、1.6ポイント引き下げの影響となりますので、比率は92.6%となり、ほぼ全国の市町村平均並みとなります。

先ほど議員が言われました19市の加重平均ともまた比較をしてみますと、平成24年度は8.3ポイントの差でございました。本市のほうが8.3ポイント加重平均よりも高かったと。平成29年度は3.1ポイントの差ということになっております。

そして、本市の比率の中で大きいのは、平成24年度では人件費、公債費、繰出金の順でしたが、平成29年度では人件費、繰出金、公債費の順となっております。公債費は計画的な借り入れを進めてきたことによりまして6.4ポイント減少しておりますし、人件費は3.8ポイントふえてはおりますが、平成25年度から消防業務を直営で実施するようになったことによる補助費等の減と人件費増の影響が平成29年度で4.7ポイント分ありますので、消防職員分の影響を差し引きますと平成24年度ベースでの人件費は0.9ポイント減少しているということになります。

繰出金は、先ほど市長からもありました医療、介護の伸び等を背景に2.2ポイント増加しております。補助費も1.7ポイント増加をしております。

次に、平成29年度の数値を類似団体と比較をしてみますと、類似団体より比率が高いのが人件費、補助費、繰出金でありまして、人件費は消防職員分を勘案いたしましても、類似団体よりも5.3ポイント高く、これは19市で比較をして職員の平均年齢が最も高いことの影響もあると考えております。

補助費は類似団体よりも2.8ポイント高く、繰出金は4.6ポイント高くなっております。繰出金は高齢化による医療、介護の影響や公共下水道事業の影響がございます。公債費は計画的な借り入れを進めてきたことによりまして、類似団体以下の数値となっておりますし、物件費、補助費等は見直しを進めてきた結果、類似団体の中でも最も少ないほうとなっております。

逆に、これらの数値が低いことも人件費等の他の比率が高いことにつながっているというふうに分析をいたしております。

○6番城森史明議員 過去と比べてるわけですが、確かにその辺のところは以前よりよくなっていると思うんですね。しかしながら、その95%にとどまっているのを非常に問題視しているわけであって、その辺をいかにあと5%改善できないのかなと個人的に思いますが、この行財政改革の中で示されているのが、経常収支比率の推移値なんですよ。これに関しても同じ、全然前進が見られないわけですよ。やはりですね、推移値じゃなくて、その目標値というのを掲げるべきじゃないんですか。なぜその目標値という形で掲げられてないんですか。

○佐藤祐司財政課長 平成31年3月の行財政改革推進計画の策定とあわせまして、第6次総合振興計画の基本計画の5年の期間に合わせ、平成27年度末に策定いたしました財政計画を今回改定いたしております。

また、行財政改革推進計画の期間と合わせ、平成33年度までの期間を策定しております。主要財政指標につきましても、財政計画のとおり進めば、このような水準で推移するという目安を掲げております。そして、その財政指標を財政計画だけではなくて、この行財政改革推進計画にも掲載をしております。

財政計画は、中期にわたる財政運営を明らかにするために策定されるものでございます。今後、現在の制度が続き、各年度に考えられる特殊事情を勘案すれば、このような財政規模で推移していくという目安となります。財政指標は目標となる数値ではございませんが、今後の財政運営を進めていく上での指針としまして、毎年度、それらの数値以内となるよう努力していかねばなりません。そういう意味でいえば、クリアを目指していく数値とも言えて、上限目標とも言えます。

平成30年度予算の執行に当たりまして、前財政計画の主要財政指標の数値を目安としながら執行をしてきております。市債残高、基金残高ともそれらの数値をクリアしているところでございます。

経常収支比率を含めた残りの各種指標につきましても、それらの数値より下回るというふうには考えておりますが、現在、決算統計の作業中でありまして、明確には申し上げられないところでございます。

○6番城森史明議員 きのうちも立石議員の一般質問の中で、市の広報紙の件が出たんですが、そうするとですよ、あそこには目標値という形で載ってまして、目標値をクリアしてるっていう表現がされていると思うんですが、ということは、この推移値というのが目標値とイコールなのか、イコールじゃないのか、そして目標というのは、これはあくまでも予測値なので、当然、今の状況に応じて、予想はぶれると思うんですよ。

ある程度の、やはりそのぶれはあるので、それに対して、これはそれで、その予測のぶれからこういう数値が出たと思うんですけど、これははっきり言えば、進展がないわけですよ。もっと目標値は高く掲げるべきで、それが実現されまいとしようと、高く掲げるべきじゃないとそこに進歩はないわけですから、やはり推移値のプラスですね、目標値も掲げてですよ、市民に示して、有言実行してもらおうということがいいと思うんですけど、その辺をどう考えるんでしょうか。

○佐藤祐司財政課長 経常収支比率の数値で申し上げますと、どうしても市税もそうですが、普通交付税も国の状況に左右されるところがございます。

ですから、現状の考え方でいきますと、国のほうは一般財源を前年度並みに確保するという、毎年度予算編成の中でそのような方針を出しておりますので、財政計画としては当然、それぞれでは増減はあるけれども、一般財源収入は前年度並みを確保するだろうという形で、歳入のほうは推計をしております。

そして、平成30年度については、最終補正予算。そして、令和元年度については、当初予算に基づいてこれらの財政計画というのはつくっておりますので、どうしてもその段階では、歳入のほうについては厳しく見積もらざるを得ないという形の中で、どうしても比率としては高く出ます。それを低くすればいいじゃないかとなりますと、どうしてもその根拠というのが難しいところでございまして、それについては財政計画上、現状の制度でどのように推移するかというのを指標として出しておりますので、その財政計画の財政指標をこの推進計画の中に記載してあると。

しかしながら、各年度の予算編成、また執行に当たりましては、それらをクリアするような形で取り組んでいくということで、先ほども申し上げているところでございます。

○6番城森史明議員 先ほど、いろんな経常収支比率の中の歳入と歳出の中身部分のちょっと説明があったんですが、この3ページの今後の財政見通しと示されておりますが、まず歳入において地方交付税がふえていくんですよ、かなり。ふえていけば、当然それは一般財源の収入もふえると思うんですよ。そして、市税は変わらないということで、プラス要素として地方交付税がふえていくという点があると思います。

そして、歳出においてはですよ、公債費はすごく以前より改善されてきたわけですよ。以前は、15億とかそれぐらいのレベルが、もう10億ぐらいまで達しようというレベルになっているので、これもどんどん減っていく。そして、人件費も2021年度に大幅に減少するということですね。扶助費についてもですよ、これは1億ほど増加になっているが、過去の経緯を見てみるとそんな扶助費ってふえないですよ、過去5年間のあれ見ると。

ですから、そういう意味では非常にプラス要素が多いと思うんですが、そしたら経常収支比率は上がりますよね。その辺のあれはどういう状況で、3ページのあれは作成されたんですか。

○佐藤祐司財政課長 平成30年度以降の推計に当たりましては、29年度の実績を勘案しながら、市税等の収入の推計、市債の借入れを反映した公債費の推移や各年度の職員動静、社会保障経費の伸び等を考慮して推計をいたしております。

経常一般財源収入につきましては、平成30年度、令和元年度は、先ほど申しましたように、最終補正予算や当初予算を参考に推計しているため、平成29年度より減少する見込みで推計をしておりますが、令和2年、3年度は、平成29年度並みの経常一般財源収入で申しますと、約61億円を見込んでおります。

経常経費充当一般財源につきましては、これまでの推移で申し上げましたように、扶助費、繰出金については増加する見込みで推計をしております、人件費や公債費は減少する見込みで推計をしております、全体としては平成29年度の約57億円前後の規模で推移するものと見込んでいるところです。

推計では、経常一般財源収入を厳しく見積もる一方で、社会保障関係経費が増加するという状況も加味して推計をしております。その結果、高水準での推移とはなっておりますが、毎年度の予算編成等により、これまで行ってきた公債費の繰上償還や有利な地方債の活用、ふるさと応援基金の活用、事務事業の見直し等の歳出削減に毎年度努めて、数値以内にとどめるとの上限の目安としているところでございます。

細かい一般財源収入のお尋ねもありましたので、ちょっと内訳にも触れておきたいと思いますが、先ほど申しましたように、市税等の集計につきましては、令和元年度は最終補正予算や当初予算を参考に推計しているため、29年度よりも大きく減少する見込みで推計をしているところです。

普通交付税がふえているということですが、市税等を厳しく推計するということは、基準財政需要額と基準財政収入額との差額で交付される普通交付税を過大に推計をするということになります。

毎年度の予算編成におきましては、市税は予算割れしないよう、徴収率等を厳しく見積もって、結果としては、決算額は予算額を上回るようになりますが、普通交付税の当初推計にあっては、市税の当初予算額を使うと交付見込み額が過大になってしまうため、前年度の基準財政収入額に地方財政計画の伸びを乗じて推計するなど、市税と普通交付税それぞれで積算をして、普通交付税についても予算割れしないように考えながら予算額を決定しております。

このようなことから、平成30、令和元年度の数値については、最終予算額、当初推計額をもとに推計計上しておりますため、29年度より総額としては少なく推計されているということになり算出される比率は高いものになります。

令和2年、3年度につきましては、税務課の市税推計を普通交付税の推計に活用しているため、逆に普通交付税が大きく伸びることとなっております。

基準財政需要額の推計につきましては、今年度当初の推計以降、元利償還金の交付税措置見込み額以外の伸びをほぼ見ていないため、結果的に経常一般財源収入額の令和2年、3年度の増減については、元利償還金の交付税措置額の増減によることになりまして、経常一般財源収入額の総額は、平成29年度実績と大きくは増減しないことを見込んでおります。

現行の制度下では、毎年の地方財政計画の中で、一般財源総額を前年並みに確保するとしておりまして、その状況に沿って推計をした結果、このようになっているというところでございます。

○6番城森史明議員 そういう意味では、さっき繰出金の話が出ましたが、確かに繰出金は今後ふえる見込みがあると思うので、その辺が足を引っ張る材料になるかと思いますが、その中で一番、最も大きな人件費があるわけですね、比率的に大きいのは。

それで、この11ページにあります定数管理の適正化というのが書かれてあるんですが、その適正化っていうのは、私はその人件費の削減が目的だと思うんですが、適正化っていう目的はどういうことなんですか。

○本田親行総務課長 人件費の適正化ということで掲げてございます。おっしゃるように財政効果をもたらす意味での適正管理もございまして、また、産業構造や人口規模等が同じような類似団体等との比較などによって、総人件費の正当性を確認してきておりますので、その辺も含めた意味での適正管理ということで掲げてございます。

○6番城森史明議員 それで私なんかは、いつもこうして、特に一般会計をメインにですね、ずっとその財政がいいかどうかというのを考えてきているわけですね、それを基本にしながら。

それで、前日のその一般質問でも指摘がありました。これは全体の数字ですよ。そういう意味からすると、財政がどうなるのかというそれは、このデータからではわからないわけですよ。その一般会計における今後のこの11ページの4番ですか、これは一般会計における数値はどうなるんですか。

○本田親行総務課長 御指摘のとおり、市全体の定数につきましては、これまで市立保育所や妙見の里、学校給食センターの調理、配送業務など、民間委託、民営化等によりまして、集中改革プランの期間中に大幅な削減を図ってきましたけれども、今回の計画では、施設の民営化や民間委託がほぼ終了したことから、具体的な計画を掲げておりませんので、全体としては減少する計画とはなっておりませんが、一般会計におきましては、権限移譲等による業務増加や地方創生、子育て支援などといった行政課題に的確に対応しつつ、業務の整理や見直しなどによりまして、平成30年4月1日現在の職員数259人を3年間で5人削減し、令和3年4月1日には254人とする計画といたしております。

なお、このことによる計画期間の財政効果につきましては、5,124万円と見込んでいます。

○6番城森史明議員 要は、20ページの数字がこの定員適正化による一般会計の5,124万ですか、このように推移するということだと思んですが。当然、その今期の2019年度までは、そういう効果は出てない。出ますが、その2020年度、2021年度については、こういう効果が5,100万円の財政効果が出る。これは、要は人件費の場合は退職金とかありますが、それも平均化されてほとんど変わらない状況ですよ。要は退職される方と入庁される方の給与差ってということで、これは考えていいんですか、この5,100万ってのは。

○本田親行総務課長 そのとおりでございます。

○6番城森史明議員 それとですね、2番目にありますが、この5人の削減が図られて5,000万の財政効果が出るということですが、ずっと叫ばれています、その業務の効率化による職員数の削減ですよ。削減というのが、個人的に言えば、今の状況では、逆に市役所は雇用者をふやしてほしいと思ってるんですよ。非常に枕崎も若い人を雇用する場がなくなりつつ、農協、漁協とか最近少なくなってますね、15人も雇用するのは市役所だけなんです。ですから、個人的にはふやしてほしいわけです。

ですが、やはりその財政の問題もあるので、それを削減、雇用数を無駄のない状況にして減らしていかなくちゃならないということなんだと思いますが、ほかのように定員適正化に減少による財源創出じゃなくて、ほかの業務効率の改善とか、それによってですね、改善できる余地はないんですか、ほかの手段で。

○堂原耕一企画調整課参事 ただいまの御質問についてですが、先ほど総務課長からも答弁がございましたとおり、定員適正化においては、5人の削減を図る計画となっております。

さらに、それ以上の削減というのが業務効率化により見込めないのかという御質問かと思いますが、これは今後という形になってきますが、多様化する市民ニーズに対応するため必要な職員数の確保に努める一方で、AIやRPAの導入の研究など、今回、推進計画の実施項目に掲げた事務改善項目を推進し、業務の効率化を図ることなどで、組織のスリム化については研究していきたいと考えているところであります。

○6番城森史明議員 最近、テレビでちらちら放送されるんですが、このAI化によって、この職業がなくなる、この職業がなくなるというのが放送されておりますが、そういう意味ではですね、やはり人間でしかできない仕事ってあるわけですから、その辺をどこに、そういう仕事をいかにふやしていくかということが一番大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど経常収支比率のときも申しましたが、一番、やはり問題としては人件費の縮小なんですよ、削減もなんです。この辺の目標値ってのは掲げたほうがいいと思うんですが、その

辺はなぜ掲げてないのでしょうか。

○**本田親行総務課長** 一般会計のほうで5人削減の計画を行っていくということで申し上げました。その目標を達成していく中で、人件費の財政効果と掲げてございますが、その削減を目指すことによって効果があらわれてくるということで御理解いただきたいと思います。

また、これまでの集中改革プランの期間中におきましては、職員の独自カットということで、目標を掲げてございましたけれども、現在、そのカットについての目標は掲げておりませんので、人員削減による財政効果を見込んでいるということでございます。

○**6番城森史明議員** それと、ふるさと応援寄附金というのがあってですね、我が市も自主財源ということで、非常に効果を上げていると思うんですが、ふるさと応援寄附金がなぜその経常収支比率に含まれないのか、その辺はどういう理由があって、経常一般財源に含まれないのでしょうか。

○**佐藤祐司財政課長** ふるさと応援寄附条例第2条に、「この条例に基づき本市出身者等から寄附された寄附金を財源として実施する事業は、次に掲げるとおりとする」と記載されておりました、第1号から第7号までが記載されております。

これに基づきまして、特定財源として充当事業を指定して毎年度事業に充てております。充てる目的が指定されておりますので、一般財源としては活用できないものでございます。特定目的基金からの繰り入れ、これは当然、事業を特定いたしますので、特定財源になるということです。

全国的に決算統計のルールというのがあるんですけれども、この中で寄附金、そして繰入金、繰越金もなんですが、これらの費目については、全て臨時経費というふうになっております。そして、その中で用途が特定されるものは特定財源でありまして、用途が特定されないものは一般財源ということになります。ですから、繰入金の中で用途が特定されないものは、臨時の一般財源となるということで、議員が言われる経常一般財源には、そもそも、基金からの繰入金も寄附金もならないということになります。これは決算統計ルールですので、本市だけでどうこうという話ではございません。

○**6番城森史明議員** そうするとですね、今までの一般財源というのは、その経常収支比率の中で大体決められてきたわけですね。

経常収支比率の数字で自由に使えるお金が少ない、多いというのが判断されてきたんですが、実際、ふるさと納税制度ができてからですね、ふるさと納税は自主財源ですね、自分たちで稼いだお金ですから。だから、そういう意味では経常収支比率の持つ意味合いというのが非常に薄れてきたんじゃないかと私は思うわけですね。

要は、ふるさと納税で稼げば、市独自の事業ってのができるわけですよ。ですから、そういう意味での計上も、逆に経常収支比率にこだわる必要はないのかなと。それよりか、ふるさと納税の寄附金でどんどん稼いでですね、そして、それを市の単独事業に充てていくと、そういう考え方をしたほうが、そのように考えるべき時代だと思うんですが、そういう意味で、その今後の財源獲得、財政の運用についてはどのように考えているか、質問いたします。

○**佐藤祐司財政課長** 先ほど申しましたように、ふるさと応援基金からの繰入金については、臨時の特定財源でございます。しかしながら、その臨時の特定財源を経常経費に充当することは可能でございます。

例えば、ヤンバルトサカヤスデの事業、生活環境保全事業という事業がありますが、これにつきましては事業を指定して充当をいたしております。

その事業に充当するという事は、経常経費充当一般財源が減少するという事になります。経費が変わりませんから。特財がふえるということは、経常経費充当一般財源が減少することになりますので、その分、経常収支比率の減に役立っているというふうには考えております。

また、平成30年度から公共施設の老朽化が課題であることから、公共施設の修繕等の経費に

も充てるようにいたしております。ということは、これまで経常経費充当一般財源で賄っていたところが、その費用のところに、この特定財源を充てることで、一般財源が減少するということになると、経常収支比率の減に寄与しているということになるかと思えます。

○6番城森史明議員 そういう意味で私、この8年間を見ている中でですね、大きな2つの曲がり角があったような気がします。1つは、過疎債が適用になったということですね。それと今度、ふるさと納税という制度ができて、そういう制度ができたということで、そういう意味では、枕崎は本当に財政が悪い悪いと言われてきましたが、非常に希望が見えてきたんじゃないかなということ考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

次の質問に入ります。

枕崎市移住者住宅確保支援補助金についてですが、これを見ますと、過去5年間で本市へのUターン者、Iターン者があると思うんですが、Iターン者限定なんですよ、Uターン者には適用されないんですね。そういう意味で、そのUターン者、Iターン者の数についてはどのように把握されてるのか、まず質問したいと思えます。

○東中川徹企画調整課長 お尋ねの本市に転入の手続をされた方がUターンであるのか、また、Iターンであるのか、これにつきましてはシステム上においても、また住民基本台帳の手続上においても、これを確認することは困難でありまして、これまでその数値というのは把握できていないところであります。

参考になるかわかりませんが、本市へ転入の手続をされた方のうち、県外からの転入者の数を申し上げますと、平成26年度が転入者749人に対し県外からが202人、27%、平成27年度が742人に対し216人、29%、平成28年度が757人に対し225人、30%、平成29年度が726人に対し198人、27%、平成30年度が703人に対し192人、27%となっております。各年度、転入者の3割弱程度が県外からの転入というふうになっております。

○6番城森史明議員 200人近くの転入者が市外からいるわけですが、この辺の中身については、大ざっぱには把握されてないんですか。例えば、Uターン者、Iターン者、あとは仕事以外というかですね、仕事関係とか、その辺のところは大ざっぱに把握されてないんですか。

○川崎満市民生活課長 Uターン者といいますか、転入に関してでございますが、今、企画調整課からも話がありました、それぞれ3割弱の人が県外からの転入と、今説明があったと思えます。

県外からの転入の方については、27年度からのデータであります、216人の県外転入者に対して77人が大都市圏ですね、関東、関西、中部、福岡といった大都市圏からの転入というのが、28年度が225人に対して83人、29年度が198人に対して67人、30年度が192人に対して75人ということで、大体平均すれば三十五、六%の方々が県外からの転入者のうち、いわゆる大都市圏からの転入というふうになっております。

○6番城森史明議員 60人、70人前後の人が大都市から来られてるんですが、その辺のことを私どもは実感しないですね。私の集落の住んでるところを見ますと、Uターン者が二、三名いるだけです、Iターン者はゼロなんです。ほとんど集落近辺、宝寿庵区の話ですが、Iターン者はほとんどいないですね。そういう意味じゃ、Uターン者は何人かいます。ですから、それが60人も70人もいるっていう実感がないわけですね。

まず、これが全てUターン者ってことで限定すると、それは当然、補助金が財源的に問題となるので、財源的にちょっと対応できないような数になってきますよね。そしたらIターン者だけを対象にするかっていっても、Iターン者は、私も全然そういう雰囲気は感じられないですよ。そういう意味で、Iターン者は実際どのような感じで、その辺の感覚はあるんですか。何人ぐらいいるのか。

○東中川徹企画調整課長 先ほど申し上げましたとおり、システム上とか、手続の関係で確認す

るというのは困難であります。

それで、私どもが今考えておりますのは、転入の手續に訪れた際に、例えばUターン、Iターンということ把握したいということで、代表者の年齢でありますとか、家族構成、転入前に枕崎に住んだことがあるのか、転入されたきっかけ、お住まいをどのようにするのか、そういった簡単なアンケート用紙を準備して、協力いただける方には提出をいただくといったことで、大まかではありますが、その実態を把握する方法等について、企画調整課、市民生活課のほうで今検討しているところであります。

○6番城森史明議員 そういうことで、この補助金はですね、2件を想定した予算になっておりますが、やはりそのUターン者もIターン者も枕崎の人口増には関係ないんですよね。

そういう意味では、私はUターン者も当然入れるべきで、そして、やっぱり地元の人が都会で暮らして帰ってくるっていうのはですね、非常にありがたいことなので、その感謝の意味も含めて、やはりUターン者も入れるべきだと思うんですがね。Uターン者を入れなかった理由はということなんですか。

○東中川徹企画調整課長 今、議員からありましたUターン者を除外した理由ということでございますが、議員からありましたように、Uターン、Iターンともに本市の人口増につながるということはもうそのとおりであると思えますし、私どもも今回、制度創設に当たっては、Uターン者も含めて検討をいたしました。確かに、Uターン者に対する支援策というものがあることによって、本市出身の方が帰郷を考えるなど、一つの呼び水になるということは考えられます。

ただ、移住・定住の取り組みとして、限られた財源の中でその効果というものがより明確にあらわれるIターン者に手厚い支援を行いたいという思いから、今回の制度創設時においては、支援の対象を限定したものでございます。

○6番城森史明議員 財源的な問題があるということですが、やはり鹿児島県の19市を調べますと、指宿市のみがIターン者のみっていう補助金制度になってると思うんですが、ほかの大半はですね、市外からの転入者なんですよ。そういう意味で、そういうことなので、財源もあると思うんですが、その補助金を減らしてでもですね、ある程度のUターン者と区別するなら、減らしてでもやっぱりUターン者も入れるべきだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、桜山中学校のグラウンドの排水対策について質問します。

桜山中学校グラウンドの排水はもうずっと問題になってまして、それをすることによって、非常に子供たちの活動やらですね、それと桜山校区で毎年、親善球技大会が、グラウンドゴルフが開かれるんですが、そのメイン会場が桜山中学校なんですね。そういう意味で、非常にその一旦は、1回はそういう問題になって工事がなされたんですが、ちょうど西側部分がですね。南側部分ですか、サッカーゴールを置いてあるところがですね、非常に相変わらず、その排水不良のまま続いていると。

逆に、その桜山小学校は非常にいいですよ。あそこはシラスを敷いているのかなと思うぐらいすっと引くんですが、そういう意味で、そういう状態に持っていくべきだと思うんですよね。それで、その辺の状況とその桜山小学校グラウンドの工法の違いは何なのか、まず質問いたします。

○山口美津哉教委総務課長 桜山中学校グラウンドにつきましては、PTAの奉仕活動等で保護者の協力をいただきながら、グラウンド内に土砂を入れて整備を行ってまいりましたが、これが大雨のたびに流出しまして、側溝付近の土手が逆に盛り上がるという影響もありまして、中央から西側にかけて排水が悪い状態になっていたようです。

このため、平成27年度と平成28年度にわたりまして、グラウンド周辺の盛り上がった部分を削り取り、また碎石による暗渠排水路を設けるなど、水はけをよくする工事を行ってきております。これらの工事により、排水不良は改善され、学校からも大分よくなったという報告を受けて

おりました。

御質問にあります桜山小学校のグラウンドにつきましては、平成30年度に整備いたしました
が、工法につきましては、表層を30センチ程度ほぐした上で、新たに真砂土という表土を入れて
混ぜ合わせて、表層全体をなじませて軽く転圧するという工事を行っております。表土の流出
等で硬質化が進み、排水機能の低下したグラウンドの改善には一定の効果が見られますので、桜
山中学校グラウンドにも同様の効果は期待できると思います。

ただ、今のところ特に学校の教育活動に大きな支障があるとも聞いておりませんので、今後も
グラウンド状態の把握に努めながら、こういった整備がより有効なのか、研究してまいりたいと
考えております。

○6番城森史明議員 そういう真砂土を、そういう小学校の工法でするってありますが、聞いて
ないというよりも、支障があると思うんですよね。一部、やはり、全体的に排水がなされなけれ
ば、それは例えば、野球だってできないわけですよ。サッカーだってできないですよ、サッカー
は雨でもやりますが。

だから、それは当然、支障があるし、そして地域の活動についてもですね、さっき言ったよう
にグランドゴルフのメイン会場でありますし、それによってですね、2回、4年ぐらい連続で中
止になったことがあるんですが、2回がグラウンドコンディション不良だったんです。

だから、桜山小学校と同じ程度であればできたんですね。ですから、非常に大きな影響がある
んですよ、実際は。そういう意味で、これを早く進めてほしいんですが。

○山口美津哉教委総務課長 グラウンドの状態につきましては、私どももじかに雨のときの状況
も見ましたり、学校現場の校長先生ともお話をする機会がありますけれども、校庭のグラウンド
を使用する体育活動につきましては、確かに、ゴールポスト周辺の排水が悪い場合には、場所を
ちょっと変えてですね、対応したりしております。

ただ、議員がおっしゃいますように、校区の球技大会等が延期になったという状況がありますが、
長雨が続きたり、一気に雨が降りまして、グラウンドの排水能力を超える場合には、二、三
日排水が悪く、雨水が残るといった状況は確かにあります。

以前行った工事で一定の改善は見られております。先ほど申し上げました排水碎石を利用して、
排水路を幾重に設けまして、排水路のほうに流すという工事をやりましたが、完全な改善には至
っておりませんが、一方で、桜山小学校のグラウンドで工法として使用しました内容につ
いては、確にかたくなった表土でけが等の危険性があるというそういう状況を改善するための
工事で、排水機能を完全に改善するという工法ではありませんので、同じ工法を桜山中学校のグ
ラウンドに使用した場合に、完全にというか、大きく改善できるのかどうかというのが、まだ今
のところ、はっきりわかっておりませんので、先ほど申し上げましたように、今後、より有効な
整備の仕方はないのかということの研究してまいりたいと考えております。

○6番城森史明議員 私が見る範囲でも小学校と中学校では雲泥の差があるんですよ。もう非
常に、そして、この前もちょっと学校に用事で行ったときに、あそこでテニスをしていたんです
よ、ソフトテニス。私、一瞬、小学校にもテニス部があるのかなと思ったりしたんですが、そ
の辺がどうかわかりませんが、排水がよければそういうのができるわけですよ。中学校から来
たかもしれんし。

ですから、やはりその完全に100%で直せというわけじゃなくてですね、実用上問題のないよ
うにすればいいわけで、そういう意味で、その桜山小学校の工法にすればどのぐらいの工賃がか
かるんですか。あの面積をした場合どのぐらいの。

○山口美津哉教委総務課長 まだ、同じ工法でした場合にどのくらいかかるのかというはつきり
とした試算をしておりませんが、先日、大まかにどのくらいかかるのかどうか、建設課の
ほうにもお伺いしましたところ、少なくとも校庭の面積が桜山小学校とすると倍以上ありまして、

面積的には7,000平米を、一番使う部分でも超えるということで、面積的にも倍以上、あと工法を同じくしましても、前回の桜山小学校のグラウンドを整備したときと若干状況が変わりまして、同じ真砂土を使うにしても、真砂土の搬入先というか、運搬先等の関係で、それに係る経費が大分違ってくるということですので、金額的には申し上げられませんけれども、軽く倍以上は超えるということで伺っております。

○6番城森史明議員 北側は大丈夫なわけですから、そこまではする必要はないと思いますよ。ですから、南側の面積的には1反から2反ぐらいしかないと思うんで、その辺は南側だけ、南側ですか、あそこは酷いわけですから、その部分だけすれば、ある程度普通に使えるようになると思うんですね、よろしく願いいたしたいと思います。

最後に、妙見センターの加工室について質問いたします。

妙見センターの加工室はですね、排気ファンの不良等、老朽化が進んでいるわけですね。6次産業による農業の活性化のために、設備を充実させる必要性についてどのように考えているのか、質問したいと思います。

○原田博明農政課長 妙見センター農産加工室の各設備につきましては、質問者から指摘があった排気ファンの不良など機器の老朽化が進んでおります。当施設につきましては、昭和58年度から59年度にかけて建設されまして、本年で35年が経過しております。各設備において耐用年数を過ぎて、故障等が発生している状況でございます。

故障を確認するたびに修理を行うなど対応しておりますが、取りかえる部品がないなど、機器そのものを買いかえなければならぬ状況であります。毎年、修繕費や備品購入費を予算化して、優先順位と緊急性の高い設備の修理や買いかえを行ってきておりますが、全体的な設備の充実につきましては難しい状況でございます。

現在、農産加工室の利用につきましては、みそ、麺つゆづくりが中心であります。利用状況につきましては、平成28年度で85団体、312名、平成29年度で82団体、305名、平成30年度で104団体、436名が利用しております。

農畜産物の6次産業化につきましては、農業、農村の活性化のためにも検討していくことが重要であると考えております。しかしながら、当施設の利用者に対して実施しましたアンケート調査では、ほとんどの利用について、みそづくり、麺つゆづくりでありました。これらの調理器具の充実を希望する回答が多かったというところでございます。

○6番城森史明議員 それでですね、6次産業化ということでですね、農業の活性化、所得向上のため、6次産業の必要性、重要性が叫ばれていますよね。本市においては、推進がおくれてると思うんですよ。

南さつま市ではですね、民間の動きが非常に目立つし、行政においても大浦農産加工センターの設置等、行政も積極的に力を注いでるんですよ。

ですから、思い切ってあそこをですね、改善して、例えば本市においてもサツマイモ、ニンジン、かんきつ等ですね、そういう商品化されない分が、廃棄される分がいっぱいあるんです。ですから、そこを試作でもできるような施設に改善すればですね、非常に、そういう設備に改善すれば、そういう6次産業化に貢献できると思うんですよ。

ぜひ市がそういう施設設備を補助金をもらってですね、つくるようにしてほしいんですが、その辺はどう考えるんですか。

○原田博明農政課長 市といたしましても、議員が言われました意見をいろいろと検討しまして研究していきたいと思っております。

利用する方々ともいろいろ話をしながらですね、また生産者団体とも協議しながら一緒に研究していきたいというふうに考えます。

○中原重信議長 以上で、城森史明議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午後1時10分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○7番豊留榮子議員 最後の質問者となりましたが、よろしくお願いいたします。

4月の統一地方選挙で、新たに14名の議員が決まりスタートを切ったところですが、初めての無投票当選ということで選挙運動も1日だけ、そして市民の皆さんに公約も政策も十分に伝えることもできず、何ともすっきりしない選挙でしたが、女性議員が3人になり議場も華やぎ、多くの市民の方から女性議員がふえたことを喜ぶ声を聞くところです。

それにしても議員のなり手不足は、本市だけではなく至るところで起きています。これは議会活動の大切さや、やりがいのある仕事であることを特に若い人たちに広く伝えていかなければならないと思うこのごろです。

私は、住民の福祉と暮らしを守る立場から一般質問をしてみたいです。初めに、会計年度任用職員制度についてですが、お聞きしてみたいです。

政府は、2020年4月には地方公務員の働き方を変えるために、制度の改正をしようとしています。この会計年度任用職員制度とはどういう制度なのでしょう、お尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 総務省の調べによりますと、地方公務員の臨時・非常勤職員は、総数が平成28年4月現在で約64万人となり、教育、子育て等さまざまな分野で活用され、地方行政の重要な担い手となっております。

このような中、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保を図るため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月に成立しました。

これらの法改正により、これまで臨時・非常勤職員については、各地方公共団体により任用、勤務条件等に関する取り扱いがまちまちでありましたが、令和2年4月から会計年度任用職員としての統一的な取り扱いがなされることとなります。

なお、改正法の施行につきましては、令和2年4月1日ではありますが、会計年度任用職員の募集開始時期、制度の周知期間などを勘案し、本年9月議会には関係条例案を市議会に提案させていただき、法施行に的確に対応してまいりたいと考えております。

なお、会計年度任用職員制度の創設の根拠となります地方公務員法及び地方自治法の改正概要について担当課長が答弁いたします。

○本田親行総務課長 地方公務員法及び地方自治法の改正概要についてでございますが、初めに、地方公務員法の改正について申しますと、地方公務員法の改正内容は2つございます。

まず1つ目が、特別職の任用と臨時的任用、それぞれの厳格化であります。特別職の任用については、通常の事務職員等であっても嘱託員等の特別職として任用される場合があります。その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されない者が存在していることから、法律上の特別職の範囲を本来想定する専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者に厳格化する。

また、臨時的任用については、本来、緊急の場合等に選考等の能力実証を行わずに、職員を任用する例外的な制度でございますが、実態として、こうした趣旨に沿わない運用が見られることから、その対象を国と同様に常勤職員に欠員を生じた場合に厳格化するといったものです。

そして2つ目が、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化であります。一般職の非常勤職員の任用等に関する制度につきましては法律上不明確であったことから、新たに会計年度

任用職員の規定を設け、採用方法や任期等を明確化するといったものです。

一方、地方自治法の改正内容は、常勤職員と非常勤職員の待遇格差の問題を背景に、改正された地方公務員法により、適正に任用される会計年度任用職員については期末手当の支給が可能となるよう給付に関する規定を整備するといったものです。

○7番豊留榮子議員 細かい取り決めとか、そういうのはよくまだはつきりとかかめないんですけれども、この会計年度任用職員制度について、その取り決めとかは組合のほうとは話し合いはなされたんでしょうか。

○本田親行総務課長 本市における会計年度任用職員制度の導入に当たりましては、勤務条件等について職員組合とも協議しながら制度設計を進めておりますが、市議会に係る条例案の提案を行う際には、各課における臨時・非常勤職員のあり方、方向性を決定し、職員組合とも合意した上で議案を提案していくことにしております。

○7番豊留榮子議員 まだ、話し合いの途中だということですがけれども、組合としては大まかには認めるということなんでしょうか。ある部分でここだけは、そこは認められないという部分があるのか、もしそれがあったら教えてください。

○本田親行総務課長 法の改正によるものですから、導入そのものについてどうということではございませんけれども、今、臨時・非常勤職員の職については、現在の勤務条件等を維持するというを基本に協議をしているところでございます。

○7番豊留榮子議員 ということは、公募をしていくわけですね。そうすると、今1年ごとの契約になるということで1年たちました、公募の時期になりました。そうすると、そこに働いた人を優先するってことじゃないわけですね、公募されてるから、そちらに優秀な方や適任の方がいれば、今いる方をカットして新しい方を入れるということになるんですか。

○本田親行総務課長 採用につきましては、原則、毎年度公募の上、面接等、客観的な能力実証の方法による選考を実施する考えでございます。

なお、公募に当たりましては、平等取り扱いの原則を踏まえ、任用回数や年齢、性別にかかわらずなく均等な機会が与えられるよう留意いたしたいと思っております。任期につきましては、一会計年度の範囲内となりますが、お尋ねの件でございますが、この際、従来の臨時・非常勤職員の取り扱いと同様に同一の者が平等取り扱いの原則のもと、客観的な能力の実証を経て再度任用されることもあり得るものと考えております。

○7番豊留榮子議員 ということは、とても不安定な働き方の制度というふうにちょっと感じとれるんですけれども、次に、この新しい制度によって本市職員の働き方ですね、これが変わることはないんでしょうか。

○本田親行総務課長 現在、本市が想定しております会計年度任用職員制度の任用や勤務条件等の大枠について申したいと思えます。

初めに、会計年度任用職員は、地方公務員法上、一般職に適用される各規定が適用されることとなりますので、信用失墜行為の禁止や守秘義務、職務専念義務などといった服務に関する規定が適用されることとなります。

まず、会計年度任用職員制度の職の類型につきましては、通常の勤務時間が常勤職員の勤務時間と同一の時間であるフルタイムの職と、常勤職員の勤務時間に比べて短い時間のパートタイムの職がありますが、本市が令和2年度に設置する職は、これまでの臨時・非常勤職員と同様にパートタイムの職を想定しております。

採用につきましては、先ほど申しましたとおり、原則、毎年度公募の上、面接等客観的な能力実証の方法による選考を実施する考えでございます。

給与等につきましては、フルタイムの職はその職と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎として職務の内容や責任、職務上必要となる知識、技術及び

職務経験等の要素を考慮して定めていくこととなります。

本市が想定しておりますパートタイムの職につきましては、同種の職務に従事するフルタイムの職の給料水準を基礎としつつ、パートタイムの職の勤務時間を考慮して定めていく考えでございます。

また、これまで支給がなされておりました期末手当の支給につきましては、任期が相当期間にわたる者に対し適切に支給していく考えでございます。

○7番豊留榮子議員 それなら少し安心するんですけど、今まで政府が言っていたのは、公募することを原則に制度を開始するようにと言っています。公募は、毎年しなければならないことで、また非正規雇用の職員給与は何を基準に決めているのかということ、正規職員との賃金格差、これがその正規職員の新入社員の給料と同じというふうには何か政府は言ったと思うんですね、それを基本にいつも毎年決めていくというふうに言われてたんですが、今の課長の話では、そうではないですよ。きちっと職員として扱っているというふうに思われますし、毎年公募はするんだけれども、その非正規雇用であっても期末手当ですね、これ、今までなかった分はこれもちょうんと支給されるということで、こういう点では働き方にとっても有利になっていると思うんですが、これ、本市としてはそれをちゃんときちっと通していくということですね。

○本田親行総務課長 本市の会計年度任用職員制度導入に当たりましては、国が示した事務処理マニュアルを踏まえながら適切に取り扱っていく考えでございます。

○7番豊留榮子議員 国が言っていることと市がやろうとしていることは、ちょっと違うなど。市のほうは、ちゃんと働く人のことを考えた制度づくりをしようとしていることがうかがえたんですけども、これは制度の改正によってですね、住民サービスが低下するということはないんでしょうか、お尋ねします。

○本田親行総務課長 市長が答弁いたしました内容と重複しますが、この会計年度任用制度の創設につきましては、臨時・非常勤職員の適切な任用、勤務条件の確保を図るために創設されたものでございます。

なお、会計年度任用職員制度の導入に当たりましては、ただ単に現在の臨時・非常勤職員を会計年度任用職員に任用するということではなく、各課における臨時・非常勤職員の業務内容等を見直し、業務の民間委託等の可能性や再任用制度の活用など多方面から検討を行った上で、会計年度任用職員が行う業務を決定することとしております。

したがって、これまで臨時・非常勤職員が行っていた業務を民間委託等で対応していくことも考えられますが、そのような場合におきましても、行政責任の確保や住民サービスの維持向上に十分配慮しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○7番豊留榮子議員 すると、その民間に委託するような業務というのは何が考えられますか。

○本田親行総務課長 ただいま各課の業務内容等を見直す中で、会計年度任用職員の導入を検討していくということで申しましたけれども、現在、各課とも現状の臨時・非常勤職員の把握とかを行いながら検討を進めているわけなんですけど、どうしても人員の確保が難しいといったような業務もございます。公募しても、なかなか人材がいらっしゃらないというような業務もございます。その際は、民間委託等の可能性も検討しながら行っていくということをただいま申し上げたところでございます。

○7番豊留榮子議員 これはぜひ組合ともじっくり話し合いをされて、働く人が不利にならないように、そして住民サービスが低下することのないように委託して預けてしまうということではなく、ぜひ、ここはきちっとして行ってほしいと思うところです。

次に、就学援助制度についてお聞きいたします。

就学援助制度は、昨年お聞きしたときには、31年度の新中学生に対する就学援助の入学準備金が、入学前に支給され改善されたところなんですけど、小学生についてはどのような検討がされ

ているのでしょうか、お聞きいたします。

○益満裕美学校教育課長 中学校の入学予定者に対して、平成29年度まで当該年度の7月に支給していた新入学児童生徒学用品費等については、令和元年度入学者から入学前支給を実施しております。

現在、小学校の入学予定者に対しては、4月に学校を通じて受給申請書を保護者へ配布し、6月に課税状況の確認や校長等との意見聴取をした上で、支給の要否の認定をしております。

認定時期や認定方法について、さらに研究を進め来年度予算に計上し、令和3年度の新入学児童への支給に向けた検討を行っているところでございます。

○7番豊留榮子議員 子供のいる世帯の貧困が今、大きくなっているときです。この小中学生を対象にした就学援助制度は、本当に大事な子育て支援策です。

ことし初めて子供を小学校に入学させたというお母さんに、入学の準備にどのくらいの費用がかかったのかをちょっと尋ねてみました。すると、ランドセルが5万円、机・椅子のセットに4万円、そして制服や体操着、白い靴などに4万円、さらに算数セット2万円と、10万を超える金額になったということなんですね。それもランドセルもピンからキリまであって、一番安いのを買ったということでした。

その白い靴とか運動着、制服なども、今何か制服も白い、夏はポロシャツのような何か制服なんだそうですが、そういうのも安いところをお友達に聞いて、そこに買いに行ったとかいろいろ苦心されたようなんですね。

そういうこともありますし、その小学生の前倒しにしても、今、元年だから3年たって2年待たないと前倒しができないということなんですけど、この枕崎市に住民票があれば実施できないということはないと思うんですけども、そこはどうなんでしょうか。1年でも早く、来年、即実行できるようなそういう体制はつくれないんでしょうか。

○益満裕美学校教育課長 来年の実施に当たりましては、予算計上の関係もあります。そして、申請時期をいつにしていくのかということもあります。周知の漏れがないようにというところの手續とその辺のところを今研究しているところでございます。

○7番豊留榮子議員 前倒しの実施は、これはやっていただけるとのことなんだと思いますけれども、とにかくお金がかかるということなんですね。だから、ランドセルはじいちゃん、ばあちゃんに買ってもらったとか、そういう方が多いです。

こんなにかかるんだって思うことだったんですけどね、ぜひ小学生の前倒しも1日も早く実施していただきたいと思います。

そしてまた、負担が比較的大きいと思われる修学旅行費の支給なんですけれども、これはその旅行前に支給されるのか。これも後払いなんでしょうか、その辺をお聞きします。

○益満裕美学校教育課長 現在、枕崎市小中学校は1学期に修学旅行を実施しております。就学援助費の支給は7月、12月、3月に行っており、修学旅行費は第1回支給の7月に支給しております。

就学援助の認定については、4月に学校を通じて受給申請書を保護者に配布し、6月に課税状況の確認や校長等との意見聴取をした上で支給の要否を認定しており、就学援助費の認定の決定は7月上旬となります。

修学旅行費は、交通費、宿泊費、見学科などの経費の実績をもとに支給額を決定していますが、今後、修学旅行費の実施前の支給については、認定の時期や方法等について研究していきたいと考えております。

○7番豊留榮子議員 これもそうなんですけど、例えばこの中学校、小学校それぞれの修学旅行の費用というのはどのくらいかかるもんなんですか、お尋ねします。

○益満裕美学校教育課長 小学校の修学旅行費の平均は1万8,000円ほどになります。中学校が

4万6,000円ほどになります。

○7番豊留榮子議員 これは何か学校で積み立てか何かされるんでしょうか、それとももうこの時期になると、はい、これだけって徴収するんでしょうか、どちらですか。

○益満裕美学校教育課長 それぞれ小中学校の状況によって違うんですけども、積み立てで行うところもあれば、一括で支払うというところもございます。

○7番豊留榮子議員 とにかく後払いというのは、その本当にそのときになれば借金しなきゃならないということにもなりますんで、これもぜひ前払いでお願いしたいと思うところです。

そして次に、この要保護児童生徒援助費用のことなんですけれども、その項目の中で、本市が今、実施できていないのが、この通学費でありますとかクラブ活動費、生徒会費、そしてPTA会費の4項目ということを以前お伺いしたんですが、その後の改善はなされたのでしょうか、お尋ねします。

○益満裕美学校教育課長 平成30年3月議会で答弁しましたように、本市では徒歩または自転車による通学を基本としておりますので、通学費は不要と考えております。また、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を含む学校納金の支払いについて学校に問い合わせをしたところ、学校納金が遅滞している家庭は見られないということですので、現在のところ支給項目に加えることは考えておりません。

○7番豊留榮子議員 そうですか。以前も聞いたんですが、この通学費なんですけれどもね、この自転車は通学費用ではないということなんです、これをもう一度説明してください。

○益満裕美学校教育課長 通学費とは、児童または生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費、片道の通学距離が児童にあつては4キロメートル以上、生徒にあつては6キロメートル以上の者について、その者が通学に利用する交通機関の旅客運賃及び市町村がその者の通学の用に供するため公営または民営のバス会社等との間に締結する運行委託料とするというふうになっております。したがって、自転車の購入費は含まれないというふうに理解しております。

○7番豊留榮子議員 でも実際には、中学生になりますと自転車通学になるかと思うんですけれども、そういう人たちからの申し出とか、何とかしてほしいというのはないんですか。

○丸山屋敏教育長 今、学校教育課長が申しあげましたように、私たちは法にのっとって支給をしておるのでございまして、今、市でどうかということに、独自ということも考えておりませんし、またそうした声もですね、私どもには届いておりません。

ですので、交通費については、あくまでも「交通機関」を使ったときの運賃、費用ということで考えておりますので、3月に申しあげましたとおり、課長が申しあげたとおりでございます。

○7番豊留榮子議員 前回もそのような御答弁をいただいているんですけれども、もう何ていいですか、学校にかかる費用というのが、こんなにもかかるものなのかというふうなこともありますし、生活保護家庭のお子さんであったり、低所得者の方々ですね、この方たち以外にも、先ほども紹介しましたがけれども普通の生活をしていても、とても負担に感じるっていうことを言われているんですね、お母さんたちが。

これは何とか本当に気持ちを楽にされて、子供さんの入学を祝えるというようなそういう制度はつくれないものかと思うんですね。そもそも、その日本国憲法では義務教育は無償としていますが、これはとんでもないほどの負担が保護者にのしかかっていると思います。

今後、大きな見直しが必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。何か考えはないでしょうか。

○丸山屋敏教育長 憲法の義務教育の無償というのは、あくまでも授業料を徴収しないということございまして、それは昭和39年の最高裁の判決で出てるんですね。ですので、それに私たちはのっとっておるわけございまして、今、議員の言われたのは心情的には理解できます。た

だ、行政をする者にとっては、それはちょっとできないということをはっきり申し上げたいと思います。

○7番豊留榮子議員 市長。市長はどう思われますか、一言お願いします。

○前田祝成市長 今、教育長からあったとおりで、法律に基づいてっていうことでやっておりますので、その件についてはそのものだというふうに思います。

生活保護家庭とかですね、やはり厳しいところはあるというのは重々承知しておりますので、そのあたりについては、この議会でも再三申し上げておりますけれども、個別具体的なところをしっかりと見ていかないといけないとは思いますが。ただ、基本的な考えとしては、今、教育長から答弁あったとおりでございます。

○7番豊留榮子議員 基本的な考え方は本当、教育長のおっしゃるとおり、市長のおっしゃるとおりだとは思いますが。ですけど、人間として生きていくためには、いろいろなことがありますよ。そういうところで、何か市ができること、子育てに応援できるというところで、もう一度考えていただきたいと思うところです。

次に、学校給食費の無償化についてお聞きいたします。

今、学校給食費の無償化実施は全国に広がっており、お隣の南さつま市が全校生徒に無償化を実施しているところです。その後、どのように検討されたのか、お尋ねいたします。

○前田祝成市長 学校給食費の無償化について答弁させていただきます。子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも食が重要であり、子供たちに対する食育、これは心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるものであり、その基本は家庭が重要な役割を有していると考えております。

また、教育においても食育の重要性を十分自覚し、積極的に子供の食育の推進に関する活動に取り組むこととしなければならないと考えております。

学校給食法は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で、重要な役割を果たすものであるとうたわれております。

そして、学校給食の目標として、7つ目標が掲げられておりますが、食生活が食にかかわる人々のさまざまな活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと等、7つの目標が達成されるよう努めなければならないとされております。

御質問の学校給食に係る経費につきましてでございますが、学校給食に係る経費につきましては、これまでも答弁しておりますとおり、学校給食法第11条の規定で、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は、学校の設置者の負担とし、経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とすると定められております。

しかしながら、議員おっしゃるように、最近いろんな市町村のほうでさまざまな取り組みが報じられております。

生活困窮家庭の児童生徒に対する学校給食費の無償化など、そこで本市におきましても、今年度から学校給食費の負担軽減策として、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の対象となる世帯、これに対しましては、給食費助成の支給割合を現行の80%から100%に引き上げたというところでございます。

学校給食費につきましては、本来、学校の設置者と保護者の両方の綿密な協力により学校給食が円滑に実施されるべきものというふうに考えておりますし、その基本的な姿勢は変わっていないところでございます。

○7番豊留榮子議員 今、市長も言われましたように、給食を無料にする自治体が今、だんだん

ふえてきているところです。同時に、2人目が半額で3人目は無料にするなど保護者負担を減らす自治体もあります。子供の健全な発達を支える上で、栄養のバランスのいい給食は重要な役割を果たしているところです。

憲法第26条においても義務教育はこれを無償とするとされています。しかし、現実には無料とされているのは授業料と教科書に限られていて、保護者の経済的負担は大きいものです。

2016年度の文科省の子供の学習費調査によりますと、副教材費、実習材料費、部活動費、修学旅行費、学校への納付金など、公立小学校で年間約10万円、公立中学校で約18万円といえます。また、本市の学校給食費は小学校で月3,900円、中学校で4,600円となっているようです。

本当に公立の義務教育を受けるだけで、こんなに学校でお金を徴収されるのはとてもおかしいことです。ですから、このような中で、せめて給食費の負担がなくなれば、ほかの保護者負担の見直しも考えざるを得なくなり、本来の義務教育は無償に近づくことになるのではないのでしょうか。

2005年に、食育基本法が成立して子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけるためには、何よりも食が重要だとされました。文科省の食に関する指導の手引にも学校給食の一層の普及や献立内容の充実を促進するとともに、各教科等においても学校給食が生きた教材としてさらに活用されるよう取り組むとあります。

学校における食育の推進は、心身の健康にとっても社会性や感謝の心を培う上でも、食生活の食文化の観点からも重要だとされているところです。

このことから、義務教育の無償の原則に従って無料化を求めていくのは、当然のことではないでしょうか、市長のお考えを再度お聞きいたします。

○前田祝成市長 学校給食の無償化という御意見ですけれども、学校給食費の負担についての考え方というのは、先ほど答弁で申し上げたとおりでございます。

いろんなところで、学校給食無償化という自治体があるということも聞いております。本市で考えないといけないことは、全体的な本市の財政状況の中で、いかに配分をどのようにしていくかということが基本だというふうに思います。

その中で、一番いい方法で再配分していくということが基本だと思いますので、そういう中で、トータルで考えていかなければいけないというふうに思っておりますので、今のところ、給食費の無償化に対する考え方というのは、先ほど答弁で申し上げたとおりというふうにお答えいたします。

○丸山屋敏教育長 先ほどから議員が教育の無償化ということをおっしゃるけれども、こちらの手元に今、資料がありまして、昭和39年2月26日最高裁判所は、義務教育費負担請求事件という判決を出してるんですね。

その中で、義務教育の無償化というのは授業料を徴収しないということであって、授業料のほかに教科書や学用品、その他教育に必要な一切の費用までを無償としなければならないということを定めたものではないと明確に判決は出てるんですね。ですから、私どもはそれにのっとってやってるんですよということなんです。

○7番豊留榮子議員 教育長のおっしゃることはよくわかります。国が言うのはそういうことでありますよね。無償化っていうのは学校に関するそのことだけなんだよという。

でも実際に、親としては子供を学校に送り出すのに、これだけもろもろの先ほども紹介しましたけれども、もろもろのお金がかかるわけですよ。年々年々この負担額ってのは上がっているんじゃないかという気もしないでもないんですね。

そういうところを何かこう、私が憲法を持ち出したんですけれども、それだけに限らず、憲法で定められているけれども、人間として子供を育てていくのに、何かもっとできることはあるんじゃないかという市長なんかも、いろいろお考えがあるということで、これに限らずですね、も

っと何か温かい目で子育て、この市で子供が成長していく、その手助けをしなきゃいけないという何かそういうことが、この学校に通わせるだけでも、もうちょっと手助けができないもんだろうかって思うものですから、いつもこういう質問になってしまいます。

次の質問にいきます。

子ども医療費の無料化、これも子供に関することなんですが、子ども医療費についてですが、現在、中学校卒業まで医療費の無料化が実現しているところなんですが、病院の窓口での無料化は、所得の低い方に限りゼロ歳から未就学児までとなっています。

今後、医療費の助成制度を高校卒業まで対象年齢を引き上げ、また現物給付の実施枠を引き上げることはできないでしょうか、お尋ねします。

○山口英雄福祉課長 子ども医療費につきましては、現在、本市では、質問者が言われるとおり、中学校卒業までの児童生徒を対象に保険診療分に係る自己負担額の全額を助成しているところでございます。

今のお尋ねに2つの項目がございましたけど、まず医療費の助成対象の拡大ということで答弁いたしますが、子ども医療費の助成対象を高校卒業までに年齢を広げてほしいということでございましたが、これまでの議会でもお答えしてきましたとおり、仮に医療費助成の対象を高校卒業までに拡大いたしますと、毎年少なくともさらに1,000万から1,500万円程度の財源が必要と見込まれるところでございまして、その財源をどう確保するかというのが大きな課題となるところでございます。

それから、現物給付化のことについてでございますが、現物給付化につきましては、医療機関で自己負担を窓口無料化するというので、この制度につきましては、県全体の取り組みとして、平成30年10月診療分から住民税非課税世帯の未就学児を対象に、医療費の窓口無料化が実施されてるところでございます。

これらのことにつきましては、昨日の一般質問の中でもいろいろ議論がございましたけれども、枕崎の人口が減少する中、枕崎の人口を維持し、あるいは歯どめをかける、こういったためには、若い世代が枕崎に住みたいと思うようなまちづくり、環境づくり、それから働きながらでも子供を産み育てやすい環境づくりが非常に重要であるというふうに認識しております。

そのためには、今、議員が言われるような、その対象世帯への経済的な支援、こういったのも一つの方策ではありますが、そのほかにも枕崎独自の豊かな教育環境の整備、公園整備とかそういったいろんな暮らしやすい環境整備、そういった多方面にわたる取り組みが必要だというふうに考えておまして、私どもといたしましては、今後、本市の実情に即した効率的かつ効果的な子育て支援の具体策を検討する中で、ただいまの御意見についても実施可能性について検討していきたいというふうに思っております。

また、現物給付化の関係につきましては、これまでの議会でも申しておりましたけれども、市町村独自での実施対象拡大とかいうものにつきましては、なかなか難しいといったことも述べてまいりました。

現物給付化の拡大につきましては、あくまでも県の制度として実施していただきたいというふうに考えておまして、今後とも市長会等を通じて、対象拡大について県に要請してまいりたいというふうに考えております。

○7番豊留榮子議員 できましたら現在、病院の窓口で無料化が実現しているのは、小学校入学前の子供ですね、それもこれからは、その所得制限なしで全ての子供が無料になるように、それを窓口無料化、現物支給ということで、お金がなくても子供がぐあいが悪くなったら病院に走れると、お金の心配をしないで病院に行けるという制度が必要じゃないかと思うんですね。その点はどうでしょうか。

○山口英雄福祉課長 ただいまも答弁いたしましたとおり、現物給付につきましては今、住民税

非課税世帯の未就学児に限られているところでございますけれども、私どもとしましては、県の市長会でも、ここを少なくとも未就学児全体に、所得に関係なく未就学児全体に拡大してほしいという要望を県のほうに上げておりますので、今後とも、そういったことで、県下各市と協調して働きかけてまいりたいというふうに考えております。

○7番豊留榮子議員 国は、その小学生以上の子供に対して窓口での無料化を実施しようとする自治体に対してですね、国からの予算をカットするというペナルティーを与えて自治体の努力を妨害しているというのが現状ではないのでしょうか。

これは、先ほど言われましたように、全国知事会も声を上げてペナルティーを廃止して国の責任において子供の医療費にかかわる全国一律の制度を創設するということを要望しているようです。

これは今、課長が言われたように、そのように取り組んでいかれるということなんですね。これはぜひお願いしたいと思うところです。

全て今回は、子供にかかわる制度についてまとめて質問させてもらったところなんですけれども、ぜひ、この枕崎でも子育て中の皆さんが安心して子育てに専念できるように、就学援助制度の充実、そして学校給食の無償化の実現、そして子供の医療費の無料化を実現させることによって、子供が元気に育つことを願いながら、地域の皆さん初め、各団体の皆さんが声を上げ行動することで、実現に向けて少しずつ前進してきているところなんです。私も皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、これからも一生懸命頑張っていきます。

これで私の一般質問を終わります。

○中原重信議長 以上で、豊留榮子議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時58分 散会

本 会 議 第 4 日

(令和元年 6 月 24 日)

令和元年枕崎市議会第3回定例会

議事日程（第4号）

令和元年6月24日 午後3時59分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1	17	地域医療体制を検討する委員会のあり方に係る意見書	

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 中 原 重 信 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 禰 占 通 男 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員
11番 永 野 慶一郎 議員
13番 清 水 和 弘 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員
4 番 沖 園 強 議員
6 番 城 森 史 明 議員
8 番 吉 嶺 周 作 議員
10番 下 竹 芳 郎 議員
12番 東 君 子 議員
14番 吉 松 幸 夫 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
田 代 勝 義 書記

松 田 章 子 書記
溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
本 田 親 行 総務課長
田 中 義 文 健康課長
俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長
田 中 幸 喜 総務課参事
山 口 太 総務課行政係長

小 泉 智 資 副市長
東中川 徹 企画調整課長
中 原 浩 二 消防長
佐 藤 祐 司 財政課長
堂 原 耕 一 企画調整課参事

午後 3 時 59 分 開議

○中原重信議長 本日は休会日ではありますが、会議規則第 7 条第 3 項の規定に基づき、会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第 1 号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

[豊留榮子議員 登壇]

○7 番豊留榮子議員 地域医療体制を検討する委員会のあり方に係る意見書をお読みいたします。少子高齢化と過疎化が進む地域社会が多い中、鹿児島県当局におかれては、地域医療の確保及び充実に日夜、御尽力いただいていることに深甚なる謝意を表すところである。

南薩地区の医療のあり方については、平成 25 年 8 月 11 日開催した南薩 3 市（南さつま市・南九州市・本市）の医療体制充実等推進協議会シンポジウムに見られるように、南薩 3 市で連携しながら今日まで取り組んで来ている。

しかしながら、南薩地区の医療体制のあり方に関し、去る 5 月 8 日「新薩南病院基本構想策定委員会」が開催されたが、診療圏内の主要自治体である本市からは策定委員が 1 名も選出されていないことが判明した。

薩南病院については、申し上げるまでもなく、鹿児島県が指定する DMA T（災害派遣医療チーム）が 2 チーム設置されており、南薩地域の DMA T 指定病院は薩南病院のみである。災害対策が特に重要な本市にとって極めて重要な医療機関であり、市民の誰もが災害時のよりどころとして安心し、信頼できる病院となっている。

このような状況の中、新薩南病院の基本構想を策定するに当たり、圏域住民の公平性・公益性を考えたとき、本市のみ委員が選出されていないことは不公平で、極めて遺憾なことであると言わざるを得ない。

よって、鹿児島県当局におかれては、県立病院の新病院建設に当たっては、関係住民の公益性が公平に反映されるよう強く要請する。

1 新薩南病院の基本構想策定については、関係住民に公平に説明すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 6 月 24 日、鹿児島県枕崎市議会。

以上で、説明を終わります。

○中原重信議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第 36 条第 3 項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第 53 条のただし書を適用して、回数
の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第 1 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取り扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時5分 散会

本 会 議 第 5 日

(令和元年 6 月 28 日)

令和元年枕崎市議会第3回定例会

議事日程（第5号）

令和元年6月28日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	9	枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	総文
2	11	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	15	枕崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	陳1	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるため、2020年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情	〃
5	10	枕崎市森林環境譲与税基金条例の制定について	産厚
6	12	枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
7	13	枕崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	14	枕崎市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
9	6	令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）	予特
10	7	令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
11	8	令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃
12	18	訴訟上の和解について	総文
13	19	塔切地区構造物撤去工事に関する調停の申立てについて	産厚
14	20	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	
15		鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	
追加 1	18	訴訟上の和解について	総文

追加 2	1 9	塔切地区構造物撤去工事に関する調停の申立てについて	産 厚
1 6		継続調査申し出について	
1 7		議員派遣について	
1 8		枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第5号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 中 原 重 信 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 禰 占 通 男 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員
11番 永 野 慶一郎 議員
13番 清 水 和 弘 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員
4 番 沖 園 強 議員
6 番 城 森 史 明 議員
8 番 吉 嶺 周 作 議員
10番 下 竹 芳 郎 議員
12番 東 君 子 議員
14番 吉 松 幸 夫 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
田 代 勝 義 書記

松 田 章 子 書記
溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	川 崎 満 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	原 田 博 明 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
永 江 隆 水道課参事	高 山 京 彦 市立病院事務長
下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長	小 峯 恵美子 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	堂 原 耕 一 企画調整課参事
田 中 幸 喜 総務課参事	新屋敷 増 水産商工課参事
日 渡 輝 明 市民生活課参事	平 塚 孝 三 選管事務局長
日 高 広 子 会計管理者兼会計課長	丸 山 屋 敏 教育長
山 口 美津哉 教委総務課長	益 満 裕 美 学校教育課長
末 永 俊 英 生涯学習課長	中 嶋 章 浩 文化課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長	松 田 勇 一 保健体育課参事兼国体推進係長
中 原 浩 二 消防長	松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長
俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○中原重信議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号から第4号までの4件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[永野慶一郎総務文教委員長 登壇]

○永野慶一郎総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第1号から第4号までの4件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の日額報酬の額を改定しようとするもので、今回の改正は、最近における物価の変動等を踏まえ、選挙長、投票所及び期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人等の日額報酬額をそれぞれ増額しようとするものです。

委員から、日額報酬額ということだが、開票作業が午前0時を過ぎて日がまたがった場合も1日分になるのかとの質疑があり、開票作業が午前0時をまたがった場合は2日ということになるが、その職務が継続して翌日に及ぶ場合においては、その職務を開始したときから終了したときまでを1日とみなして、午前0時を超えても日額報酬として支給すると規定しているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方税法の一部改正により、軽自動車税の特例措置等の見直し等がなされたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

委員から、個人の市民税の非課税の範囲の改正で、非課税措置の対象に単身児童扶養者を追加することについて、事実婚でない者の確認はどのようにするのかとの質疑があり、この対象となる方は、事実婚でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の受給者であり、児童扶養手当の受給資格審査の段階で事実婚状態ではないことが確認されるので、児童扶養手当の受給者は対象となると考えればよいとのことです。

本件については反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号枕崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、工業標準化法及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

消防法施行令規則等の一部改正により、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正され、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することにより、住宅用防災機器等の設置免除の規定等が追加されたとのことです。

委員から、特定小規模施設とは何を示しているのか、また、本市において対象施設は何件あるのかとの質疑があり、特定小規模施設とはカラオケボックス、病院等など延べ面積が300平米未満の施設であり、本市の対象施設は12カ所で、全施設とも特定小規模施設用自動火災報知設備等を既に設置しているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるため、2020年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情は、枕崎市明和町在住の方から提出されたもので、昨年も同様の陳情が提出されております。

委員から、本市の教職員の定数について現在充足しているのかとの質疑があり、現在のところ1名の欠員が生じているとのことです。また県内でも特別支援学級がふえており、今は1人でも希望があると特別支援学級を開設するため、ここ数年慢性的な欠員が生じているとのことです。

また、委員から、小学校において外国語教育実施のための授業時数の調整など、対応に苦慮しているとあるが実態はどうなっているのかとの質疑があり、英語の授業を3、4年生は年間35時間、5、6年生は70時間組み込まないといけませんが、本市の小学校では今まで行事に要する時間を縮めたり、夏休みにできる行事は夏休みに実施することにより、授業時数は十分確保できているとのことです。

本件は、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○6番城森史明議員 私は、日程第4号について質疑を行いたいと思います。

この中にもですね、中学校の長時間労働、先生のもですね、それがうたわれております。そして、先日も新聞にO E C Dの調査の中で日本がですね、週の仕事が58時間という最長であるという記事も載ってました。そういう意味で、その中学校の長時間労働、これに対する現状はどういうふうに質疑されたのかお伺いいたします。

○永野慶一郎総務文教委員長 ただいまの労働者の時間は、質疑、答弁の中では出てきておりませんが、教頭先生の仕事というのが、朝は6時過ぎに行き、帰りは職員の皆様が帰らないと帰れないと、8時とか9時に帰るとというのが、今現在の実態であるというような答弁がございました。

○6番城森史明議員 それで、非常に重要な問題だと思うんですが、その中で、この陳情に関しては、定数改善すると、定数をふやすと、そういうことの内容であります。その辺のことについてはどういう質疑、応答があって、それとそれが可能なのか、実際に定数をふやすということが可能なのか、その辺についてはどういう審議がされたんでしょうか。

○永野慶一郎総務文教委員長 先ほど私の報告の中でもございましたようにですね、特別支援学級が、現在1人でも希望があれば学級を開設しないとけないということで、そこにはまた1名の先生が必要になってくるというようなそういった状況でですね、慢性的な教員の不足があるということでございます。そこで、今、募集は一応、募集というかですね、欠員を補充するために募集はしているというようなお答えがございました。

○6番城森史明議員 ちょっと私の質問に対して答えになってないんですが、要は中学校の部活動なんかの長時間労働に対して、どのような質疑がなされたのかということをお聞きしているので、なかったらいいわけで。

○永野慶一郎総務文教委員長 部活の大会があったりと、一生懸命行事を減らしているいろんなことに取り組んでおりますが、部活の大会とか日曜日であればですね、そこに先生は必ず出ないといけないということで、学校だけの努力では厳しい面がありますというような答弁をいただいております。

○中原重信議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○7番豊留榮子議員 議案第11号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

今回の車体課税の大幅な見直しについては、車体課税の見直しを行い簡素化や負担を軽減することなど市民にとって有利なこともあります。車体課税に係る改正のうち、自動車税の恒久減

税及び環境性能割の1%減税は、2019年10月1日から1年限りという、まさに消費税10%増税に伴う景気対策であることから、日本共産党は反対といたします。

○中原重信議長 これをもって討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号は、起立により採決いたします。

日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第3号及び第4号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案可決、陳情第1号は、採択と決定いたしました。

次に、日程第5号から第8号までの4件を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

[吉嶺周作産業厚生委員長 登壇]

○吉嶺周作産業厚生委員長 ただいま議題となりました日程第5号から第8号までの4件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第5号枕崎市森林環境譲与税基金条例の制定について申し上げます。

本件は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、森林の整備及びその促進に関する施策の実施に要する費用の財源に充てるため、枕崎市森林環境譲与税基金を設置しようとするものです。

委員から、民有林で所有権の移転登記がなされていない土地の状況について質疑があり、相続登記がされていない土地については、所有者自体も山の状況を把握していない方が相当いることから、今後は所有者不明の土地、相続登記がされていない土地などについて森林環境譲与税を活用して意向調査を行い、現状に合った林地台帳や森林情報を整備していきたいと考えているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の確保に係る経過措置の延長を行うほか、所要の改正をしようとするものです。

委員から、今回の条例改正で緩和の方向になり保育の質が低下するのではないかとの質疑があり、本市には待機児童がなく、現在、この条例の適用を受ける施設はないとのことです。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号枕崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、これに準じ、

所要の改正をしようとするものです。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号枕崎市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、令和元年度及び令和2年度における保険料率の特例を定めようとするものです。

委員から、保険料の軽減拡大による本市への影響額と財源確保について質疑があり、影響額は2,000万円程度の減で、その分を国が2分の1、市と県が4分の1の割合で負担するが、財源については交付税の単位費用にも算定されるとのことです。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○7番豊留榮子議員 議案第10号枕崎市森林環境譲与税基金条例の制定について、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

国土の安全や地球温暖化などの対応をするために森林の整備は本当に重要なことです。しかし、新たに制定しようとしている森林環境税は、地方自治体の森林整備に必要な財源確保のためとして、個人住民税の均等割に年額1,000円の上乗せをし、国が徴収して、都道府県と市町村に譲与するというものです。

増税は2023年に期限の切れる復興特別住民税にかわり2024年から始まり、自治体への譲与は2019年から始めるとしていますが、非課税の方や生活保護受給者の方は免除されると言っていますが、非課税にならなかった低所得の方々には負担が大きくなってきます。

また、国からの譲与基準の人口指標の割合が3割とされ、林業従事者の2割より高くなっています。そのため人口の多い都市部に多額の譲与税が配分されることとなります。木材の利用促進や普及促進にも活用できるとしていますが、結果的には私有林の少ない大都市の自治体のほうが、私有林をたくさん抱えている自治体よりも譲与額が多くなるという矛盾が出てきます。

本当に森林整備が必要なら、それを必要とする自治体にこそ重点的に配分すべきではないでしょうか。

温暖化対策に必要な費用負担だというのであれば、個人だけに押しつけるのではなく、温室効果ガス排出企業への負担を求めることも含め、国が責任を持った制度にすべきではないかということ指摘して反対といたします。

そして、議案第14号枕崎市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について、政府は低所得者の介護保険料軽減を消費税10%増税と引きかえに行おうとしていますが、低所得者に一番重い負担となる消費税増税を押しつけながら軽減などということは国民を欺くものです。消費税の増税なしで実施すべきだということ指摘して反対といたします。

○中原重信議長 これをもって討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

まず、日程第5号は、起立により採決いたします。

日程第5号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第6号及び第7号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号及び議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8号は、起立により採決いたします。

日程第8号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時50分 休憩

午前9時54分 再開

○中原重信議長 再開いたします。

次に、日程第9号から第11号までの3件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[下竹芳郎予算特別委員長 登壇]

○下竹芳郎予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第9号から第11号までの3件について、去る6月19日に委員会を開催し、委員長に下竹芳郎、副委員長に上迫正幸委員を選出し審査いたしました。

委員会では、各般にわたり質疑、答弁が交わされたところでありますが、本委員会は、議長を除く全議員で構成されており、委員会における質疑、答弁及び意見、要望など詳細な審査経過につきましては、配付のとおりでありますので、審査の結果について御報告いたします。

まず、日程第9号令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）及び日程第11号令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第10号令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○7番豊留榮子議員 議案第7号枕崎市介護保険特別会計補正予算につきましては、本市における介護保険料は所得により1段階から9段階に分かれています。今回の介護保険料の軽減は所得の低い1段階から3段階までの46.8%の方が対象だということです。

この保険料の軽減自体は必要なことながら、介護システムの改修費も含め、不足の財源確保は自治体任せにし、政府は消費税10%の増税をگری押ししようとしていることから、日本共産党は反対といたします。

○中原重信議長 これをもって討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第9号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10号は、起立により採決いたします。

日程第10号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第11号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12号及び第13号を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第18号及び議案第19号について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第18号訴訟上の和解について申し上げます。

これは、平成27年5月16日に発生した枕崎小学校3年生の女子児童の死亡事故に係る損害賠償請求事件に関し、訴訟上の和解をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

本件事故の経過及び訴訟の内容、裁判所が和解勧告を行った理由並びに勧告された和解の内容につきましては議案に記載のとおりであります。市としましては、和解勧告がなされたこと及び原告の方々と被告である市との間の紛争の早期解決が図られることを勘案し、この和解勧告に応じ、原告の方々と和解しようとするため本議案を提案するものです。

本件の提案理由については以上であります。ここで改めまして、亡くなられた女子児童に対しまして、心から哀悼の意を表します。

和解の内容にもありますとおり、今後同様の痛ましい事故が二度と発生することのないよう、引き続き努めてまいり所存でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第19号塔切地区構造物撤去工事に関する調停の申立てについて申し上げます。

これは、塔切地区構造物撤去工事に関し、調停の申立てをすることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

本件につきましては、市が塔切地区構造物撤去工事を7月末から実施予定である中、相手方から平成23年に市が訴えを提起した塔切地区の用水路等の用地に係る所有権移転登記手続請求事件の裁判を受けたことによって所得が著しく減少したこと、また風評被害により精神的、経済的被害を被ったことに対する金銭や、塔切地区の用水路を使用している農業者が、自らの経済活動のために当該用水路を使用していることを理由とした土地代、通水料について、これらの金銭の算定を市が行い、支払いを行うよう求められているとともに、相手方は、これらの金銭の支払いの問題については、構造物撤去工事の実施に当たって解決すべきものであるとの主張をされていること、また相手方は、構造物撤去工事の実施に当たり市が使用することとなる相手方所有の土地の使用料に関しても、県の土地の使用に係る補償基準に基づき算定した額で支払いを行うことについて納得しておらず、さらには、この使用料については、相手方が希望する額を工事請負業者に請求するといった主張もされていることに対し、市は相手方が要求する裁判を受けたことによる損害賠償や慰謝料、また農業者が用水路を使用していることによる土地使用料や通水料について算定して示すことは不可能であり、これらの金銭の支払いの問題について、構造物撤去工事の実施に当たり解決すべきとの主張には応じられないこと、また構造物撤去工事に係る土地使用

料についても、県の土地の使用に係る補償基準に基づき算定した額しか支払うことができないことを申し入れてきましたが、相手方はこれに応じないことから、構造物撤去工事の実施に関する適切な調停を求めるため、その申し立てをしようとするものです。

以上、概略説明いたしました。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○中原重信議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○9番立石幸徳議員 私は議案18号、それから19号それぞれについてですね、質疑をしたいと思います。

18号の関係は和解ですので、主な点のみについてですね、確認を含めてお尋ねをしますが、この議案の中で、訴訟費用は各自、つまり原告と市のほうの負担と。そして、本市は200万円を原告に支払うようになってるんですが、この200万円の財源ですね、どこから出すのか、この点をお尋ねをします。

それから議案19号の関係は、今、市長のほうから申し立ての要旨をこの議案に記載どおり読まれたんですが、何を調停するのかですね、よくわからない。議案の中のこの2のところ、申し立ての要旨ですね、ここのところを私なりに整理をいたしますと、今度の塔切地区構造物撤去工事に関する幾つかの金銭関係の使用料あるいは土地代、さらには損害賠償とか慰謝料、そういったものを支払うのか、もしくは支払うことはできないということを確認するために調停をするんですか。つまり調停によって何を合意しようとしているのか、お尋ねをいたします。

もう一点は、この件は本市の顧問弁護士ですね、この方には相談をされているのかですね、相談されているのであれば、顧問弁護士の見解を説明していただきたいと思います。

○本田親行総務課長 市が原告の方々に解決金として支払うこととなる200万円につきましては、市が加入いたします公益社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険でその全額を対応していただけるという連絡が6月17日に、この保険を担当する損害保険会社のほうからございました。

また、訴訟代理人の弁護士に対して訴訟委任時に支払った着手金、それから訴訟終了後に支払う謝金についても、その一部を道路賠償責任保険で対応していただけるという話をお伺いしているところでございます。

○前田祝成市長 調停について、何を理由にということですが、私どもが求めているのは、工事を実施することについてですね、相手方が要求をされており、条件を示されており、そこが、話し合いが今のところうまくいっていないということで、その話し合いをするために第三者を立てた形での話し合いをしたいというのが実際のところなんです。

ですから、理由と申しますのは、工事を円滑に行うためについてということで、今回話し合いをさせていただきたいというふうに考えております。

顧問弁護士に対する相談というのもしております。顧問弁護士に相談をした上でですね、このような調停という形での解決もあるのではないかと顧問弁護士のアドバイスもいただいた上でですね、今回このような行動をとっているということでございます。

○9番立石幸徳議員 今、市長の説明でもよくわからないんですが、この18号の関係はですね、後もって常任委員会のほうで掘り下げたいと思います。資料要求もしておりますので、和解の関係はそういうことで取り組みたいと思うんですが、この19号の関係、極めてこの申し立ての要旨に書かれていることがですね、非常に私は雑なものになっているんじゃないかという気がするんですね。

そこで、この事実確認もしながら質疑をさせていただきますが、当然、話し合いというより、法的に支払うことができるものとできないものというのは、当然存在しますよね。

そこで、この要旨の4行目から当該構造物の撤去工事については、平成25年の訴訟判決確定

後から、相手方は市に求めてきた工事であると書かれておりますね。そうしますと、訴訟確定後、本市はバイパス工事をやられたわけです。

当然、バイパス工事をするときには、相手方はもう構造物も撤去しなさいということは言われていたということになるわけですね。なぜ、そのバイパス工事のときには、その撤去工事には応じなかったのか、対応しなかったのかですね、その点を明らかにしていただきたいと思います。

それから、いろいろな使用料あるいは損害賠償、慰謝料ありますけれども、この塔切地区の用水路を使用している農業者が、みずからの経済活動のために当該用水路を使用していることを理由とした土地代、これは既に平成25年7月16日、農政課の第330号の公文書として土地使用料の試算をされてるんじゃないですか。算定が不可能じゃないですよ。もう既に土地使用料は、農政課は平成25年に使用料を出されているんじゃないですか。

この使用料の資料はですよ、計算根拠が固定資産税評価額の5%と、計算式や対象面積を1.86平米、これで年間支払額が195円と、これが平成11年から25年まで15年間分2,925円と算定をされてるわけですよ。なぜ申し立ての要旨に算定が不可能ということで書いてるんですかね。

この固定資産税評価額の5%というのは、本市の公有財産管理規則第30条の本市の土地を貸し付ける場合に、この条項が適用されるけど、今回の場合は、それと同様、借りる場合も、貸し付けと同様の対応をするということなんだろうと思うんですけどね。この使用料は払っているんですかね、どうなんですかね、お尋ねをいたします。

○原田博明農政課長 まず最初の質疑であります平成25年のバイパス工事の施工時に、相手方の用地に埋設している構造物を撤去しなかった理由についてですが、当時の市の考え方としては、相手方が構造物があることを承知の上で埋め立てているということで、相手方の要求に対しては土地の所有権に基づく権利の濫用であるということで判断したということでございます。

それから、平成25年7月16日付で相手方に提示した土地使用料につきましては、まだ支払っていないところでございます。

この理由につきましては、こちらのほうがお示ししました金額につきまして、相手方の理解が得られなかったということで、支払うことができなかったということでございます。

○9番立石幸徳議員 最後の質疑になりますけどね、農政課長の説明からいくと、この申し立ての要旨は違っていますよ。もう試算をしたわけでしょう、土地使用料。そして、これは算定不可能じゃないですよ。算定をしたけれども、それを払おうとしたら相手方の同意が得られなかったと、そういうことじゃないですか。

同意云々についてもいろいろお尋ねしたいんですけどね、最後の質疑ですので。昨年9月議会と本年3月議会、この件の予算審査がなされたんですね。そこで明らかになったのが、当該構造物が国道225号下り6キロ付近、国土交通省の道路占用許可基準に適合していない、つまり不法占用になっているということが事実として出されてきたわけですよ。この不法占用を解消するために、撤去工事をするというのが一番のこの工事の主たる目的じゃないんですか。この点が一切この申し立ての要旨には出てきていないんですよ。

国交省から2度もですね、警告書が本市宛てに出されている関係、この点は調停に当たって調停委員会に説明する必要はないんですかね、お尋ねをいたします。

それから、先ほど農政課長から示されました用水路使用に係る土地使用料、これは相手の同意があろうとなかろうと、支払うべきものですよ。それは同意があるから払うというより、本市のそういうほかのものについてはどういう対応をされているんですかね。

そして、支払われた金額にですよ、相手方が異議があるのであれば、相手方から当然、異議申し立てなり、あるいは行政不服の審査請求、そういうものが出されて、ちゃんとした解決になっていくんじゃないですか。その点も最後にお尋ねをしておきます。

○原田博明農政課長 国道のほうに占用している構造物につきましても、相手方のほうに占用し

ている構造物と一体化しているのです、この両方を撤去するというところで今進めているところまでございまして、一体的な撤去工事ということでは、同様でございます。

それから、土地使用料の支払いについてはですね、相手方に金額等、こういう根拠で支払いますということでお話ししましたが、それについては拒否されましたので、こちらとして支払う方法がなかったということで、支払えなかったということでございます。

また、異議申し立て等につきましては、こちらからの文書もそういった旨の文書でなかったということで、異議申し立て等の項目は入れてないところでございます。

○中原重信議長 ほかにありませんか。

○5番禰占通男議員 今もありましたけど、最初この迂回路をつくるときの予算ですよ。普通考えたら、違法なものがあるとなつて、それにかかるから迂回路をつくるのか、そういった場合は、今までひっかかった他人の土地に不法に占用してた部分というのは、私は撤去するのは当たり前だと思うんですよ、住民感情じゃなくて、これはもう法律上。

そうした場合、この約340万かかってますよね、迂回路工事に。私は当然、これにはもうこれが予算に出てきたときは、もう撤去費用も入ってるものと思ってたんですけど、それについて行政側の考えと監査についても、この340万が計上されて迂回路ができました。そういった場合、その当たり前の工事がなされたのかと事実の確認ですよ、監査としての、それは適切だったのかと。この両方についてお尋ねいたします。

○原田博明農政課長 平成25年当時のバイパス工事につきましては、先ほど申しましたように、相手方に占有している構築物につきましては、相手方が構築物があるということ承知の上で埋め立てたということで、こちらのほうはそういう判断をしたということでございます。工事の確認につきましては、農政課のほうで検査をしているところでございます。

○5番禰占通男議員 私は、監査に伺ってるんですけどね、それは、次の委員会なりでいきますけど。本市が、既存建物があるときの建てかえとかいろんなことをするときはその見積書に対して解体、撤去、本体工事。その見積書っていうか、入札の条件としてはどのように現状はやってるのか。

それとですね、先ほど農政課長が使用料を払うことができなかつたと申しますが、普通裁判が確定したら、相手方が拒否なりをしたら供託制度というのがありますよね。それは改めてまた裁判として争うのかどうかも私も詳しいところの実務は知りませんが、私はここに議案として出ていますけど、25年だったか、これについて確定して本市の部分が認められなかつたと、認められなかつたということはですよ、もう完全に不法占有でしょう。だったら、使用料が発生するは当たり前でしょう。だって迂回路のときに撤去してないわけだから。

そしたら、裁判所に同じ事実としてこういうふうで認められないから、供託の許可なり何らかをやるということは可能だと思うんですよ。何でそれをしなかつたのか、それをやるとけば、使用料を払う払わない云々ちゅうのは発生しないわけでしょう。その確認とか裁判所に確認したのかどうかと、そして入札については既存建物を撤去する場合は、その入札の項目に入るのか入らないのかを説明を求めます。

○原田博明農政課長 平成25年のバイパス工事の時点では、その撤去工事に関しましては、入札というか設計の中に入ってませんので、当時の解体、撤去の費用については、計算は入札の中には入ってないところでございます。

それから、供託制度についてですが、そういった手法もあるということは、今、議員がおっしゃったとおりだと思いますが、当時の事務としては、供託制度は利用しなかつたというところでございます。

○中原重信議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

ただいま上程中の案件については、議事日程に記載のとおり所管の委員会に付託いたします。

次に、日程第14号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

○11番永野慶一郎議員 議案第20号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について説明をいたします。

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になっている。特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮している。豊かな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題である。また、学校現場においては、長時間労働是正に向けて教職員の働き方改革が進められようとしているが、中でも教職員定数改善は欠かせない。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

1 子供たちの教育環境改善、教職員の長時間労働改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。

2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に還元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月28日、鹿児島県枕崎市議会。

以上で、説明を終わります。

○中原重信議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第14号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取り扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第15号鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、現在の広域連合議会議員が令和元年7月1日で任期満了となることに伴い、広域連合規約第8条第2項の規定により、市議会議員区分から6人の議員を選出するものです。

本選挙は、広域連合規約第8条第4項の規定により、全ての市議会における得票総数の多い順に当選人が決定されますので、会議規則第30条の規定に基づく選挙結果の報告にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数のみを報告することにいたします。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○中原重信議長 ただいまの出席議員数は14人であります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

まず、候補者名簿を配付いたします。

[書記候補者名簿配付]

○中原重信議長 候補者名簿の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

次に、投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○中原重信議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○中原重信議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○中原重信議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○中原重信議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、5番禰占通男議員、6番城森史明議員、8番吉嶺周作議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○中原重信議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票14票、無効投票0票。

有効投票中、室屋正和3票、豊留榮子11票。

以上のとおりであります。

ここで委員会開催のため休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午後4時47分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

あとしばらくで午後5時になりますが、会議規則第6条第2項の規定により、本日の議事が終了するまで会議時間を延長いたします。

お諮りいたします。

議案第18号訴訟上の和解についてを本日の日程に追加し、追加日程第1号として直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第1号を議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[永野慶一郎総務文教委員長 登壇]

○永野慶一郎総務文教委員長 ただいま議題となりました追加日程第1号訴訟上の和解について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本件は、総務文教委員会・産業厚生委員会連合審査会を開催し、秘密会で審査いたしました。

質疑終了後、連合審査会を散会し、本委員会において採決した結果、本件については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、可決されました。

ここで亡くなられた女子児童に対し哀悼の意を表するため、1分間の黙禱をささげたいと思います。

それでは、皆様、御起立願います。——黙禱。

[黙禱]

○中原重信議長 黙禱を終わります。

御着席ください。

お諮りいたします。

議案第19号塔切地区構造物撤去工事に関する調停の申立てについてを本日の日程に追加し、追加日程第2号として直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第2号を議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

[吉嶺周作産業厚生委員長 登壇]

○吉嶺周作産業厚生委員長 ただいま議題となりました追加日程第2号塔切地区構造物撤去工事に関する調停の申立てについて、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本件は、産業厚生委員会・総務文教委員会連合審査会を開催し、秘密会で審査いたしました。
質疑終結後、連合審査会を散会し、本委員会において採決した結果、本件については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第2号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、可決されました。

次に、日程第16号を議題といたします。

お諮りいたします。

総務文教委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の継続調査の申し出がありました。申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

次に、日程第17号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第18号について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、市長から提出されました枕崎市土地開発公社、公益財団法人南薩地域地場産業振興センター、一般財団法人枕崎市水産センター、株式会社枕崎お魚センター及び南薩エアポート株式会社の経営状況を説明する書類を受理し、あらかじめ配付いたしてあります。

これから質疑を行います。回数は3回とし、質疑については簡潔に願います。

また、人事、庶務会計、財産管理、事業経営権等に関係する詳細なものについては、議会の権限を超えてしまいますので、そこらを踏まえて質疑をお願いします。

提出された書類に関し、質疑はありませんか。

○9番立石幸徳議員 私は、お魚センターと地場センター、この2つの施設の状況をですね、お尋ねをさせていただきたいと思うんです。

お魚センターのほうは、30年度が100万円近い赤字ということになりまして、株式会社お魚セ

ンターが2年連続の赤字になってきているわけですね。お魚センターについては、本年3月議会の最終日だったと思うんですが、当然、30年度の赤字決算見込みを受けて、市のほうで副市長や関係課の職員を含めたお魚センター経営改善検討会というのが設けられて、その検討会の経営健全化方針ですか、これも議会のほうにも資料が出されているわけなんです。

そこで、株式会社が2年連続赤字というのは、私は大変なことだと思うんですけども、この経営健全化方針で出されたこのテナントの売り上げといいたいでしょうか、テナント代をふやさんといかんちゅうことで、3区画ですかね、予算的にも今度の令和元年度といいたいでしょうか、予算も上がっているみたいなんですけど、これは今現在どういうふうになっているのかですね。

それから経営健全化方針で私もちょっと質疑をしましたけれども、このレストラン部門の売り上げを大きく改善したいというのが一番の目玉じゃなかったかと思うんですが、本年度に入ってレストラン部門はどのような状況になっているのか、2点ほどお尋ねをしておきます。

それから地場センターのほうもですね、いわゆる地場センターの物産館売り上げが前年度の予算では、売り上げを150万円プラスするという予算だったんですが、今度、予算書を見ますと、令和元年度は逆に物産館売り上げは300万マイナスで予算を立てておりますね。

そうしますと、当然、予算が売り上げマイナスということは、物産館の売り上げが相当落ち込んでいるんだろうと見るわけですけども、その辺の状況ですね。以上、とりあえず教えていただきたいと思えます。

○新屋敷増水産商工課参事 まず1点目の御質問のテナントの状況が、今どうなっているかということですが、これにつきましては経営健全化方針の中で示したとおり、現在、平成31年1月末と比べまして、チャレンジショップを活用いたしまして、1事業者が2区画、そして枕崎市漁協に協力を依頼いたしまして、受託販売で1区画ふえている状況になっております。

それと、現在のレストランの売り上げの状況ですけども、ことしに入りまして4月、5月の状況を去年と比べたときに、4月につきましては売り上げが落ちておりますが、5月につきましては10連休の効果がありまして、売り上げは、昨年5月と比べると伸びております。

○鮫島寿文水産商工課長 地場産業振興センターの物産館・物産展販売の予算のほうは30年度としますと、300万程度落ちているのではないかということのお尋ねですが、その内容につきましては、決算書に出ておりますとおり、全体的な売り上げも1億少しという状況ですが、物産展・物産館におきましても、ここ数年、売り上げのほうは減少傾向にあるところです。30年度の決算の見込み等を踏まえまして、31年度の予算につきましては、300万円の減ということで予算計上したと伺っております。

○9番立石幸徳議員 時間もかなり経過しておりますので、私の要望も含めてですね、お尋ねをさせていただきたいんですが、これまでこうして第三セクターのお魚センター、地場センター、かつお公社の場合は、こういう決算書の提出義務はないんですけども、通りにある3施設をですね、以前から似たような施設が3つもあってどうなんだという物の言い方をする人もいるし、逆に当初は3施設が相乗効果を出して、かえっていい形になるんだという物の言い方をする人もあったわけです。

この3施設の全体の売上高、その現地でのですね、3つ合わせた売上高がどう推移しているのか。当然、最近ネット販売とかいろいろありますけれども、その現場での3施設の全体売り上げと、そういう意味での集計はされていないんですかね。それで私はぜひ、そういう取り組みもしていただきたいということでお願いをしたいんですが、まず最初の、合計の売上集計をしているのかどうか教えていただきたいと思えます。

○鮫島寿文水産商工課長 3法人の売り上げの状況については把握しているところです。かつお公社につきましては、出資が25%ということで資料の提出はないところですが、決算時期も会計年度といいたいでしょうか、一緒ですので、そういった売り上げの状況、損益の状況は把握していると

ころです。

○9番立石幸徳議員 把握しているというのと、3施設合同ではどういった推移になっているんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 まず、地場産業振興センターの売り上げの状況につきましては、配付資料の5ページ、6ページに損益計算書に当たります平成30年度正味財産増減計算書があります。この中で、5ページの中ほどに経常収益計、これが企業、株式会社等の売上高に当たる部分でございます。ここを見ていただきますと、当年度が1億0,978万3,123円、前年度が1億2,443万5,153円で、1,460万程度の売り上げ減になっているところなんです。

かつお公社につきましては、今現在こちらに詳しい資料を持ってきておりませんので、お答えできないところですが、損益につきましては、昨年よりも黒字幅が上がっていると承知しているところなんです。

お魚センターにつきましては、参事のほうからお答えいたします。

○新屋敷増水産商工課参事 お魚センターの直近の3年間の売上高を申し上げますが、平成28年度が1億5,769万7,779円、平成29年度1億5,854万9,423円、30年度1億5,405万4,767円となっております。

○中原重信議長 ほかにありませんか。

○6番城森史明議員 まず、お魚センターなんですけど、末尾の6ページを見ますと、令和元年度お魚センター収支予算書ちゅうのがあるんですけど、まず30年度の予算額に対して決算額を見た場合ですね、営業利益においては、1,500万のマイナスになっているんですね。これがどういう理由で1,500万の差を生じたのか。

それと下のほうに長期借入金返済というのがありますが、これは庁舎の長期負債がありますが、この返済になってると思うんですけど、これがどのような経過になっているのか、返済についてですね、まず2点をお伺いいたします。

○新屋敷増水産商工課参事 申しわけありませんが、営業利益が1,500万の差というのが……。

○6番城森史明議員 済みません、間違えました。これは600万のマイナスですね。525万に対して103万のマイナスですから、600万のマイナスになってるということなんですけど、これを見ますと、その売り上げをもう1,000万減らしてるんですね。

売上原価も400万少なくなっているんですけど、この辺のところは、やはり、非常に売り上げが問題なのかなという感じを受けるんですけど、その売り上げに関してどのような傾向があったのか、その1,000万減らしたちゅうことでですね、その辺のところと。

これ2回にカウントされるのでもう一つ質問しますが、この元年の予算額を見た場合ですね、これが売り上げがかなりふえてるんですね、1,500万ぐらいですかね。1億6,900万に売り上げがなってますので、果たしてこれが、この30年度の結果を見た場合にですよ、実際、これが実現できるのかなというように感じるわけですね。そして、売上原価も販管も上がってるわけですよ。

経費も上がって、売り上げも上がっているあれなんですけど、これが売り上げが減った場合にはかなりのまだ、30年度と比べてマイナスが予想されるんですね。その辺のところはどういうふうにして計画をされているのか。それとさっき言った長期返済の件、その3点質問します。

○新屋敷増水産商工課参事 まず、30年度の売り上げが落ち込んだ理由ですけれども、30年度の売上高につきましては、計画では1億6,391万8,000円を見込んでおりましたが、決算額は1億5,450万4,767円となり、予算額を941万3,000円下回っております。

この要因につきましては、入館者数の減少です。平成29年度が28万2,783人でありましたが、30年度は27万8,172人に減少していることを初めまして、計画と比較をしてみた場合、1年を通じて売り上げが特に期待できる5月のゴールデンウィーク、10月の行楽シーズン、また3月の

売上げが計画どおりに伸びなかったこと、通販部門の売上げが減少していることが主な要因ではなかろうかと分析をしております。

次に、長期借入金のことをございますが、長期借入金につきましては、平成22年11月12日付で鹿児島銀行より経営安定資金として1億9,000万円を利率2.225%で融資を受け、返済回数216回で契約をしておりましたが、平成24年7月10日付で同資金の元利均等償還に係る金利負担軽減の要望をし、平成24年7月18日に金利引き下げの回答をいただき、平成24年9月18日返済分から利率1.85%になったところであります。

これによりまして、平成30年度返済額は元金992万5,036円、利息249万3,440円、合計で1,241万8,476円となり、平成31年3月31日現在の借入残額は、貸借対照表に表記してありますとおり、1億2,938万9,655円となっております。なお、この返済期間につきましては、令和12年10月までとなっております。

それと、令和元年度予算が30年度決算額を見たときに大きく上回っていて、それを達成できるのかという御質問だと思いますけれども、これにつきましては、まず先ほどもありましたが、経営健全化方針計画の中で、テナントの3区分分の入店によりテナント料の収入増、それと、地元メニューを生かした船人めし、大トロ丼などを生かしたメニューの充実、それとカツオのわら焼きたたき体験用の施設の更新等を行うということで、これは全員協議会の中でも説明させていただいておりますが、それに加えまして、今回、お魚センターといたしましては、ふるさと納税の売上げの拡大に努めるということを今後、利益を上げていく上での一番の重要な課題と思っておりますので、その取り組みを経営健全化方針の中で示された計画に加えまして、ふるさと納税の取り組みもしっかりやっていくということで、経営改善を図っていきたいというふうに考えているようです。

○6番城森史明議員 この長期借入金返済ってあるんですが、この財源はどこから来ているのか、本当はこの売上損益計算書、この利益の中から出すもんだと思ってたんですけど、この項目にはないですよね。それを教えてほしいのと、令和12年度まででしたかね。

それで大体1,000万ずつ払えば、12年で完済することになると思うんですが、それと、その財源がどこにあるのか。それと、この売上高の増なんですけど、私もこの前ちょっと串木野に行って海鮮まぐろ家っていう漁師食堂へ行ったんですが、そこは同じようなお魚センターの施設で、いろんな海の魚のメニューを食わしてくれるんですが、やはり全然その刺身定食にしてもですよ、舟盛りにのってくるんですよ。舟盛りに盛ってくるし、そして寿司もあるので、もう並んでましたね。だからそれぐらい、こう並んでくれるぐらいのようですね、土日は並んでくれるぐらいの何かそういうやっぱり考えていかないと、そのカツオのわら焼きたたきですね、それも期待できるわけですよね。

それともう一つは、地魚の活用。地魚ってたしか非常に安いと思うんです、原価的には。だからその地魚を活用して何かできないのか。そしてレストランメニューを充実させて、レストラン部門で——ふるさと納税も非常にいいと思うんですよ。ですから、約100万円の赤字なんでね、これぐらいは絶対努力すれば黒字に転換できると思うんですが、その辺のところはどう考えているのか、お聞かせください。

○新屋敷増水産商工課参事 まず、長期借入金の財源はどこにあるのかということですが、これにつきましては内部留保財源となります固定資産の減価償却があるんですけども、これが、ことしは753万6,558円となっております。

それに対しまして、元金のほうは992万5,036円となりまして、この足りない部分がまたお魚センターの現金の部分の部分を食っていくということになりますので、それに加えまして、単年度の収益をプラスに持っていくということで、それを財源にして、その元金の返済に充てていかなければならないというふうに考えております。

それと、レストランメニューの件であります、刺身定食を舟盛りにしたりとか、寿司メニューを入れたらどうかということ、あと地魚を活用したらどうかということですが、これにつきましてはお魚センターのほうでもレストランメニューの充実を急がなければならないということで、今年度に入りまして既に2回ほど、そういう取り組みが進んでるところへ視察も行きまして、レストランの担当者も一緒に入りまして、今現在、そういう寿司も含めたメニューの検討、売上単価の検討、そういったところまで今計画を進めておりまして、それを早く形にしたいというふうを考えているところであります。

○中原重信議長 ほかにありませんか。

○4番沖園強議員 ただいまお魚センターの経営状況で、るる質疑、答弁があったんですが、平成22年度に借りかえをしたと。借りかえを1億9,000万して、その後、平成24年度経常利益が1,421万5,000円あったというような状況であったんですが、なぜこの2年間、経常利益が赤字になったかと、その部分をどう分析されているのか、まずお聞きしたいと思います。

それと、当然、経常利益が赤字になったということで、正味運転資金有高が減ってくるということなんですが、その原因究明の中で、商品原価率ですかね、そういった部分をどう捉えているのか、そしてまた管理運営費が売上高に占める割合というものをどう捉えているのか、お魚センターについては以上、お聞きしておきます。

それと南薩エアポートなんです、決算書を見た限り、30年度から役員報酬が発生していると。取締役会等で、臨時総会なり開いて新しい役員がふえたということで、役員報酬という計上になっているんですけど、それは理解できるんですが、この場合、税務上は使用人兼務役員という位置づけになるのかなというふうに思ってるんですが、予算額に対して賞与や福利厚生費が若干伸びているんですよね。それは使用人兼務役員に対する支給はどうなっているのか、その2点お聞きします。

○鮫島寿文水産商工課長 お魚センターの沖園議員のお尋ねにつきましては、今、参事のほうで少し整理をしておりますので、先ほど立石議員のほうからありましたお尋ねに関連してお魚センターも含めた3施設の売り上げ状況ですが、今、損益計算のほうは少し集計できませんでしたが、売り上げだけ申し上げますと、28年度が3施設で16億を超えていたところなんです。29年度は15億台に落ちているようです。そして30年度は、また16億円を超えた3施設の売上高ということになっているところなんです。

要因としましては、ふるさと納税の関係で、かつお公社のほうの30年度の売り上げのほうが大きく伸びたということをお伺いしております。

○東中川徹企画調整課長 南薩エアポートの役員報酬の関係であります、ここにありますのは、平成30年度、29期の決算で420万出ております。これは今、議員からありましたように、役員報酬について、臨時株主総会等において決定をいただいているということでございます。それと、その所定の手続をしまして、税務署等への届け出の手続もなされているというふう聞いております。

後段のその支給の関係であります、申しわけございません、ちょっと確認ができておりませんので、お答えはできないところです。

○4番沖園強議員 南薩エアポートに関してはですね、税務上の関係で使用人兼務役員の場合、賞与の部分は、給与に対しての分は損金で計上できると。役員報酬の部分については、賞与は支給できないというふうになっているかと思うんですよね、その辺の仕分けがなされているかどうか分かりませんが、もしそうでなかったら、その辺を十二分に検討していただきたいと、要望にかえておきます。

もう一つ、お魚センター、参事のほうはまだ整理ができていないのかわかりませんが、私、ちょっと平成19年度決算からずっと統計をとってございまして、売り上げに対する一般管理費の割

合がどうだったのかなど、ちょっと算出してみたんですよ。そうすると、平成22年度借りがえをするまで経常利益が460万とか570万とか978万とか赤字が出ておったんですよ。

その当時は、一般管理費の占める割合が、売り上げに対する、57.99%とか五十七、八%なんですよ。そうすると、平成28年度決算でいきますと、経常利益は487万5,000円出ているんですよ、この年の割合は48.32%なんですよ。そうすると、平成29年度、30年度赤字を出したと、経常利益を。その部分で29年度はパーセント的に49.96%、50%になっております。そして、30年度決算で53.17%という、借りがえをする前の率に戻ってきていると。売り上げに対する一般管理費が占める割合が高くなってきてると。

その部分を今回の令和元年度の予算にどう反映させていくのかなということでお尋ねしますが、予算ベースですから、これが参考になるかどうかわかりませんが、令和元年度の予算ベースで50.79%であると。売り上げは伸ばすんですけど、一般管理費も51%程度になっていくという予算になってるんですよ。

そこを考えたときに、この一般管理費の中の令和元年度の予算額で、給与等が伸びていると。この部分をどう理解すればいいのかを、ちょっと私、理解に苦しむんですけど、こういった経営改善計画を立てておられるのか、お聞きしておきたいと思います。

○新屋敷増水産商工課参事 今、議員からありました売上高に対する一般管理費の割合が、令和元年度の予算も50%を超えているということで、以前、黒字を出してるときの数字より、また今回もちょっと悪くなった予算の構成になってるんじゃないかということでもありますけれども、令和元年度予算では、人件費のほうがちょっと多くなっておりますけれども、その部分を先ほども御説明いたしましたけれども、まずはふるさと納税の売り上げ拡大を目指すということと、そしてお魚センターの売り上げの中で、大きく占めるのがレストランの部分であります。これにつきましても、黒字を出しているときには40%を切るような原価率だったんですけども、ここ2年は、平成30年度は29年度よりは若干改善はしておりますけれども、やはりこの仕入等のチェックをしっかりとやっていって、経営健全化方針計画の中でも示しているとおおり、レストランの利益を上げていかなければならないというふうに考えているところであります。

それと、一番最初の御質問の中で、2年連続の赤字をどのように分析しているかという御質問もありましたけれども、これにつきましても、やはり一番のお魚センターの中で、売り上げを占めるレストランの原価率が、赤字を出しました29、30年度は原価率が40%を超えておりますので、ここをもう少し下げる取り組みをしなければならなかったと分析をしているところであります。

○4番沖園強議員 原価率でいけば、売上高、売店分もレストラン分も両方入れた場合、51%前後で推移はしてるんですけど、その辺は経営努力しかないのかなど。

ただ、私はエアポートにしても、お魚センターにしても、経営努力というものはしていかないといけないと。累積赤字、お魚センターの場合は、資本金を上回る累積赤字があるということで非常に危惧しているんですが、それがまた累積赤字が増嵩してきていると。経常利益が赤字を出すれば当然なんですよ。

それと、エアポートにしても、エアポートは資本金を割り込んではいないんですが、1億1,900万の累積赤字があると。当然、そこにはその累積赤字を改善していかなければならない、努力をしていかないといけないということで、南薩エアポートについても経営努力をもう少ししていただきたいなというふうには思うんですが、その辺について両方の担当課はどうお考えですか。

○東中川徹企画調整課長 まず、エアポートのほうから申し上げますが、エアポートにつきましては、今現在、ソーラー事業者、また市のヘリポートの指定管理に伴う委託料という安定した収入に支えられている部分がありまして、その累積赤字についても少しずつではありますが、解消

してきております。

ただ、今後の事業の中ではやはり給油事業というもので、どうやってその売り上げを伸ばしていくかという部分があるかと思えます。その部分については、エアポートのほうでも十分認識しておりまして、仕入れに係る部分の交渉でありますとか、そういった部分についても努力していくというふうなことは聞いているところであります。

○新屋敷増水産商工課参事 議員のほうからも御指摘がありましたとおり、債務超過の部分、そして累積赤字の部分、2年連続赤字になっておりますので、経常利益を出せるように経営改善に努めてまいりたいと思えます。

○5番禰占通男議員 エアポートについて、この収支決算書のほうですけど、この給油売上高と給油仕入高、これについての差についての説明と、この天文台の観望料、これが予算として大幅に減少をしているこの内容とか内訳についての説明をお願いいたします。

○東中川徹企画調整課長 給油売上高と売上原価の関係でしょうか、数字でしょうか。ここの部分は、ここといいますよりも、できましたら左側の損益計算書のほうを見ていただければわかるかと思うのですが、売上高が給油売上高で2,894万9,076円ということで、売上原価については、期首の商品棚卸高がそこに記載のとおり、それと給油の仕入高が2,525万9,084円、あと期末の商品棚卸高を差っ引きまして、売上原価のほうは2,451万7,140円というふうになっております。

あと、天文台の観望料の関係なんですけど、天文台は星空観測会というものが主になっておりまして、そうなりますと、そこへの参加というものについては観望料というのを徴収しないということがあります。ここにある9,000円というのは、大人の方の年間パスポートという部分が9人分あったというふうに聞いております。

○5番禰占通男議員 燃料については、昨今の原油の高騰といういろいろありますけど、これは年間契約でやってるのか、そこら辺の契約はどうなっているのか。仕入値です、仕入れる場合ですよね。大体が枕崎もトラック業をしてる人なんか年間契約とかそれをやって、なるべく仕入値を下げるというようなことも努力もしているようですので、それについてと、今後、このKクリーンエナジー、これについては経営はこのままずっとこのKクリーンエナジーで続いていくのか、枕崎のここのソーラーっていうのは相当利益率がよくて、何か私もいろいろ教えてもらったところ、ちょっと、経営自体がかわりそうなことも耳にしますので、そこら辺の情報はあるのかについてお尋ねをいたします。

○東中川徹企画調整課長 まず1点目の給油の仕入れ関係の契約ということではありますが、申しわけありませんが、そこまでは私のほうでは確認はいたしておりません。

それから、Kクリーンエナジーの関係、その部分についても、今あるようなことというのは私どものほうには全然入ってきておりません。

○11番永野慶一郎議員 私は、お魚センターの予算書のほうでちょっと質疑をさせていただきます。

先ほど来、出ておりますが、昨年度の売上高の決算額が1億5,400万に対しまして、30年度予算に対して900万ほど少なかったということなんですけど、今年度の予算額は、プラス1,500万ぐらいですね、昨年の決算額を参考にされてつくったのかなと思うんですけども、一般的な予算書というのは昨年の決算額に合わせてつくったりするのかなと思うんですけども、ことしは1,500万の売上高の増を予算立てしてということでございますが、先ほど参事のほうからですね、2年連続マイナスが出たその要因、レストランの売り上げが減少しているとか、そういった内容分析はされているようでございますが、結局、これあくまでも予算額なので予定額って置きかえてもいいのかなと思うんですけども、この金額を達成するために具体的にじゃあどうするかっていうのが全く私も見えないところでございまして、予算額でいきますと、今期は税引き前でございますが、180万ほどの黒字を見込んでるということでございますが、2年連続赤字が出

て、売り上げも減ってきている中で、どうやったらこの黒字にもっていけるのかなと思って、この予算書を見ておったところでございますが、これ単年度だけで考えると、後々ですね、また、その年はよかったけど来年はまただめですっていうような感じにもなってきた感じもしまして、やはり中長期的な計画も必要ではないのかと思うんですけども、一般質問でもちょっと私、質問しましたが、市長のほうがお魚センター、枕崎の観光のランドマーク的存在であってもらいたいというような答弁もいただいております。

それも含めてですね、どうやったらランドマーク的存在になれるのかっていう、この予算額の売り上げにどうやって近づいていけるのか、具体的にそこをどうやって計画してるのかっていうのをお尋ねをしたいと思います。

それともう一点、単年度だけじゃなくて今後ですね、また返済も令和12年度まで続くということで、返済が1,000万、そしてまた利息も二百数十万、毎年毎年続いていくわけですけども、これもかなり大きな負担になっているのではないかと思います。そこら辺も含めてですね、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○前田祝成市長 売り上げの伸びの予算額というところについては、先ほど参事のほうからありましたように、1つはふるさと納税返礼品事業で何とかできないだろうかという計画を立てていることと、それともう一つは、客数がなかなか伸びていないという状況の中で、売り上げを上げるために、レストラン部門の客単価を上げる方法はないかということで、今、取り組んでいるところです。

先ほど参事のほうからも少しありましたけれども、地魚を活用したメニュー改善であるとか、寿司メニューを出せないだろうかとか、ドリンクメニューが今ちょっと充実してない部分がございます、ドリンクメニューを充実させることによってセットメニューで客単価を上げていくということも、今検討の最中でございます。

これにつきましても、先ほど参事からできるだけ早く実現したいという話がありましたが、消費税増税前の9月ぐらいにはですね、新しいメニュー開発をして、新しいメニューで、新しい価格体系で、レストラン部門の収益増を図っていこうということで今考えているところでございます。

長期的なところに行きますと、本会議の一般質問でもお答えしたかと思っておりますけれども、やはり組織としてのマネジメントといいますか、組織運営の方法をやっぱり抜本的に見直していかないといけないのではないかなというふうに考えているところです。

それにつきましてはですね、無駄を省くとか、あるいは人の配置を効率的にするとかというように、どちらかという組織運営、そちらのほうでやっていく方法、それと先ほどちょっと売り上げのところでも申し上げましたけれども、差別化というところでやっていく方法、2つあるかと思っております。

その差別化戦略につきましては、先ほど申し上げました地魚あるいは寿司メニュー、そして飲み物とのセットメニューあるいは1階の直営売店の商品の中身を変えていく、あるいはオリジナル商品をつくっていくことによって、客単価を上げていくとかっていうことですね、そういう差別化戦略をしっかりと取り組んでいかないといけないなというふうに思っています。

ですから、この商品によって差別化戦略を立てていくこと、そしてオペレーションによって、これをコストリーダーシップっていうんですけど、コストをいかに抑えていって、利益を出せるような組織運営をしていくかとその2つの方向で取り組んでいこうというふうに今、考えているところです。

そのあたりについてはですね、私、副市長、参事、そして今、副支配人が新しく来ております。その副支配人とですね、しっかりと定期的なミーティングをやりながら、状況をチェックしながら、まさにPDCAを回しながらですね、取り組んでいこうというふうに考えているところです。

○11番永野慶一郎議員 ただいま、具体的な戦略といいますか、経営戦略といいますかね、それでレストランの客単価のアップ、差別化戦略という言葉が出てきましたけども、ちょっと一つ、私が気にかかったことがございまして、提供する品物の質を上げて客単価を上げるってことだろうと思うんですが、逆に、その客単価があだになってレストランの利用者が減るといのは考えられないのかっていうのと、現在、そのレストランの単価について高いとか安いとかっていうようなお話は何も聞かれてないのか、そこら辺も含めてお答えいただけたらありがたいです。

○新屋敷増水産商工課参事 今、議員のほうから、その客単価を上げることで逆に利用者が離れるんじゃないかとか、そういう懸念の意見もありましたけれども、私どもも一番そこに気をつけているところでありまして、今、お魚センターのほうではレストランの利用者の客層を分析しているんですが、6割が初めて来た利用者、3割ぐらいが2回以上利用した方、そして1割は地元の方で、定期的にお魚センターを利用してくださっている方、そんなふうに分層もしているところなんですけども、それで特にお魚センターのほうは、観光客に対する満足度を上げるということも大きな取り組みですけれども、それとあわせて地元の方々、近隣住民の方々に何度も足を運んでいただくということも大事な取り組みだと思っておりますので、地元の方々にはですね、今、内部で話をしているところですが、例えば5回食事をしていただいたら、1回はサービス券みたいな形でまた来ていただけるような取り組みをすとか、そういった細かいところまで考えているところであります。

そして、観光客の方々に対しては、先ほどからも話がありますけれども、やはり枕崎の新鮮なカツオ、地魚、そしてやはり寿司メニューがですね、できればいいなっていうのは、今、思っておりますので、そういったところをもっと詰めて、検討を進めていきたいというふうに思っております。

○11番永野慶一郎議員 現在、そのレストラン利用状況をお聞きしましたけれども、初めて来られた方6割、地元の方が1割ということなんですけど、どこに目を向けるかということかと思うんですけども、観光客の方をメインで考えるのか、地元の方を考えるのかっていったときに、そうなると必然と客単価っていうのもですね、地元の方は高いと多分行かないかなって感じるんですけども、最後に質問をしておきますけども、どこに重きを置くのかですね、本当に観光客メインでいくのか、今も割合的にはそうですね、1割ですので、地元の方の利用というのがですね。どこに重きを置くのかがちょっと語弊があるのかもしれませんが、そこら辺はどう考えているのか、最後にお聞きしておきたいと思います。

○前田祝成市長 現在のお客様の構成比というのは、今、参事からあったとおりです。6割の1見さんといいますか、初めてのお客様、そして3割のリピーター、そして1割の地元客ということでございました。

私もですね、やっぱり地元客をどう取り込んでいくかということが非常に大事であろうというふうに考えております。そのときにお客様を呼ぶ手段ということを考えてときに、先ほど、5回に1回のインセンティブとかっていう話もありましたけれども、少しくレストランのほうはある程度客単価も上げて、ある程度その高品質感というか、そっちのほうで観光客を満足させると。

そこで、1階のところで何ができるかというところが、かなり勝負かなというふうに思っております。先般、カツオ料理教室を1階でイベントをしたということで報告を受けております。そういうイベント的な部分もですね、少しできるような、そういう取り組みも必要かなというふうに思っております。

そうすることで、行けば何か新しいものを行っているというようなですね、ちょっとニュース性のある1階の仕組みっていうのをやっぱりつくっていく必要があるかと思っております。ただ、今すぐ簡単にできるわけではないですので、そのあたりもですね、またスタッフと協議しながら、しっかりと地元客も愛着を持っていただけるような、そういう1階のグランドデザインっ

ていうか、そこをつくっていければというふうに思っておりまして、そのあたりも我々が話をしているのは、何とか9月までにですね、そのあたりのしっかりとの方針といいますか、グランドデザインがしっかりできればなということで今、やっておりますので、また来年はもっといい報告ができるように頑張っていきたいというふうに思います。

○14番吉松幸夫議員 11番議員と少し関連があるかと思うんですけども、お魚センターの件につきまして、この長期借入返済額というのが、今、残高が1億2,900万ほどということでした。

平成24年に一度借りかえをしたということがある7年前ですね、このときが1.85%だったということですけども、この7年たつてここであと12年ということで、もう一度、てこ入れのさらに低金利なものに借りかえていくという方法もあるかと思っておりますけれども、その辺はどういうふうに取り組んでいくんでしょうか。

またそれと、レストラン部分のことがありましたけれども、昨今、近隣のいろんなレストランが、バイキング方式に切りかえてですね、非常ににぎわってるという話を聞きます。さらにそこに枕崎の人たちが相当数流れてるということも聞いておりますので、そういったところも含めてですね、ちょっと計画をお考えいただけたらと思っておりますが、どうでしょうか。

○新屋敷増水産商工課参事 まず、長期借入金に係る借りかえは検討していないかということでありまして、これにつきましては、今現在ではまだ具体的な検討には入っておりませんが、やはり今後の経営状況を見ながら、そういったこともまた考えていかなければならないとは思っております。

それと、レストランのバイキング方式のお話がありましたけれども、これにつきましては、今、お魚センターのレストランの担当者の方とも話をしているんですけども、これまでも営業時間外に、バイキング方式でお客様を受け入れたりもしているんですけども、経営的なことでどういう状況なんだろうということもお尋ねをいたしましたら、お魚センターの営業時間がレストランは11時から3時までであります。そして、その夜の受け入れをするとすると仕入が変わってきたり、レストランスタッフの時間外対応とかも出てきたりして、正直言ってなかなか厳しい状況でしたということも聞いておりますので、そういったことをやはり考えながら、レストランの収益が上がるような形で、今後は運営を考えていきたいというふうに思っています。

○中原重信議長 ほかにありませんか。

○12番東君子議員 済みません、今おっしゃられたと思うんですけど、レストランの営業時間なんですけど、2時半を過ぎてたと思うんですけど、地方の方々がレストランの下にいらっしゃって、どっかあいてないか、あいてないかということで、私なんかはまだあいてるかもよって言うて上を案内しようとしたら結構——これ何時までに入れば食べれるんですか。

○新屋敷増水産商工課参事 営業時間が3時までになっておりますので、3時までにはレストランのほうに入っていいただければ対応はしております。

○12番東君子議員 今ですね、いろんなお店が、大体2時過ぎくらいに一旦閉まって、そしてまた夕方から始まるっていうパターンなんですけど、観光客の方っていうのは、やっぱりこういう観光されて、そして時間を忘れてやることってよくあると思うんですけどね。

そういう中で、やっぱりちょっと3時ぐらいっていうのは、もうちょっと長いとゆったりお茶を飲めたりできるんじゃないかなとそのときに思ったんですが、また御検討をよろしく願います。

○中原重信議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、令和元年第3回定例会を閉会いたします。

午後5時57分 閉会

一般質問の要旨

令和元年 第3回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①東 君子	<p>市が取り組む健康づくり対策について</p> <p>庁内の喫煙対策について</p> <p>選挙ポスター掲示板について</p>	<p>1 高血圧ゼロに取り組む理由はなぜか</p> <p>2 市職員全体の健康状況について</p> <p>1 市職員の庁内での喫煙はどのようにしているのか</p> <p>2 他の職員や市民への副流煙や残留受動喫煙の影響をどのように考えているのか</p> <p>1 本市が考える選挙ポスター掲示板の役割とは何か</p> <p>2 市議会議員選挙ポスター掲示板を告示日の翌日に撤去したのはなぜか</p> <p>3 今後、市民がもっと選挙に対して関心を持ってもらうためにできる対策はないのか</p>	<p>市 長 課 長</p> <p>市 長 課 長</p> <p>市 長 課 長</p>
②下竹 芳郎	<p>第2回枕崎国際芸術賞展に向けて</p>	<p>1 元号が令和に変わり新しい時代になり、枕崎も市制施行70周年を迎える。このような記念すべき年に第2回枕崎国際芸術賞展が7月21日から開催されるが意気込みはどうか</p> <p>2 3年前の第1回展は、それなりの成功をおさめたが、反省点もあったと思う。今回、そこを踏まえどういうところを改善するのか</p> <p>3 第2回展を盛り上げようということで、県の地域振興推進事業を活用したアートミュージアム拠点（南溟館）推進事業を実施するが、具体的な内容は</p> <p>4 推進事業の期待される効果の中で、開催期間中の南溟館の入館数を前回の4,657人から1万人にする</p>	<p>市 長 副市長 教育長 課 長</p>

質問者	質問の主題	質問の要旨	答弁者
	市長の進める トップセールスについて	<p>目標を掲げているが、この根拠と目標を達成する方策は</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長は就任して1年半になる。公約でトップセールスの積極展開とあるが、就任後、特産品の売り込み、観光地の紹介、イベント等の告知など、県内外の関係各所にどういう働きかけをしたのか 2 企業誘致するのもトップセールスの一つであると考え。これまでの市長の取り組みは 3 トップセールスを行うに当たって地場製品の「枕崎ブランド」化を推進とあるが、どのように取り組んでいるのか 	市長 副市長 課長
③禰占 通男	人口減対策について	<ol style="list-style-type: none"> 1 次期「枕崎市総合戦略策定」、「子ども・子育て支援事業計画策定」の進捗はどうなっているのか 2 策定のための資料、データに採用予定のものは何か 3 次期総合戦略の人口目標はどうなるのか 4 少子化、人口減少対策についてどのように考えているのか 5 子育て支援はどう進めるのか（人口減少克服に向けた取り組み） 	市長 課長
④清水 和弘	元号・令和の 思いについて	<ol style="list-style-type: none"> 1 元号・令和に対する市長の思いについて 	市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	空き家の現状と対策について	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成25年に本市が調査した危険空き家、空き家の調査状況について 2 危険空き家、空き家の解消策として、市外不動産業者を仲介役に指定しなかった理由について 3 保安上危険、衛生上有害な特定空き家に対する措置について 4 空家等対策の推進に関する特別措置法による財政・税制上の支援について 5 本市の空家等対策計画の進捗状況について 	市 長 課 長
⑤立石 幸徳	健康なまちづくりについて	<ol style="list-style-type: none"> 1 「高血圧ゼロの街 枕崎」プロジェクト事業の必要性について 2 本市の循環器系疾患の実態並びに脳血管疾患標準化死亡比について 3 血圧を「知る」、「下げる」、「上げない」の3か年事業の成果目標をどこに設定しているのか 	市 長 課 長
	新学習指導要領への対応について	<ol style="list-style-type: none"> 1 小学校において来年度から、また中学校においては、2021年度から学習指導要領の改訂が全面实施されるが、これまでとどのように変わるのか 2 現在は全面实施に向けた移行期間であるが、本市ではどの点を重点的に取り組んでいるのか 3 小学校3年生からの外国語活動は、具体的にどのように導入がなされるのか 	教 育 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	行財政改革について	<p>1 枕崎市行財政改革推進計画の財政効果について (定員管理の適正化、職員給与等の適正化など)</p> <p>2 会計年度任用職員の制度化による財政効果について</p> <p>3 下水道事業処理施設等の管理業務の包括的民間委託の推進について</p> <p>4 下水道使用料の水質料金のあり方について</p>	市 長 課 長
⑥永野慶一郎	一般家庭ごみについて	<p>1 現在、分別されていない未回収ごみを自主的に整理して持ち込んでいるが、内鍋清掃センターが閉鎖した後のごみの持ち込みはどうするのか</p> <p>2 ごみ処理施設が遠隔地になると行政サービスが低下することも懸念されるが、市はどのような対応策を考えているのか</p>	市 長 副市長 課 長
	枕崎市の観光活性化について	<p>1 電動アシスト自転車の利用者がふえてきているようだが、利用者からはどのような声を聞いているのか</p> <p>(2) 電動アシスト自転車の増台は検討していないのか</p> <p>(2) 今後さらに利用者がふえるような取り組みは、具体的に考えていないのか</p> <p>(3) 火之神公園へ向かう火之神ロードを走行する際の車道の拡幅等含め、安全対策はどう考えているのか</p> <p>(4) 枕崎駅前と火之神公園を結ぶ電動アシスト自転車の周遊ルートのお魚センターの観光拠点としての位置づけを具体的にどう考</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑦城森 史明	行財政改革推進計画について	<p>えているのか</p> <p>1 県下19市における5年間の経常収支比率を比較すると、本市は5年間常にワースト3位以内である。他市に比べ財政が硬直化し、市民サービスに使用できる財源が不足していることを示している。他市の大半は、経常収支比率は90%前後でコントロールされている。本市が95%近くから改善されない理由は何か</p> <p>2 2021年度までの経常収支比率の推移が示されている (1) 推移ではなく目標値を示すべきではないか (2) 一般財源収入及び経常経費の内容はどうなっているのか</p> <p>3 人件費削減に大きく影響する定数管理の適正化は、現状維持でほとんど改善されていない (1) 業務効率化による定数削減により、職員数の削減はできないのか (2) 定数管理の適正化の目標値における採用者と退職者の人件費の比較はどうなるのか (3) 人件費削減の目標値を掲げるべきではないのか</p> <p>4 ふるさと応援基金からの繰り入れを一般財源収入として計上できないのか</p>	市 長 副市長 課 長
	枕崎市移住者住宅確保支援補助金について	<p>1 過去5年間の本市におけるUターン者、Iターン者数について、どのように把握しているのか</p> <p>2 Uターン者、Iターン者両者とも、結果的には本市の人口増に確実につながるものである。Uターン</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p>桜山中学校グラウンドの排水対策について</p>	<p>者を除外した理由は何か。また、Uターン者を加える考えはないのか</p> <p>1 以前、桜山中学校グラウンドの排水工事により、一定の改善はなされた。しかし、グラウンド南側においては従来と変わらず、排水不良のままである。 (1) 桜山小学校のグラウンドの排水は良好である。桜山小学校グラウンドと同じ工法で工事はできないのか</p> <p>(2) 桜山中学校の排水改善工事の予定はないのか</p>	<p>市 長 副市長 教育長 課 長</p>
	<p>妙見センターの加工室について</p>	<p>1 妙見センターの加工室は、排気ファンの不良等、老朽化が進んでいる。6次産業化による農業の活性化のために設備を充実させる必要性について、どのように考えているのか（本市の農産品のお茶、サツマイモ等を利用した加工品を試作できる設備の導入等）</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>
<p>⑧豊留 榮子</p>	<p>会計年度任用職員制度について</p>	<p>1 政府は2020年4月に地方公務員の働き方を変えるために、制度の改正をしようとしているが、この会計年度任用職員制度とはどういう制度なのか</p> <p>2 新しい制度で本市職員の働き方はどう変わるのか</p> <p>3 制度改正により住民サービスが低下することはないのか</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>
	<p>就学援助制度について</p>	<p>1 31年度の新中学生に対する就学援助の入学準備金が入学前に支給され改善されたところであるが、小学生についてはどのような検討がされているのか</p> <p>2 負担が比較的大きい修学旅行費用の支給時期はいつになるのか</p>	<p>市 長 副市長 教育長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p data-bbox="360 517 549 629">学校給食費の無償化について</p> <p data-bbox="360 752 549 864">子ども医療費の無料化について</p>	<p data-bbox="564 237 1291 394">3 国の要保護児童生徒援助費補助金の項目の中で本市が実施できていないのが、通学費、クラブ活動費、生徒会費、P T A会費の4項目となっているが、その後の改善はされたのか</p> <p data-bbox="564 517 1291 629">1 学校給食費の無償化実施は全国に広がり、南さつま市は全校生徒に無償化を実施しているが、今現在の無償化に対する本市の考えは</p> <p data-bbox="564 752 1291 943">1 中学校卒業までは医療費の無料化をしているが、現物給付（窓口無料化）は非課税世帯のゼロ歳から未就学児までとなっている。今後、医療費助成を高校卒業まで引き上げ、現物給付の実施枠を拡充することはできないのか</p>	<p data-bbox="1307 517 1410 663">市 長 副市長 教育長 課 長</p> <p data-bbox="1307 752 1410 864">市 長 副市長 課 長</p>

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 中 原 重 信

枕崎市議会議員 上 迫 正 幸

枕崎市議会議員 東 君 子